

神奈川県

自治総合研究センター

平成20年度部局共同研究報告書

公益法人制度改革に向けた法人の取組

【増補改訂版】

2009（平成21）年3月

まえがき

神奈川県自治総合研究センターでは、研究事業の一環として、地方自治体の行政運営上の課題をテーマに設け、関係部局、当センターの職員等で構成する研究チームを設置し、部局共同研究を行っています。

公益法人制度改革に係る3法が平成20年12月1日に施行され、従前の公益法人制度下で設立された民法法人（特例民法法人）は、施行後5年以内に新たな公益法人制度に対応する必要があります。移行に際して、特例民法法人は、一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人のいずれかの法人形態を選択するなど、様々な検討を行い、事務を進めることが求められています。

当センターでは平成19年度に、民法法人が新たな公益法人制度への移行を検討する際に、理解し、留意しておくべき事項等の整理を行いました。国のガイドライン等が公表されていない中、制度の詳細が不明な箇所がありました。

そこで、本報告書は、平成19年度部局共同研究「公益法人制度改革に向けた法人の取組」の報告書について、内閣府から公表された公益認定等ガイドライン等を踏まえ、神奈川県自治総合研究センターにおいて増補及び改訂を行ったものです。

本報告書が、特例民法法人の移行事務、県の法人指導の際に参考となれば幸いです。

最後になりましたが、今回の研究に際して、御助言をいただいた関係者の皆様に対し、心より感謝申し上げます。

2009（平成21）年3月

神奈川県自治総合研究センター
所 長 長田 誠

目 次

はじめに	1
第 I 部	5
第 1 章 公益法人制度改革の背景	7
第 1 節 公益法人制度改革の意義	7
第 2 節 従前の公益法人制度の課題	7
1 主務官庁制	7
2 行政改革	7
3 非営利・非公益団体のための法人制度	8
4 民法法人に係る税制度	8
第 3 節 改革 3 法制定までの経緯	9
第 2 章 新たな公益法人制度の概要	11
第 1 節 非営利法人制度の概要	11
第 2 節 新たな公益法人制度の概要	13
1 従前の公益法人制度と新たな公益法人制度との相違点	13
2 一般社団・財団法人とは	14
3 公益社団・財団法人とは	15
4 新たな公益法人制度への移行	16
(1) 移行の概要	16
(2) 認可又は認定の申請先	17
(3) 一般社団・財団法人への移行の手続	17
(4) 公益社団・財団法人への移行の手続	18
5 新たな公益法人制度の特徴	19
第 II 部	23
第 3 章 移行事務のフロー	25
第 4 章 法人形態の選択	29
第 1 節 主な相違点	29
コラム 1 従前の税制度	31
コラム 2 地方自治法上の監督	33
第 2 節 選択する法人形態に応じた留意点	34
1 公益社団・財団法人を選択する場合の留意点	34
2 一般社団・財団法人を選択する場合の留意点	35
コラム 3 地方自治体からの受託事業・補助事業	36
第 5 章 主要な公益認定基準への適合	37
第 1 節 公益目的事業	37
1 公益目的事業とは	37
(1) 認定法の別表	37

(2) 不特定かつ多数の者の利益-----	38
ア 定義等-----	38
イ 具体的な判断-----	39
2 公益目的事業か否かの判断の留意点-----	42
(1) 個別の事業ごとの判断-----	42
(2) 合理的な説明-----	42
(3) 柔軟な解釈-----	42
コラム4 受託事業、補助事業、財産使用料等の減額又は免除-----	43
第2節 公益目的事業比率-----	44
1 算定式-----	44
2 「費用額」の調整-----	45
(1) 引当金-----	45
(2) 財産の譲渡損等-----	45
(3) 土地の使用に係る費用額-----	46
(4) 融資に係る費用額-----	47
(5) 無償の役務の提供等に係る費用額-----	48
(6) 特定費用準備資金-----	48
(7) 関連する費用額の配賦-----	50
3 基準不適合の場合の対応-----	50
コラム5 営利法人への収益事業部門の譲渡等-----	50
第3節 遊休財産の保有制限-----	54
1 遊休財産額の算定方法-----	54
2 公益目的事業の実施に要する費用の算定方法-----	56
3 基準不適合の場合の対応-----	57
補論1 財産等の用途区分等-----	58
1 「公益目的事業財産」と「公益目的事業財産以外の財産」-----	58
(1) 「公益目的事業財産」とは-----	58
(2) 「公益目的事業財産」と「公益目的事業財産以外の財産」の区分-----	59
2 「公益目的事業財産」の種類-----	59
3 「公益目的事業財産以外の財産」の種類-----	60
コラム6 認定後の「公益目的事業財産」-----	60
コラム7 「公益目的事業財産」と「公益目的保有財産」-----	61
コラム8 認定法に規定された「財産」等-----	62
補論2 公益目的事業比率等の算定例-----	64
1 公益目的事業の確認-----	66
2 公益目的事業比率の算定-----	67
3 遊休財産の保有制限-----	69
第6章 公益目的支出計画の作成-----	71
第1節 公益目的支出計画とは-----	71
第2節 公益目的支出計画の作成方法-----	71
1 公益目的財産額の算定-----	71

2	公益目的のための支出-----	74
(1)	支出の方法-----	74
(2)	支出の額-----	76
	ア 公益目的支出の額-----	76
	イ 実施事業収入の額-----	76
(3)	公益目的財産残額の算定-----	77
	ア 公益目的収支差額-----	77
	イ 公益目的財産残額の算定例-----	77
3	公益目的支出計画の作成-----	78
(1)	公益目的支出計画が適当であることについて-----	78
(2)	公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれることについて-----	79
	コラム9 受託事業の取扱い-----	79
補論	公益目的支出計画の例-----	80
1	公益目的財産額の算定-----	80
2	公益目的のための支出-----	81
3	公益目的支出計画の作成-----	83
第7章	チェックリストによる確認-----	85
第1節	一般社団・財団法人へ移行する場合のチェックリスト-----	85
1	一般社団法人への移行に向けてのチェックリスト-----	86
(1)	必要的記載事項-----	86
(2)	相対的記載事項（一般法に基準が示されているが定款で変更可能なもの）-----	86
(3)	相対的記載事項（定款に規定しなければ有効にならないもの）-----	91
(4)	定款に記載しても無効となる事項-----	94
2	一般財団法人への移行に向けてのチェックリスト-----	95
(1)	必要的記載事項-----	95
(2)	相対的記載事項（一般法に基準が示されているが定款で変更可能なもの）-----	95
(3)	相対的記載事項（定款に規定しなければ有効にならないもの）-----	98
(4)	定款に記載しても無効となる事項-----	102
第2節	公益社団・財団法人へ移行する場合のチェックリスト-----	103
1	公益認定基準-----	103
2	欠格事由-----	109
3	財務体制-----	110
補論	収支相償の判定方法-----	111
1	第一段階-----	111
2	第二段階-----	111
(1)	収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合-----	111
(2)	収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合-----	111
(3)	剰余金の扱いその他-----	112
第8章	定款変更と機関設計-----	113

第1節 定款変更等	113
1 定款変更の方法	113
(1) 1回で変更する方法	114
(2) 2回で変更する方法	114
ア 1回目の変更	114
イ 2回目の変更	114
ウ 2回で変更する場合の留意点	114
(3) 1回で変更する方法と2回で変更する方法のメリット・デメリット	115
2 変更する定款の内容	116
(1) 必要的記載事項	116
(2) 相対的記載事項	117
(3) 任意的記載事項	118
(4) モデル定款等の活用	118
第2節 機関設計等	119
1 法人形態と機関設計	119
(1) 一般社団・財団法人の場合	119
ア 一般社団法人の場合	119
イ 一般財団法人の場合	119
(2) 公益社団・財団法人の場合	120
ア 公益社団法人の場合	120
イ 公益財団法人の場合	120
(3) 特例民法法人の場合	121
2 各機関の概要	121
3 役員等の選任	123
(1) 最初の評議員の選任	124
(2) 役員等の選任の時期	125
ア 公益社団法人へ移行する場合（定款変更1回）	126
イ 公益社団法人へ移行する場合（定款変更2回）	126
ウ 公益財団法人へ移行する場合（定款変更1回）	127
エ 公益財団法人へ移行する場合（定款変更2回）	127
4 議決権の代理行使等の制限	128
5 役員等の損害賠償責任の強化	128
(1) 役員等の損害賠償責任の概要	129
(2) 損害賠償責任の免除	129
コラム10 地方自治体職員 of 役員等への就任	130
第9章 申請	131
第1節 一般社団・財団法人への移行認可申請の際の申請書類・添付書類	131
1 申請書類	131
2 添付書類	132
第2節 公益社団・財団法人への移行認定申請の際の申請書類・添付書類	134
1 申請書類	134

2	添付書類	135
第10章	登記	139
第1節	登記事項等	139
1	主たる事務所の所在地における登記	139
2	従たる事務所の所在地における登記	140
第2節	登記に関する留意事項	140
1	従前と新たな公益法人制度との相違点	141
(1)	登記事項から外されたもの	141
(2)	新たに登記事項に加えられたもの	141
2	特例民法法人の登記に関する経過措置	141
第11章	合併	143
第1節	合併手続を規律する法令等	143
第2節	特例民法法人の合併	143
1	特例民法法人の合併手続のフロー	144
2	吸収合併契約書	146
第12章	解散・清算	147
第1節	解散・清算の手続を規律する法令等	147
第2節	解散・清算の手続	147
1	解散の手続	147
2	清算の手続	150
(1)	清算人の就任	150
(2)	登記及び届出	150
(3)	現務の完了	150
(4)	債権の取立・債務の弁済	150
(5)	残余財産の引渡し	151
(6)	清算終了の登記	151
(7)	清算終了の届出	151
3	まとめ	152
研究員名簿等		153

はじめに

1 研究の目的

平成18年6月2日に、①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び③一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）が公布され、平成20年12月1日に施行された。

これらの法律は条文数も多く、また、法人のガバナンス（内部統治）、新たな法人への移行手続等の多岐にわたる事項が規定されていることから、非常に複雑な法律と言われている。

従前の公益法人制度の下で設立された法人（特例民法法人）は、上記の三つの法律が施行された平成20年12月1日から5年以内に、新たな公益法人制度の法人に移行するなどの対応が必要になることから、この複雑な法律を理解した上で、法律が要求する手続等を履行しなければならない。そのためには、現状の事業目的・内容や団体のガバナンス等を十分に精査し、法律が要求する様々な基準等への適合を図る必要がある。

本研究は、平成19年度部局共同研究で実施した、特例民法法人が新たな公益法人制度の法人への移行を検討する際に、理解しておくべき事項、留意しておくべき事項等の整理について、その後の国等の動向を踏まえて補完したものである。

本報告書は、神奈川県等の所管する特例民法法人が新たな公益法人制度への対応を検討する際に参照していただくとともに、県職員等が法人指導等を行う際にも参照していただければ幸いである。

2 研究の視点

研究を行うに当たって次の事項に留意した。

① 特例民法法人が新たな公益法人制度の法人へ移行する手続等を中心に検討

新たな公益法人制度には、一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人を新たに設立する手続、行政庁としての都道府県が実施する新たな事務等も設けられているが、本研究では、既に公益的活動を行っている特例民法法人が新たな公益法人制度の法人へ移行する際の事務を中心に検討した。

② 最新の動向に留意

新たな公益法人制度について、順次、政令・府令等が公布されており、また、公益認定等ガイドライン¹、よくある質問（FAQ）、申請の手引き等も公表されている。FAQ等については、今後も充実が図られる予定であるが、各特例民法法人が早期に対応を検討する必要があることを考慮して、最新の情報から導かれる法人の行うべき事務を記述することに努めている。

なお、新たな公益法人制度に係る政令・府令等の状況は、次のとおりである。

¹ 平成20年4月に公表された公益認定等に係る法律、政令、府令の解釈に関する考え方を示す文書等

国及び神奈川県 の状況	
H18.6	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布
H19.3	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令（平成19年3月2日政令第38号） ² の公布
H19.4	内閣府公益認定等委員会の設置 ³ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年4月20日法務省令第28号） ⁴ の公布
H19.6	内閣府公益認定等委員会「公益認定等に係る政令の制定の立案及び内閣府令の制定について 答申」
H19.7	神奈川県公益認定等審議会条例
H19.9	次の政令・府令等の公布 ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行期日を定める政令（平成19年政令第275号） ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号） ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令（平成19年政令第277号） ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号） ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第69号） ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則に定める様式集 ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則に定める様式集
H19.10	第1回神奈川県公益認定等審議会
H20.1	平成20年度税制改正要綱（平成20年1月11日 閣議決定） 第2回神奈川県公益認定等審議会
H20.4	「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」の公表 申請書様式及び申請の手引きの公表
H20.5	第3回神奈川県公益認定等審議会
H20.6	第4回神奈川県公益認定等審議会
H20.7	第5回、第6回神奈川県公益認定等審議会
H20.8	第7回神奈川県公益認定等審議会
H20.10	「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」「移行認定のための『定款の変更の案』作成の案内」の公表及び公益認定等ガイドラインの追加
H20.11	第8回神奈川県公益認定等審議会 神奈川県公益認定等ガイドライン等の公表
H20.12	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行
H21.2	第9回神奈川県公益認定等審議会

² 通知等についての電磁的方法に関する政令

³ 改革3法により、内閣府公益認定等委員会の審議事項となっている政令・府令の内容を検討

⁴ 機関、計算書類、解散、清算、合併等についての省令

3 報告書の構成

- 第Ⅰ部として、第1章～第2章では、公益法人制度改革の概要を把握するために、公益法人制度改革の背景と新たな公益法人制度の概要を整理した。
新たな公益法人制度の概要等を既に承知している読者は、第Ⅱ部以降を参照していただきたい。
- 第Ⅱ部として、第3章～第12章では、新たな公益法人制度の法人形態である一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人に移行する際に法人が行うべき事務を記述した。
 - ・ 第3章では、移行事務をいくつかの段階に分け、その概要を説明し、全体をフロー図として提示した。
 - ・ 第4章では、特例民法法人が「法人形態の選択」をどのように行うべきかについて検討した。
 - ・ 第5章では、公益社団・財団法人へ移行する場合にクリアしなければならない「主要な公益認定基準」（公益目的事業、公益目的事業比率及び遊休財産の保有制限）について解説した。
 - ・ 第6章では、一般社団・財団法人へ移行する場合に作成しなければならない「公益目的支出計画」について解説した。
 - ・ 第7章では、一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人へ移行する場合にチェックしなければならない項目を「チェックリスト」として整理し、提示した。
 - ・ 第8章では、一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人への移行の認可・認定の申請の前に新たに作成・整備する「定款」、「機関設計」について解説した。
 - ・ 第9章では、一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人への移行の認可・認定の「申請書類・添付書類」について解説した。
 - ・ 第10章では、一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人への移行の認可・認定を受けた後の「登記」について解説した。
 - ・ 第11章では、特例民法法人単体で一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人への移行が困難な場合に検討されると思われる「合併」について解説した。
 - ・ 第12章では、特例民法法人単体で一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人への移行が困難であり、また、合併も困難な場合に検討されると思われる「解散・清算」について解説した。

※ なお、本報告書は、平成19年度の研究チームによる研究成果について、国の公益認定等ガイドライン等の新たに公表された資料に基づき、自治総合研究センターにおいて内容を補完し、取りまとめたものであり、行政庁としての見解を示したものではない。

4 用語

本報告書では、以下の用語を用いることとする。

本報告書での用語	内容等
一般法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
認定法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
整備法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
改革3法	一般法、認定法及び整備法の総称
一般法施行令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令
一般法規則	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則
認定法施行令	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令
認定法規則	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則
整備法施行令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令
整備法規則	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則
民法法人	改革3法の施行日前に民法第34条の許可を得て設立された社団法人又は財団法人
特例社団法人	改革3法施行日から一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人へ移行するまでの間の社団法人
特例財団法人	改革3法施行日から一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人へ移行するまでの間の財団法人
特例民法法人	特例社団法人及び特例財団法人の総称
一般社団・財団法人	一般法により設立された一般社団法人及び一般財団法人の総称
公益社団・財団法人	認定法により認定された公益社団法人及び公益財団法人の総称
指導監督基準等	「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定、平成18年8月15日最終改正）及び「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ、平成18年8月15日最終改正）
答申	公益認定等に係る政令の制定の立案及び内閣府令の制定について答申（平成19年6月15日内閣府公益認定等委員会）
主務官庁	民法法人が目的とする公益事業を所掌する官庁。主務官庁は、民法法人の設立の許可を与えるだけでなく、設立後も民法法人がその本来の公益性から逸脱することのないよう指導監督を行っている。
行政庁	一般社団・財団法人への移行の認可及び公益社団・財団法人への移行の認定を行う行政機関。国は内閣総理大臣、都道府県は知事
公益認定基準	認定法第5条に示されている公益認定の基準
ガイドライン	「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」

第 I 部

第1章 公益法人制度改革の背景

第1節 公益法人制度改革の意義

公益法人制度改革は、公益の増進及び活力ある社会の実現を目的としている¹。

「官から民へ」の流れの中で、民間非営利部門は、行政や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを柔軟に提供しており、我が国の社会経済システムの中で、その果たすべき役割はますます重要となっている。

そこで、公益法人制度改革は、「民間が担う公益」を我が国の社会経済システムの中に積極的に位置づけ、その活動を促進することをねらいとしている²。

第2節 従前の公益法人制度の課題

従前の公益法人制度には様々な課題が指摘されていたことから、今回の公益法人制度改革により、このような課題を解決し、改革の意義を発揮することが目指されている。

1 主務官庁制

民法法人は民法第34条に基づいて設立され、その要件は①公益に関する事業を行うこと、②営利を目的としないこと、③主務官庁の許可を得ることとされている。

しかしながら、民法法人の設立許可は、主務官庁に広い裁量が認められていた。このことから、(a)法人の設立が簡便でない、(b)事業分野ごとの主務官庁による指導監督が縦割りで煩雑である、(c)公益性の判断基準が不明確であるなどの問題点が指摘されていた。またこの他にも、(d)法人の情報開示が不十分である、(e)公益性を失った法人が民法法人として存続し続けている、(f)ガバナンス（法人の内部統治）に問題があるなどの指摘もされていた³。

2 行政改革

改革3法は、衆議院・参議院の行政改革に関する特別委員会で審議されていることから分かる通り、主務官庁制を廃止することによって、簡素で効率的な政府を実現し、民が公を担うための環境整備を行うものであり、行政改革の一環と位置づけられている⁴。

また、民法法人が行政代行的機能を持っていたことや、公務員人事制度との関連で早期退職した公務員の受皿となってきたことも指摘されており、行政システムとの関連が公益法人制度の問題を生じさせていた⁵。

¹ 認定法第1条

² 新公益法人制度研究会『一問一答 公益法人関連三法』（2006）・3頁

³ 以上は、公益法人制度改革に関する有識者会議「報告書」（平成16年11月19日）1(1)

⁴ 行政改革に関する特別委員会議事録（平成18年4月4日 安倍国務大臣の発言）

⁵ 中田裕康「一般社団・財団法人法の概要」ジュリスト1328号（2007）・3頁

3 非営利・非公益団体のための法人制度

民法第34条では、非営利を目的とし、公益に関する事業を行う法人（非営利・公益法人）の設立のみが認められていた。しかし、個人の価値観や社会的ニーズの多様化といった社会の変化から、非営利を目的としながら、非公益に関する事業を行う法人（非営利・非公益団体。例えば、同窓会、同好会等）のための法人制度が要請されていた。この要請に対しては、従来もNPO法人制度や中間法人制度の創設により解決が試みられてきたものの、内容が不十分であった⁶。

また、民法法人の中には、営利法人類似の法人や、同窓会等の構成員の利益のみを追求する法人が存在し、公益性を確保できていないという実態もあった⁷。

以上のようなことから、非営利・非公益団体が、法人格を持ち得る制度が求められるようになった。

4 民法法人に係る税制度

民法法人は税制上の優遇措置を受けてきたが、民法法人の事業活動が拡大・多様化し、各種分野で規制緩和が進展する中で、営利法人との課税バランスを考慮し、民法法人に対する課税の適正化が求められるようになってきた。

このことから、次の事項について税制度の変更を検討することとされた⁸。

- ① 課税対象とされる収益事業の範囲⁹・軽減税率¹⁰
- ② みなし寄附金制度¹¹（寄附金の損金算入限度額の特例）
- ③ 金融資産収益に対する課税¹²の在り方
- ④ 寄附金税制の在り方

⁶ 中田裕康「一般社団・財団法人法の概要」ジュリスト1328号（2007）・3～4頁

⁷ 田中一昭編『行政改革<新版>』（2006）・132～134頁（江澤岸生〔総務省行政管理局企画調整課長〕執筆部分）

⁸ 「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」（平成17年6月 税制調査会基礎問題小委員会非営利法人課税ワーキング・グループ）二及び三

⁹ 従前は33事業

¹⁰ 従前は、収益事業から生じる利益に対して22%（営利法人の基本税率は30%）

¹¹ 収益事業から生じる利益を非収益事業に支出した場合には、それを寄附金とみなして、寄附金の損金算入限度額（従前は、原則として所得金額の20%相当額）まで損金算入できる制度

¹² 従前は、収益事業に属する利子・配当等の金融資産収益に対してのみ法人税が課税

第3節 改革3法制定までの経緯

改革3法は次のような経緯で制定された。

	経緯
H12.12	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政改革大綱」を閣議決定 →民法法人に対する行政関与の在り方について改革が行われることとなった。
H14.3	<ul style="list-style-type: none"> ・「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」を閣議決定 →公益法人制度について抜本的かつ体系的に見直しを行うこととなった。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」を閣議決定 →国から民法法人が委託、推薦等を受けて行っている事務・事業の見直しや国から民法法人に支出される補助金・委託費等の縮減・合理化等の措置を講ずることとなった。
H14.11	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革担当大臣の下に「公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会」を設置 →有識者から意見を聴取
	<ul style="list-style-type: none"> ・税制調査会基礎問題小委員会に「非営利法人課税ワーキング・グループ」を設置
H15.6	<ul style="list-style-type: none"> ・「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」を閣議決定 →公益性の有無にかかわらず準則主義により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設すること、客観的で明確な公益の判断基準の法定化、独立した判断主体の在り方等を検討することとなった。
H16.11	<ul style="list-style-type: none"> ・公益法人制度改革に関する有識者会議「報告書」を公表
H16.12	<ul style="list-style-type: none"> ・「今後の行政改革の方針」を閣議決定 →公益法人制度改革の基本的枠組みを定める。
H17.6	<ul style="list-style-type: none"> ・税制調査会基礎問題小委員会非営利法人課税ワーキング・グループ「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」を公表
H17.12	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣官房行政改革推進事務局が「公益法人制度改革（新制度の概要）に関する意見の募集」を実施
H18.3	<ul style="list-style-type: none"> ・改革3法を国会に提出
H18.6	<ul style="list-style-type: none"> ・改革3法の公布

第2章 新たな公益法人制度の概要

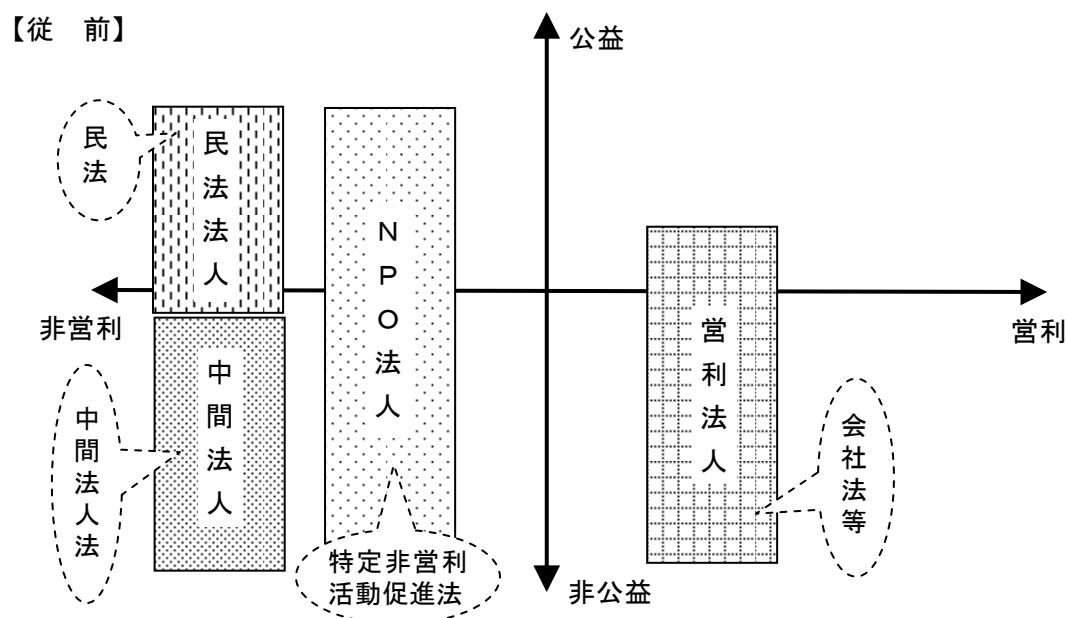
- 新たな公益法人制度では、非営利を目的とする法人¹が一般社団・財団法人と公益社団・財団法人に区分けされ、一般社団・財団法人は登記だけで設立が可能となり、そのうち主として公益目的事業を行う法人として行政庁が認定したものを公益社団・財団法人とすることとなった。
- 本章では、新たな公益法人制度の概要を把握するために、まず非営利法人制度の概要を確認した上で（第1節参照）、新たな公益法人制度の概要について述べていく（第2節参照）。

第1節 非営利法人制度の概要

法人²は法律の規定によってのみ成立する（民法第33条第1項）。したがって、非営利法人も法律の規定に従って法人を設立することが必要になる。従前、その代表的な法律は民法、中間法人法、特定非営利活動促進法であった。これらの法律はそれぞれ、民法法人、中間法人又はNPO法人の設立、ガバナンス等を規定していた³。

民法法人、中間法人又はNPO法人はすべて非営利を目的としているが、その行う事業が主として公益に資するものであるのか、非公益に資するものであるのかにより法人の性質が異なっていた。

以上を整理すると次のような図を描くことができる。



¹ 非営利を目的とする法人とは、法人関係者に利益を分配しないことを意味する。ただし、このことは収益事業を行ってはならないということではなく、収益があった場合にはこれを公益事業に使用し、法人関係者で分配してはならないということを目指す（雨宮孝子『公益法人の設立・運営（改訂版）』（1999）・15～16頁）。

² 法人とは、自然人以外で、法律上の権利義務の主体となることを認められているものを指す（法令用語研究会『法律用語辞典 第2版』（2000）・1258頁）。

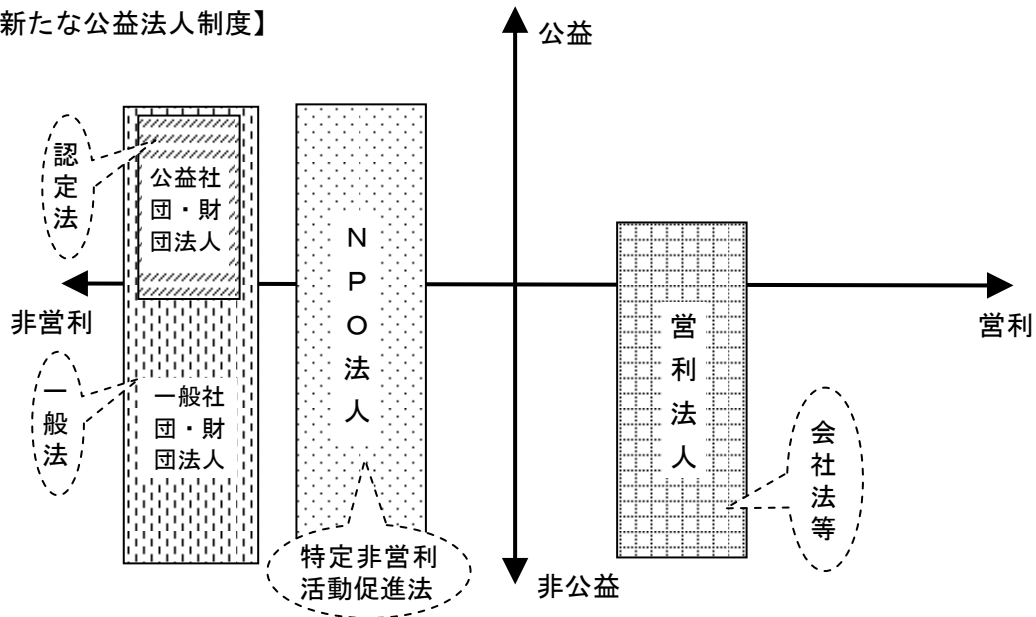
³ これらの法人形態以外の非営利法人として、社会福祉法人、学校法人等が挙げられる。

新たな公益法人制度の下では、前図の民法法人と中間法人が、一般社団・財団法人と公益社団・財団法人へと再編されることになった。

一般法は、主たる事業に制限のない一般社団・財団法人について規定し、剰余金の分配を目的としない社団法人及び財団法人は、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）により簡便に法人格を取得することができるようになった。

認定法は、公益に関する事業を主として行う公益社団・財団法人について規定している。

【新たな公益法人制度】



第2節 新たな公益法人制度の概要

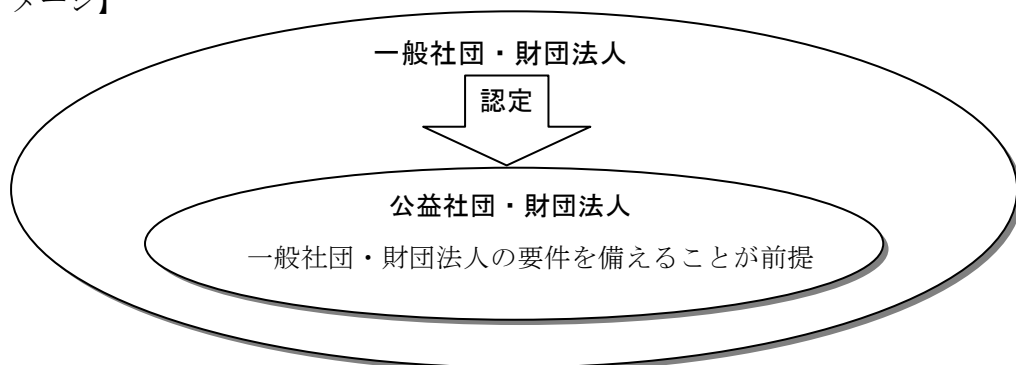
1 従前の公益法人制度と新たな公益法人制度との相違点

新たな公益法人制度の概要は次のように整理できる。

従前の公益法人制度		新たな公益法人制度
法人設立等の許可主義・主務官庁制 (法人の設立と公益性の判断は一体)		許可主義・主務官庁制の廃止 (法人の設立と公益性の判断を分離)
監督	主務官庁による監督あり ・事業計画や報告の徴収 ・登記事項変更の届出 ・立入検査 等	【一般社団・財団法人】 行政庁による監督なし ※ ただし、①公益目的支出計画の履行に係る監督、②地方自治法上の監督が残る法人あり 【公益社団・財団法人】 行政庁による監督あり
税制度	・法人税は原則非課税（ただし、33業種の収益事業には課税〔軽減税率22%〕） ・一定の要件を満たす特定公益増進法人については寄附金優遇	【一般社団・財団法人】 ・法人税は原則全所得に課税（ただし、一定の要件を備えた非営利型法人は収益事業にのみ課税） 【公益社団・財団法人】 ・法人税は収益事業にのみ課税（ただし、公益目的事業は収益事業の範囲から除外） ・寄附金優遇税制あり

新たな公益法人制度では、一般社団・財団法人は登記のみで設立ができるが、公益社団・財団法人は一般社団・財団法人のうち希望する法人が行政庁の認定を受ける必要がある。

【イメージ】



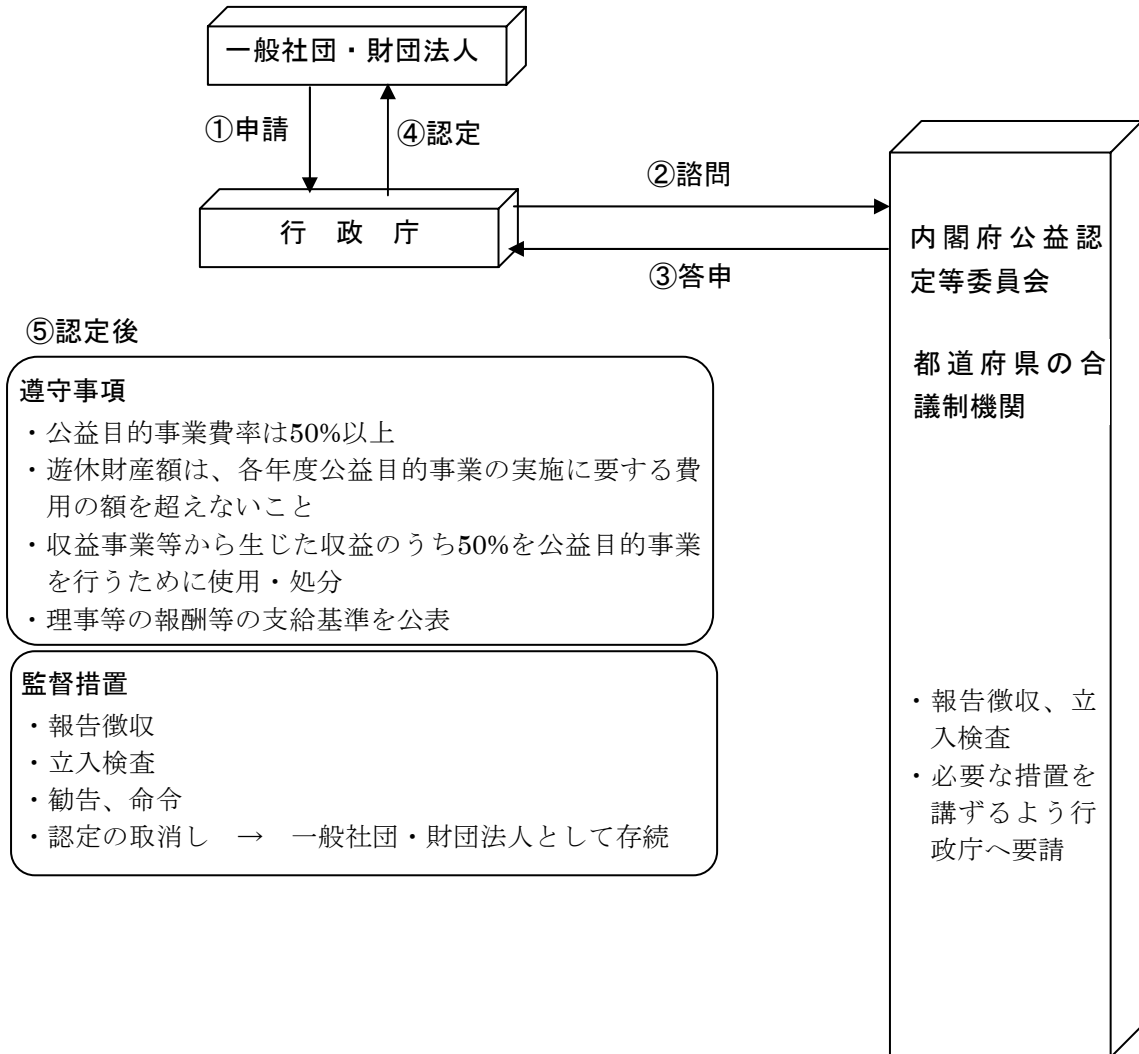
2 一般社団・財団法人とは

一般社団・財団法人の概要は次のとおり。

	一般社団法人	一般財団法人
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に制限はなく、登記のみで法人設立 ・定款で社員、設立者に剰余金、残余財産の分配を受ける権利を与えることはできない ・行政庁の監督なし（法人の自主的、自立的な運営を保障するため、最低限必要な各種機関の設置やガバナンスに関する事項について法定） 	
設立	<ul style="list-style-type: none"> ・法人名称中「一般社団法人」を使用 ・設立は社員2名以上、財産保有制限なし ・定款は設立時社員が作成（公証人の認証が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人名称中「一般財団法人」を使用 ・設立は300万円以上の財産の抛出が必要 ・定款は設立者が作成（公証人の認証が必要）
機関	<ul style="list-style-type: none"> ・理事（任期原則2年以内）必置。理事（代表理事）は法人を代表し、業務を執行 ・理事会は、業務執行を決定し、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職を行う ・代表理事又は業務を執行する理事は原則3箇月に1回以上、理事会に自己の職務の執行状況を報告 ・会計監査人を置くことができる（負債200億円以上の法人は必置）。 ・理事、監事、会計監査人、評議員は再任可 	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員、評議員会、理事会、監事は必置 ・評議員の選任・解任方法は、定款で定める（理事会の決議による選任・解任は不可） ・評議員会は法律、定款で定める事項に限り決議 ・理事等は、評議員会の決議によって選任
	<ul style="list-style-type: none"> ・社員総会必置 ・理事会、監事の設置は任意 ・社員総会は、当該法人に関する一切の事項を決議（ただし、理事会を置く場合は法律、定款で定めた事項に限る） ・理事等は、社員総会の決議によって選任 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年度ごとの計算書類、事業報告等の作成、事務所への備置き及び閲覧等による開示が必要 ・貸借対照表等の公告（インターネット可）が必要 ・法人の合併制度あり ・休眠法人の整理、裁判所による解散命令の制度あり 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・定款で基金制度の採用が可能 ・社員による役員の実任追及の訴えが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的、評議員の選任・解任方法についての定款の変更には制限あり ・2期連続して純資産額が300万円未満となった場合は解散

3 公益社団・財団法人とは

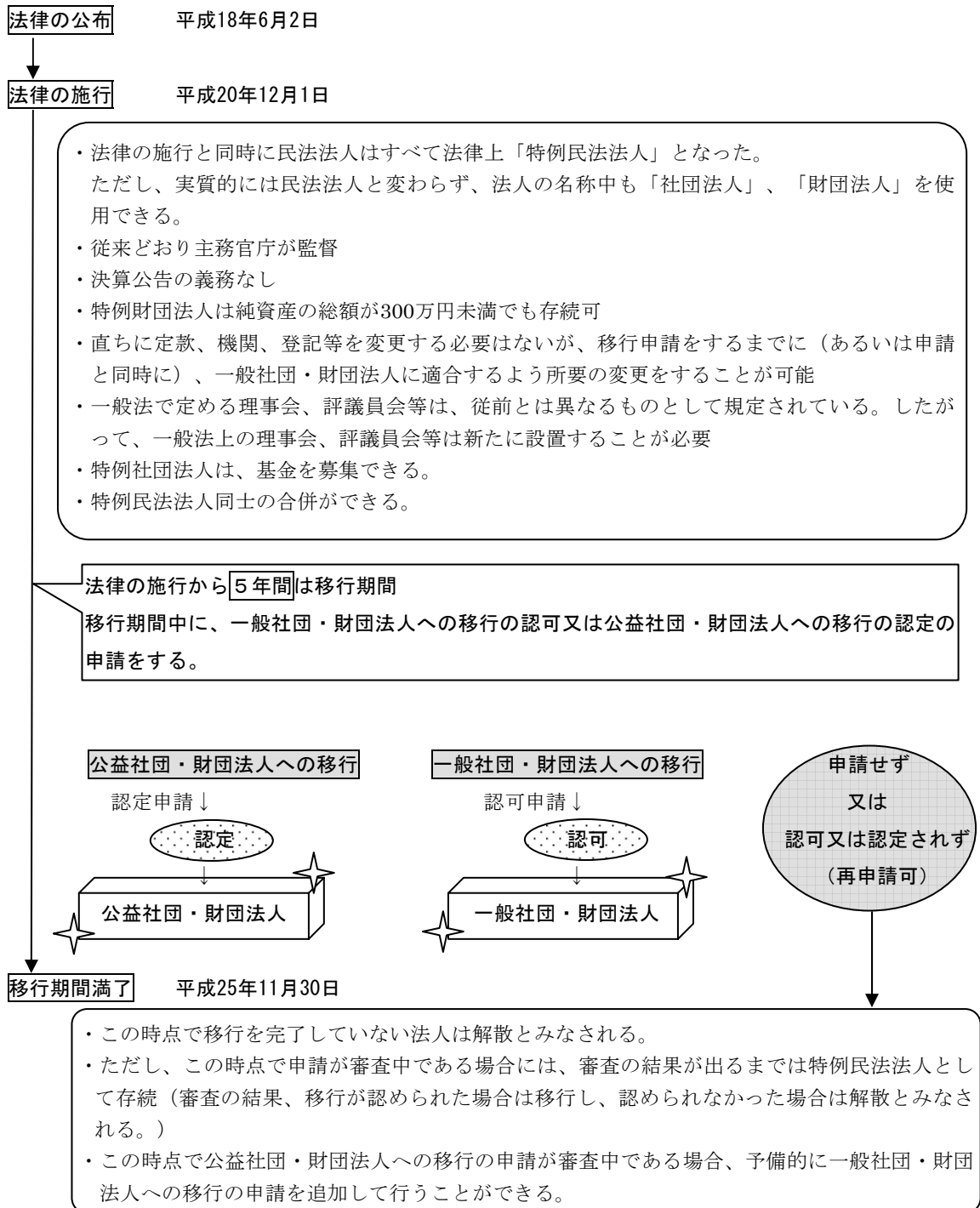
一般社団・財団法人のうち、公益目的事業を行うことを主たる目的としている法人は、行政庁への申請により、公益社団・財団法人の認定を受けることができる。



4 新たな公益法人制度への移行

特例民法法人は、平成20年12月1日から5年の間に、一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人に移行をしなければならない。移行しない法人は解散とみなされる。

(1) 移行の概要



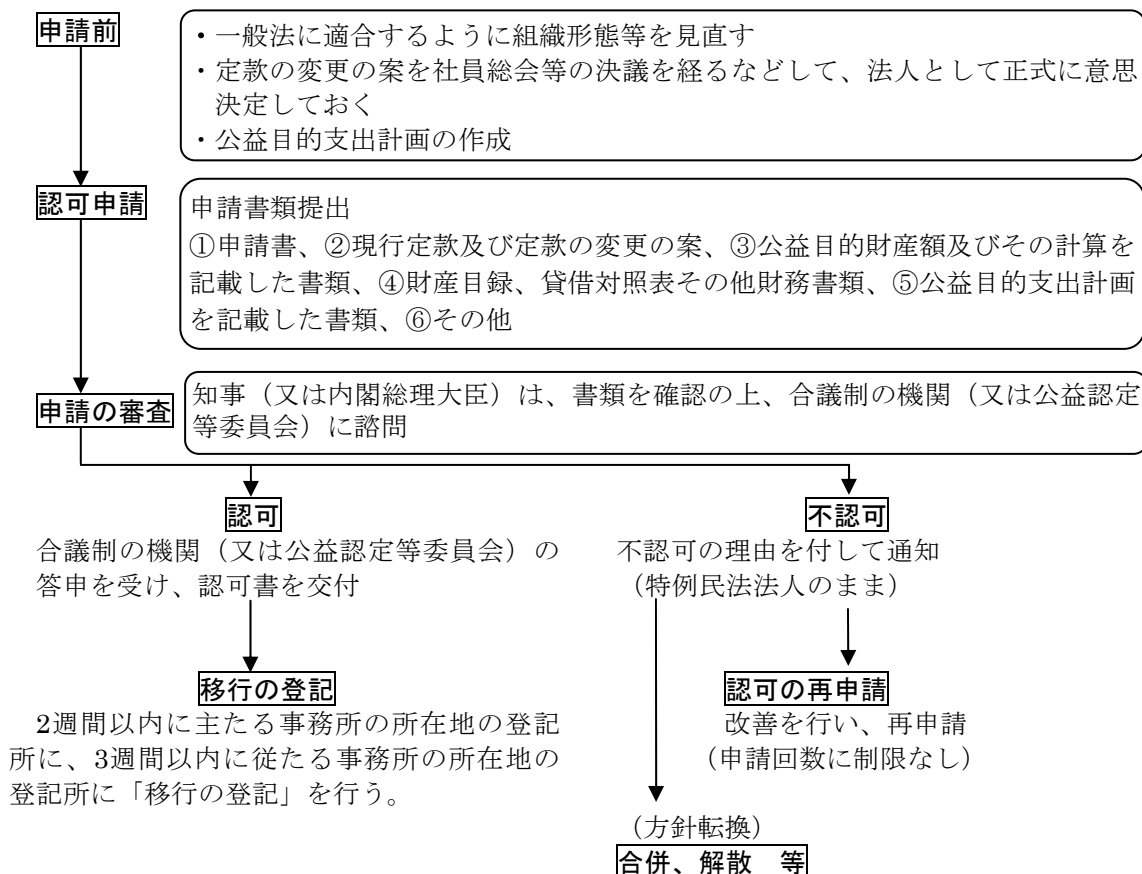
(2) 認可又は認定の申請先

一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人への移行の申請は、次の区分に従って内閣総理大臣又は都道府県知事に行うことになる。

内閣総理大臣	都道府県知事
<ul style="list-style-type: none"> ○ 複数の都道府県に事務所を設置するもの ○ 公益社団・財団法人に移行する場合、公益目的事業を複数の都道府県で行うことが明らかであるもの ○ 一般社団・財団法人に移行する場合、公益目的支出計画に記載する事業を複数の都道府県で行うことが明らかであるもの ○ 公益目的事業・公益目的支出計画記載事業が国の事務・事業と密接な関連を有するものであって、政令で定めるもの⁴ 	左記以外の場合

(3) 一般社団・財団法人への移行の手続

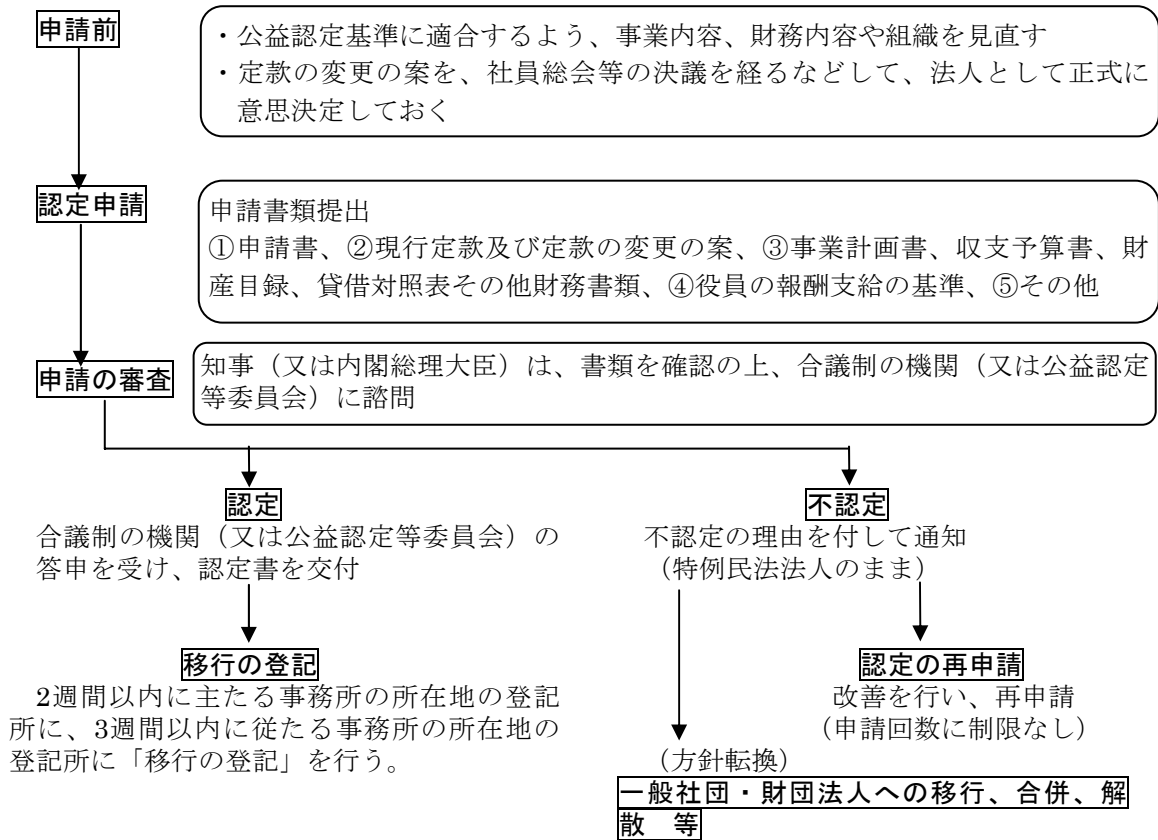
一般社団・財団法人へ移行する場合の手続の流れは、次のとおりである。



⁴ 当面、政令で事業は定めないこととされている（公益認定等に係る政令・内閣府令の制定に関する意見募集の結果について・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令案要綱関係No.51）。

(4) 公益社団・財団法人への移行の手続

公益社団・財団法人に移行する場合の手続の流れは、次のとおりである。



5 新たな公益法人制度の特徴

新たな公益法人制度を、従前の公益法人制度と比較すると、次のように整理できる。

		民法法人	一般社団・財団法人	公益社団・財団法人
法人名		社団法人・財団法人	一般社団法人又は一般財団法人	公益社団法人又は公益財団法人
根拠法		民法第34条	一般法	一般法、認定法
設立		主務官庁の許可	準則主義	行政庁の認定 〔内閣府の公益等認定委員会又は都道府県の合議制機関に諮問（認定法第43条及び第51条）〕
機 関	社員 総会	(民法第53条、第63条)	(一般法第35条) ・メールによる開催通知、議決権の行使が可能（一般法第39条、第52条） ・議決権の代理行使可（一般法第50条） ・書面等により全員が同意したときは可決の決議があったものとみなされる（一般法第58条） ・社員による代表訴訟制度（一般法第278条）	
	理事	・定数：1人又は数人（民法第52条第1項） ・任期：原則2年（基準4(1)③ ⁵) ・選出：社団法人においては社員総会、財団法人においては原則評議員会（基準4(1)②） ・理事の内、同一の親族、特定の企業の関係者、所管官庁の出身者は1/3以下（基準4(1)⑤） ・理事の内、同一業界の関係者は1/2以下（基準4(1)⑤）	・定数：1人又は2人以上（一般法第60条） 理事会を設置する場合、3人以上（一般法第65条第3項、第177条） ・任期：2年以内（定款で短縮可）（一般法第66条、第177条） ・選出：社団においては社員総会、財団においては評議員会（一般法第63条、第177条） ・報酬：定款で定めるか、社員総会（評議員会）で決定（一般法第89条、第197条） ・損害賠償責任の厳格化（一般法第111条～第118条、第198条）	・理事の内、配偶者又は三親等内の親族は1/3以下（認定法第5条第10号） ・理事の内、他の同一団体の関係者は1/3以下（認定法第5条第11号）
	理事 会	・開催回数の規定なし ・書面表決可 ・議決権の代理行使可	・年4回以上開催する必要がある（定款で年2回以上とすることも可）（一般法第91条第2項、第197条） ・書面表決不可 ・議決権の代理行使不可 ・書面等により全員が同意したときは可決の決議があったものとみなされる（定款で定める必要がある）（一般法第96条、第197条）	

⁵ 基準とは、指導監督基準を指す（以下、同じ）。

		民法法人	一般社団・財団法人	公益社団・財団法人
	評議員 財団法人のみ	<ul style="list-style-type: none"> 原則設置（基準4(4)①） 定数：理事と同数程度以上が望ましい（運用指針⁶） 	<ul style="list-style-type: none"> 必置（一般法第170条） 定数：3人以上（一般法第173条第3項） 任期：4年（定款で6年まで延長可）（一般法第174条） 選任：定款で定める方法（ただし、理事会による選任・解任規定は無効）（一般法第153条第1項第8号、第153条第3項第1号） ※ 評議員の選任・解任の方法の変更に関する規定を定款に定めない限り、変更不可（一般法第200条） 報酬：定款で定める（一般法第196条） 一般財団法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない（一般法第173条第2項） 損害賠償責任の厳格化（一般法第198条） 	
	評議員会 財団法人のみ	<ul style="list-style-type: none"> 書面表決可 議決権の代理行使可 	<ul style="list-style-type: none"> 書面表決不可 議決権の代理行使不可 書面等により全員が同意したときは可決の決議があったものとみなされる（一般法第194条） 	
	監事	<ul style="list-style-type: none"> 定数：1人又は数人（民法第58条） 任期：原則2年（基準4(2)③） 理事との兼職禁止（基準4(2)②） 	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人以外は監事必置（一般法第170条） 一般社団法人は理事会又は会計監査人を設置する場合に監事必置（一般法第61条） 任期：原則4年（定款で2年まで短縮可）（一般法第67条、第177条） 選任：社員総会（財団においては、評議員会）（一般法第63条、第177条） 損害賠償責任の厳格化（一般法第111条～第118条、第198条） 一般社団・財団法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることはできない（一般法第65条第2項、第177条） 	
監督規定	主務官庁による監督（民法第67条）	行政庁による監督なし	行政庁による監督が行われ、必要な勧告・命令がなされる（認定法第27条、第28条）	
設立許可取消等	設立許可取消（民法第71条）	<ul style="list-style-type: none"> 財団の場合、純資産額が2期連続で300万円未満→解散（一般法第202条第2項） 解散命令（一般法第261条） 	<ul style="list-style-type: none"> 公益認定取消（認定法第29条）→公益目的取得財産残額の贈与（認定法第30条） 	

⁶ 運用指針とは、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ、平成18年8月15日最終改正）を指す（以下、同じ）。

		民法法人	一般社団・財団法人	公益社団・財団法人
計算書類等	備置	以下を作成し、主たる事務所及び主務官庁に備え置く（民法第51条第1項、基準7(1)、(2)） <ul style="list-style-type: none"> ・定款又は寄附行為 ・役員名簿 ・社員名簿（社団のみ） ・事業報告書 ・収支計算書 ・正味財産増減計算書 ・貸借対照表 ・財産目録 ・事業計画書 ・収支予算書 	以下を作成し、主たる事務所に備え置く（一般法第14条、第129条、第156条、第199条） <ul style="list-style-type: none"> ・計算書類 ・事業報告 ・附属明細書 ・定款 ・（必要に応じて）監査報告、会計監査報告 	①事業年度開始前日までに作成・備置（認定法第21条第1項、認定法規則第27条） <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支予算書 ・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 ②事業年度経過後3箇月以内に作成・備え置きし、行政庁へ提出（認定法第21条第2項、認定法規則第28条第1項） <ul style="list-style-type: none"> ・財産目録 ・役員等名簿・報酬等の支給の基準を記載した書類 ・（必要に応じて）キャッシュ・フロー計算書 ・運営組織及び事業活動の状況の概要等を記載した書類
	閲覧	原則として一般の閲覧（基準7(1)、(2)）	社員又は評議員及び債権者へ閲覧（一般法第14条第2項、第129条、第156条、第199条）	何人も閲覧を請求できる（認定法第21条第4項）
	公告義務	規定なし	①次のいずれかの方法により公告（一般法第331条） <ul style="list-style-type: none"> ・官報に掲載 ・日刊新聞紙に掲載 ・電子公告（インターネット） ・主たる事務所の公衆の見やすい場所への掲示 ②貸借対照表等を公告（一般法第128条、第199条）	
外部監査の義務づけ	一定規模（資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上）以上の民法法人に対し要請 ⁷	大規模法人（負債額200億円超）は会計監査人必置（一般法第62条、第171条）	次のいずれにも該当するときには必置（認定法第5条第12号、認定法施行令第6条） <ul style="list-style-type: none"> ① 損益計算書の収益の部に計上した額の合計額1,000億円以上 ② 損益計算書の費用及び損失の部に計上した額の合計額が1,000億円以上 	

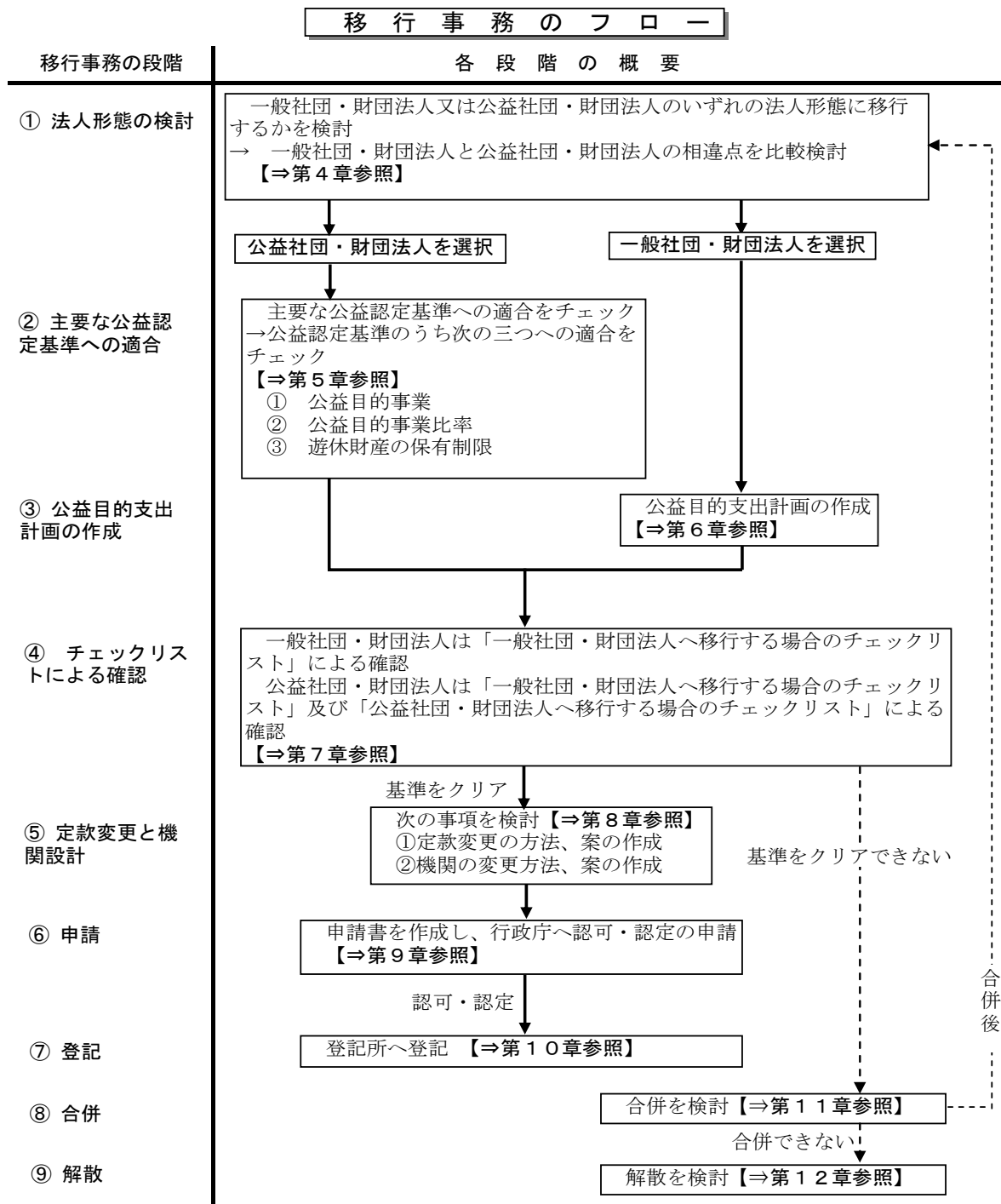
⁷ 「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日 公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）

		民法法人	一般社団・財団法人	公益社団・財団法人
				③ 貸借対照表の負債の部に計上した合計額が50億円以上
解散法人の残余財産分配		<ul style="list-style-type: none"> 定款又は寄附行為で指定した者に帰属（民法第72条第1項） 理事は主務官庁の許可を得て当該法人の目的に類似の目的のために処分（民法第72条第2項） 国庫に帰属（民法第72条第3項） 	<ul style="list-style-type: none"> 定款で定めるところによる（一般法第239条第1項） 社員総会又は評議員会の決議による（一般法第239条第2項） 国庫に帰属（一般法第239条第3項） 	
収益事業等		<ul style="list-style-type: none"> 公益事業の推進に資するもので、公益事業費を賄うのに必要な程度の規模、民法法人としての社会的信用を傷つけないものにつき実施可能（基準2(6)） 収益事業の支出規模は、総支出額の1/2以下にとどめること（基準2(1)） 区分経理すること（運用指針） 	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> 収益事業等を行うことによって、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること（認定法第5条第7号） 公益目的事業比率が50/100以上（認定法第5条第8号、第15条） 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、収益事業等ごとに特別の会計として経理すること（認定法第19条）
その他	合併	<ul style="list-style-type: none"> 規定なし 解散してから、事業及び財産を引き継ぐ 	規定あり（一般法第242条～第260条）	規定あり（認定法第24条～第26条）
	基金制度	規定なし	社団に規定あり（一般法第131条～第145条）	
	規約の名称	<ul style="list-style-type: none"> 社団法人「定款」 財団法人「寄附行為」 	社団、財団ともに「定款」（一般法第10条、第152条）	
	定款の認証	規定なし	公証人の認証が必要（一般法第13条、第155条）	

第 II 部

第3章 移行事務のフロー

- 第1章～第2章では、新たな公益法人制度の概要等を整理した。
- 本章以降では、前章までの整理を踏まえ、特例民法法人が新たな公益法人制度へ対応するための事務について述べていく。
- 特例民法法人の一般社団・財団法人、公益社団・財団法人等への移行事務について、次のようなフローを描くことができる。



① 法人形態の検討（第4章参照）

新たな公益法人制度の下では、特例民法法人は一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人のいずれかの法人形態を選択することになる。

一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人の法人形態の選択に当たっては、両者の相違点を確認した上で、特例民法法人自らがどちらの法人へ移行した方が良いのかを比較検討することが必要になる。

例えば、両者の法人形態の相違点の一つとして税制度の違いが挙げられるが、特例民法法人によって税制度の影響度合いが異なるため、各特例民法法人は税制度の違いを理解した上で、自らに与える影響の度合いを検討する必要がある。

② 主要な公益認定基準への適合（第5章参照）

①において特例民法法人が公益社団・財団法人を選択した場合には、すべての公益認定基準をクリアすることが必要になる。

公益認定基準のうち優先的に確認すべき事項として、(a)公益目的事業（認定法第5条第1号）、(b)公益目的事業比率（同条第8号）及び(c)遊休財産の保有制限（同条第9号）を挙げることができる。

③ 公益目的支出計画の作成（第6章参照）

①において特例民法法人が一般社団・財団法人を選択した場合には、公益目的支出計画が認可の要件となっているため、優先的に公益目的支出計画を作成することが考えられる。

④ チェックリストによる確認（第7章参照）

特例民法法人は、①で選択した法人形態に応じて、一般法、認定法及び整備法に規定されたすべての基準をクリアすることが必要になる。

一般社団・財団法人へ移行する場合には「一般社団・財団法人へ移行する場合のチェックリスト」、公益社団・財団法人へ移行する場合には「一般社団・財団法人へ移行する場合のチェックリスト」及び「公益社団・財団法人へ移行する場合のチェックリスト」により確認する必要がある。

⑤ 定款変更と機関設計（第8章参照）

特例民法法人は、②～④の作業の結果、①で選択した法人形態に応じた基準をクリアしている場合には、(a)定款変更の方法の決定、定款の変更の案の作成、(b)機関の変更方法の決定、機関の変更を行うことが必要になる。

⑥ 申請（第9章参照）

①～⑤までの検討を終えたならば、特例民法法人は行政庁への認可又は認定の申請を行う。

申請の結果、行政庁から認可又は認定を受けられなかった場合には、適合していなかった基準の充足を図った上で再度申請を行ったり、①に戻って再度法人形態を検討したりすることが必要になる。

⑦ 登記（第10章参照）

行政庁から認可又は認定を受けた場合には、登記の手続を行うことが必要になる。

⑧ 合併（第11章参照）

特例民法法人が、②～④の作業の結果、①で選択した法人形態に応じた基準をクリアできない場合には、他の特例民法法人と合併した上で一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人へ移行することが考えられる。

⑨ 解散（第12章参照）

特例民法法人が、②～④の作業の結果、①で選択した法人形態に応じた基準をクリアできず、合併も行えない場合には解散することが考えられる。

※ なお、上記の各事項を検討するに当たっては、現行の社員、理事・監事・評議員等の役員、事務局の職員等の関係者が改革3法の内容をよく理解することが不可欠である。したがって、各特例民法法人は、公益法人制度改革に関する情報収集に努め、関係者にこれを周知することが必要になる。その上で、検討委員会等を特例民法法人内に設置し、移行に向けたスケジュールを策定し、対応を検討することが望ましい。

また、必要に応じて、社員総会、理事会、評議員会等で、検討結果について意思決定を行う必要がある。

第4章 法人形態の選択

- 特例民法法人のすべてが公益社団・財団法人を選択する必要はなく、自らの事業や財務の内容、組織等の状況にふさわしい法人形態を選択する必要がある。
- 特例民法法人が法人形態を選択する際には、一般社団・財団法人と公益社団・財団法人との相違点を認識し、この相違点が各特例民法法人にどのような影響を与えるのかを自ら比較検討する必要がある（第1節参照）。
- この他に、選択する法人形態に応じて留意すべき事項がある（第2節参照）。

第1節 主な相違点

一般社団・財団法人と公益社団・財団法人との主な相違点として、次の四つを挙げることができる。

① 税制度

- 新たな公益法人制度では、一般社団・財団法人と公益社団・財団法人とで課税内容が異なる¹（従前の税制度はコラム1参照）。
- 下記の税制度を踏まえ、各特例民法法人は、一般社団・財団法人へ移行するのか、公益社団・財団法人へ移行するのかを試算、検討等した上で、移行先の法人形態を選択する必要がある。

	一般社団・財団法人	公益社団・財団法人
法人税	① 次の法人は収益事業から生じた所得に課税（収益事業課税） (a) 剰余金の分配を行わない旨が定款において定められていること等の要件に該当する非営利性が徹底された法人 ² (b) 会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること等の要件に該当する共益的活動を目的とする法人 ³ → 収益事業から生じた所得に対して30% [所得の金額のうち年800万円以下の部分については22%] ② 上記以外の法人は全所得に対して課税（全所得課税）	収益事業を営む場合に限り課税 ○ 収益事業から生じた所得に課税 [収益事業の範囲から公益目的事業は除外] ○ 税率は30% [所得の金額のうち年800万円以下の部分については22%] ○ 収益事業に属する資産のうちから自らの公益目的事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金とみなす（みなし寄附）。寄附金の損金算入限度額は次のいずれか多い金額 ・所得の金額の50%相当額 ・公益目的事業の実施のために必要な金額（その金額がみなし寄附金額を超える場合には、そのみなし寄附金額に相当する金額） ○ 支払を受ける利子等に係る源泉所得税は非課税
寄附金		○ 特定公益増進法人と同様の扱い（特定公益増進法人に対する寄附金税）

¹ 「民による公益の増進を目指して」（平成20年5月 公益認定等委員会事務局）及び「新たな公益法人関係税制の手引」（平成20年7月 国税庁）

	一般社団・財団法人	公益社団・財団法人
		制はコラム1参照) ○ 相続財産を贈与した場合に相続税は非課税
	○ 財産を寄附した場合の譲渡所得税等の非課税の対象となる法人(対象法人)として、一般社団・財団法人(収益事業課税が適用されるもののうち、剰余金の分配を行わない旨が定款において定められていること等の要件に該当する法人)及び公益社団・財団法人を認める ⁴	
法人住民税	【均等割】 最低税率を適用 ⁵	
	【法人税割】 法人税と同様の取扱い	
法人事業税	所得割額又は収入割額によって課税 * 所得税割については法人税と同様の取扱い	
固定資産税・都市計画税	○ 移行の前日において非課税とされているものについて、平成25年度分まで非課税措置を継続	○ 民法法人が設置するものと同様に非課税
不動産取得税		○ 民法法人が使用するために取得した場合に非課税措置が講じられている施設について、公益社団・財団法

² 詳細には、次のすべての要件に該当する法人(法人税法施行令第3条第1項)

- ① 定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること
- ② 定款に解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する旨の定めがあること
 - ・ 公益社団法人又は公益財団法人
 - ・ 認定法第5条第17号イ～トに掲げる法人
- ③ ①又は②の定款の定めに対する行為(①②及び④に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。)を行うことを決定し、又は行ったことがないこと
- ④ 各理事について、当該理事及びその親族等である理事の合計数の理事の総数に占める割合が1/3以下であること

³ 詳細には、次のすべての要件に該当する法人(法人税法施行令第3条第2項)

- ① 会員の相互の支援、交流、連絡その他の会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること
- ② 定款に会員が会費として負担すべき金額の定め又は当該金額を社員総会若しくは評議員会の決議により定める旨の定めがあること
- ③ 主たる事業として収益事業を行っていないこと
- ④ 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと
- ⑤ 定款に解散したときはその残余財産が特定の個人又は団体(国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人を除く。)に帰属する旨の定めがないこと
 - ・ 公益社団法人又は公益財団法人
 - ・ 認定法第5条第17号イ～トに掲げる法人
 - ・ 類似の目的をもつ一般社団法人又は一般財団法人
- ⑥ ①から⑤及び⑦に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと
- ⑦ 各理事について、当該理事及びその親族等である理事の合計数の理事の総数に占める割合が1/3以下であること

⁴ ただし、寄附を受けた財産(寄附財産)が公益事業の用に供されなくなったことなど一定の事由により非課税承認が取り消された場合には、対象法人に対して、寄附時の譲渡所得等に係る所得税を課税する。また、対象法人が、寄附財産を直接公益事業の用に供した後に譲渡し代替資産を取得した場合には、一定の要件の下で非課税特例を継続適用する。

⁵ また、①博物館の設置又は学術の研究を目的とする公益社団・財団法人が収益事業を行わない場合には非課税、②人格のない社団等で収益事業を行わないものについて非課税、③人格のない社団等、公益法人等(個別法において公益法人等とみなされるものを含み、独立行政法人を除く。)など資本金の額又は出資金の額を有しない法人(相互会社を除く。)について均等割を課す場合には最低税率を適用

	一般社団・財団法人	公益社団・財団法人
		人が使用するために取得した場合は非課税

※ なお、特例民法法人は、従前の民法法人と同様の扱い。(コラム1参照)

※ また、個人住民税について、寄附金控除の適用対象に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金(国に対する寄附金及び政党に対する政治活動に関する寄附金を除く。)のうち地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市町村が条例により指定したものを追加する。

【コラム1】 従前の税制度	
	税率等
法人税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則非課税 ※ただし、収益事業(33業種)から生じた所得には課税→税率22% ○ 収益事業から収益事業以外へ財産を繰り入れた場合の損金算入(みなし寄附)は所得金額の20%が上限 ○ 収益事業により生じた所得に係る金融資産収益に課税(ただし、所得税の源泉徴収はなし)
寄附金	<p>【寄附をした者の所得税】</p> <p>①国・地方公共団体に対する寄附金、②指定寄附金⁶、③特定公益増進法人に対する寄附金及び④認定NPO法人に対する寄附金は、「寄附金-5千円」を所得から控除(ただし、総所得の40%を限度)</p> <p>【寄附をした者の法人税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民法法人に対する寄附は一般寄附金限度額⁷まで損金算入 ○ 上記①②の寄附金は全額損金算入 ○ 上記③④の寄附金は一般寄附金限度額とは別枠で同額まで損金算入 <p>【寄附をした者の個人住民税】</p> <p>(a)都道府県・市町村に対する寄附金、(b)日本赤十字社の支部に対する寄附金及び(c)都道府県共同募金会に対する寄附金は、「寄附金-10万円」を所得から控除(ただし、総所得の25%を限度)</p> <p>【相続税】</p> <p>国、一定の民法法人、認定NPO法人等に寄附した相続財産は原則として非課税</p> <p>【譲渡所得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人が国又は地方公共団体に対して財産の寄附をした場合には、その譲渡所得等に係る所得税は非課税 ○ 個人が民法法人その他の公益を目的とする法人に対して財産の寄附をした場合において、一定の要件を満たし国税庁長官の承認を受けたときは、その譲渡所得等に係る所得税は非課税
法人住民税	<p>【均等割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 収益事業を行わない場合→最低税率 ○ 収益事業を行う場合→課税 <p>【法人税割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則非課税 ※ただし、収益事業から生じた所得には課税→税率17.3%⁸
法人事業税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則非課税 ※ただし、収益事業から生じた所得には課税⁹
固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非課税特例に該当する場合には非課税 → 非課税特例：地方税法第348条 等
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非課税特例に該当する場合には非課税 → 非課税特例：地方税法第73条の4 等

⁶ 民法法人等に対する寄附金で一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの

⁷ 一般寄附金限度額は、(資本金等の額の0.25%+所得金額の2.5%)×1/2

⁸ 税率17.3%=県民税5%+市町村民税12.3%

⁹ 税率は、所得年400万円以下は5.0%、年400万円超～800万円以下は7.3%、年800万円超は9.6%

② 行政庁の監督

- 公益社団・財団法人は行政庁の監督を受けるのに対して、一般社団・財団法人は行政庁の監督が一部に限られる。

一般社団・財団法人	公益社団・財団法人
<ul style="list-style-type: none"> ・行政庁の監督が公益目的支出計画の履行に係る範囲内に限られる ・公益目的支出計画の期間満了後には行政庁の監督はなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政庁の監督がある ・「報告徴収、立入検査」の実施 ・公益認定の取消事由該当の疑いがある場合の「必要措置の勧告」 ・勧告に従わなかった場合の「命令」
<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体から出資・財政的支援を受けている法人には、地方自治法上の監督がある（コラム2参照） 	

- 行政庁からの監督を受けずに事業活動を行いたい場合には、一般社団・財団法人の方が適していると考えられる。

③ 事業の目的

- 公益社団・財団法人は公益目的事業を行うことを主たる目的としなければならないのに対して、一般社団・財団法人は事業の目的に制約はない。

一般社団・財団法人	公益社団・財団法人
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的に制約がない ・ただし、公序良俗に反する事業を行うことはできない 	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる目的が公益目的事業でなければならない

- 公益以外の目的に重点のある特例民法法人は、一般社団・財団法人に移行する方が適していると考えられる。

④ 名称

- 公益社団・財団法人は法人名の中に「公益」という文言を用いなければならないのに対して、一般社団・財団法人は法人名の中に「公益」という文言を用いることはできない。

一般社団・財団法人	公益社団・財団法人
<ul style="list-style-type: none"> ・法人名の中に「一般社団法人」又は「一般財団法人」を用いなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人名の中に「公益社団法人」又は「公益財団法人」を用いなければならない

- 法人名に「公益」という文言を使えば、広く一般に「公益性のある法人」というイメージを作り上げることができる。このように、名称が作り出すイメージを大切にすると特例民法法人にとっては公益社団・財団法人の方が良いと言えるものの、そうでない特例民法法人にとっては、法人名に「公益」を使えるか否かは決定的な違いにはならないと考えられる。

【コラム2】 地方自治法上の監督

地方自治体から出資等を受けていたり、財政的支援等を受けていたりする特例民法法人は、一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人へ移行した後も、地方自治法の規定により、地方自治体の監督に服さなければならない。

地方自治法の規定は次のとおりである。

	法人の種類						
	地方自治体から出資等を受けている法人		地方自治体から財政的支援等を受けている法人				公の施設の管理を行う法人
	出資等比率50%以上	出資等比率25%以上	損失補償等が出資等の1/2以上	損失補償等が出資等の1/2未満	補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助法人	工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者又は調査、試験、研究等の委託を受けた者	
議会に対する経営状況の説明（第243条の3）	○		○				
予算執行に関する調査（第221条）	○		○			○	
監査委員による監査(包括外部監査を含む。)(第199条・第252条の37)	○	○	○	○	○		○

第2節 選択する法人形態に応じた留意点

1 公益社団・財団法人を選択する場合の留意点

- 公益社団・財団法人へ移行した場合には、公益認定を維持するために財務面で一定の基準を充足する必要がある。

財務面での基準	
公益目的事業	<ul style="list-style-type: none"> 公益目的事業に係る収入の制限 <ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業について、収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること（認定法第5条第6号） ・公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない（認定法第14条）
	<ul style="list-style-type: none"> 公益目的事業比率 <ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業比率が100分の50以上になると見込まれるものであること（認定法第5条第8号） （計算の詳細は第5章第2節参照）
	<ul style="list-style-type: none"> 遊休財産の保有制限 <ul style="list-style-type: none"> ・遊休財産が一定の制限を超えないと見込まれること（認定法第5条第9号） （計算の詳細は第5章第3節参照）
収益事業等	<ul style="list-style-type: none"> 収益事業等から生じた収益の使用・処分の制限 <ul style="list-style-type: none"> ・公益認定を受けた日以後に行った収益事業等から生じた収益に50/100を乗じて得た額に相当する財産を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない（認定法第18条第4号、認定法規則第24条）

- この財務面での基準を充足できなくなった場合には公益認定が取り消されるおそれがあり（認定法第29条第2項）、そのときには、次のように一定期間内に公益目的取得財産残額に相当する額の財産を贈与しなければならない（認定法第30条第1項）。
 - ① 定款の定めに従い¹⁰、類似の公益社団・財団法人等はその公益認定の取消しの日から1箇月以内に公益目的取得財産残額に相当する額の財産を贈与する。
 - ② この贈与契約が成立しないときは、国又は都道府県が公益目的取得財産残額に相当する額の金銭について、その認定を取消された法人から贈与を受ける旨の契約が成立したものとみなされる。
- つまり、公益社団・財団法人へ移行した後に公益認定が取り消された場合には、社会的信用が損なわれるとともに、公益目的取得財産残額に相当する財産を一定期間内に贈与することにより財務的な基盤が失われ、一般社団・財団法人としての存続も危ぶまれる事態も考えられる。
- したがって、移行認定の申請の段階で公益認定基準を充足していても、将来継続的に財務面の基準に適合する運営が困難と見込まれる場合には、一般社団・財団法人への移行も視野に入れた検討が必要と考えられる。

¹⁰ 公益認定の取消しの処分を受けた場合等において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日から1箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益社団・財団法人若しくは一定の法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めることが必要（認定法第5条第17号）

○ なお、以上のような財務面での基準を充足し続けるためには、公益社団・財団法人は次のような事項について財務運営を検討することが必要と考えられる。

- ① 公益社団・財団法人は、(a)原則として公益目的事業から収益を得ることができず、(b)収益事業等から生じた収益の50/100は公益目的事業に使用しなければならないことから、事業活動からの収益を管理費（公益実施費用又は収益事業等実施費用に配賦できない管理費）の財源としている特例民法法人にあっては、新たな財源を検討する必要がある（例えば、寄附金等）¹¹。
- ② 上記(a)(b)の制約に加え、(c)遊休財産の保有制限のために、事業活動に伴う不測の事態に備えるための内部留保に制約があることから、何らかの対応を検討する必要がある（例えば、保険の活用等）¹²。

2 一般社団・財団法人を選択する場合の留意点

- 個別法によって、事業の担い手や補助対象等が「民法第34条の規定による法人」に限定されていた場合がある。このような規定は、整備法第161条以下により「一般社団法人又は一般財団法人」、「公益社団法人又は公益財団法人」等に改正された。
- 整備法第161条以下の個別法の改正箇所では事業の担い手や補助対象等が「公益社団法人又は公益財団法人」に限定されている場合には¹³、一般社団・財団法人が事業の担い手や補助対象等になることはできなくなる。

¹¹ 指導監督基準等においても、①対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること、②収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の1/2以上にすることとされている。

¹² 指導監督基準等においても、いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度にすることとされている。

¹³ このような規定として、①地域再生法（整備法第168条の2）、②消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（整備法第210条）、③税理士法（整備法第250条）、④児童福祉法（整備法第278条）、⑤地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（整備法第309条）等を挙げることができる。

【コラム3】 地方自治体からの受託事業・補助事業

特例民法法人の中には、地方自治体からの受託事業や補助事業を実施しているものがあるが、受託事業や補助事業を継続することのみを目的とするのであれば、次の理由から、必ずしも公益社団・財団法人への移行を目指す必要はないと考えられる。

- ① 業務の委託は、原則として一般競争入札等の競争的な手続によって契約の相手方を決定する¹⁴。契約の相手方は、入札金額や業務の履行能力等により決定するものであり、法人の性格に着目して（例えば、公益社団・財団法人であることを理由として）決定するものではないと考えられる。
- ② 地方自治体は「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる」（地方自治法第232条の2）と規定されており、補助事業には「公益性」が求められる。しかし、このことは交付先の法人自体に「公益性」が求められることを意味するものではないと考えられる。

¹⁴ 民法法人等との随意契約については、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議「公益法人等との随意契約の適正化について」（平成18年6月13日）にあるとおり、見直しが図られていることに留意が必要である。

第5章 主要な公益認定基準への適合

- 特例民法法人が前章に記述した事項を基に公益社団・財団法人への移行を選択した場合には、行政庁の認定が必要になり、この行政庁の認定には、定款の変更の案が関係法令に適合しており、かつ、認定法第5条各号に掲げられた公益認定基準に適合していることが必要になる（整備法第100条）。
- 公益認定基準の適合の確認に当たっては、主要な基準である「公益目的事業」（第1節参照）、「公益目的事業比率」（第2節参照）及び「遊休財産の保有制限」（第3節参照）を優先して確認することが効率的である。

第1節 公益目的事業

従来の指導監督基準等においては、公益性の一応の定義として「不特定多数の者の利益」と規定していたが、公益性について厳密に定義づけることは困難との理由から、十分な公益性が認められないものを例示するにとどまっていた。

新たな公益法人制度では、公益社団・財団法人は「公益目的事業」を行うことを主たる目的にするものとされていることから（認定法第5条第1号）、ここでは、まず「公益目的事業」とは何かについて述べた上で、次に、個々の事業が「公益目的事業」か否かを判断する際の留意点を述べていく。

1 公益目的事業とは

公益目的事業とは、①認定法別表各号に掲げる事業のいずれかに該当し、かつ、②不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業を指す（認定法第2条第4号）。

(1) 認定法の別表

認定法の別表には、次の23の事業が規定されている。

公益社団・財団法人への移行を希望する特例民法法人は、自ら行っている事業の一つ一つについて、次の23のうちの一つ又は複数に該当しているか否かを判断する必要がある。

別表に該当すると判断した事業は、次の(2)を充足すれば、行政庁への認定申請の際に公益目的事業として申請することができる。

認定法 別表（第2条関係）

- 1 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 2 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 3 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 4 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 5 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 6 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 8 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 10 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 11 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 12 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 13 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 14 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 15 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 16 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 17 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 18 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 19 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 20 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 21 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 22 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 23 前各号に掲げるものの他、公益に関する事業として政令[※]で定めるもの

※ 政令で定める事業は「当面、定めないことが適当である」とされている¹。

(2) 不特定かつ多数の者の利益

ア 定義等

不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業とは、提供される財・サービス等の直接の受益者が特定の範囲の者に限られず、かつ受益者の数が多いものを指す²。

不特定かつ多数の者の利益は抽象的・相対的な概念であるが、その基本的な考え方は次のとおりである。

- ① 受益者が特定の範囲の者に限られる場合であっても、その受益の効果が広く社会全体や十分に広い範囲に及ぶことを積極的に意図して事業を行い、その事業を媒介にして社会全体あるいは十分に広い範囲に利益が及ぶ場合も、不特定多数の利益の実現が図られていると判断することが適当³
- ② 構成員が特定の者（同種の業を営む者、同窓生、同種の資格保有者等）に限られていることのみをもって、公益性のない法人とみなすのではなく、法人の本来的目的が公益であって、その目的に応じた事業を行うなど必要な要件を満たして

¹ 答申・I iii-4（48頁）

² 行政改革推進本部事務局「公益法人制度改革の概要」・14頁

³ 公益法人制度改革に関する有識者会議「報告書」（平成16年11月19日）3(2)①ア(7)（15頁）

いれば、公益性を有すると判断することが適当⁴

- ③ 多数については、必ずしも数の多いことを要件とするのではなく、例えば、まだ数人の患者しか発見されていない難病の研究も公益性を有すると考えられることから、その受益の及ぶ範囲も踏まえ、柔軟に解することが適当⁵

イ 具体的な判断

ある事業が不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するか否かを判断する際には、その事業の特性に応じて検討する必要がある。

そこで、国のガイドラインでは、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものという事実があるかどうかを認定するに当たっての留意点として、認定法別表に掲げられた事業とは別に事業の特性に応じた事業区分を設定し、その区分ごとに不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するか否かを判断するためのチェックポイントを挙げている⁶。

事業区分		チェックポイント
検査検定	申請に応じて、主として製品等の安全性、性能等について、一定の基準に適合しているかの検査を行い、当該基準に適合していれば当該製品の安全性等を認証する事業	<ul style="list-style-type: none"> 検査検定が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしている 検査検定の基準を公開している 検査検定の機会が、一般に開かれている 検査検定の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在している 検査検定に携わる人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合していることを確認している
資格付与	申請者の技能・技術等について、一定の水準に達しているかの試験を行い、達していれば申請者に対して資格を付与する事業	<ul style="list-style-type: none"> 資格付与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしている 資格付与の基準を公開している 資格付与の機会が、一般に開かれている 資格付与の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在している 資格付与の審査に当たって専門家が適切に関与している
講座、セミナー、育成	受講者を募り、専門的知識・技能等の普及や人材の育成を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> 講座等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしている 講座等を受講する機会が、一般に開かれている 受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う確認行為に当たって、専門家が適切に関与している 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていない

⁴ 前掲注3・3(2)①ア(イ) (16頁)

⁵ 前掲注3・3(2)①イ (16頁)

⁶ ガイドライン・参考・第2 (37-50頁)

なお、チェックポイントは、これに適合しなければ直ちに公益目的事業としないというような基準ではなく、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するか否かの事実認定に当たっての留意点であり、公益目的事業か否かについては、チェックポイントに沿っているかを勘案して国の公益認定等委員会又は都道府県の合議制機関で判断することになるとされている (同37頁)。

事業区分		チェックポイント
体験活動等	公益目的のテーマを定め、比較的短期間の体験を通じて啓発、知識の普及等を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> ・体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしている ・公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっている ・体験活動等に専門家が適切に関与している
相談、助言	相談に応じて、助言や斡旋その他の支援を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしている ・相談、助言を利用できる機会が一般に開かれている ・相談、助言には専門家が適切に関与している
調査、資料収集	あるテーマを定めて、法人内外の資源を活用して、意識や実態等についての調査、資料収集又は当該調査の結果その他の必要な情報を基に分析を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> ・調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしている ・調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはない ・調査、資料収集に専門家が適切に関与している ・外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること（いわゆる丸投げ）はない
技術開発、研究開発	あるテーマを定めて、法人内外の資源を活用して技術等の開発を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> ・技術開発等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしている ・技術開発等の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはない ・技術開発等に専門家が適切に関与している ・外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること（いわゆる丸投げ）はない
キャンペーン、〇〇月間	ポスター、新聞その他の各種広報媒体等を活用し、一定期間に集中して、特定のテーマについて対外的な啓発活動を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーンが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしている ・公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっている ・（要望・提案を行う場合）要望・提案の内容を公開している
展示会、〇〇ショー	展示という手段により、特定のテーマについて対外的な啓発・普及活動を行う事業（文化及び芸術の振興に係る事業を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・展示会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしている ・公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっている ・（出展者を選定する場合）出展者の資格要件を公表するなど、公正に選定している
博物館等の展示	歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集・保管し、展示を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館等の展示が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしている ・公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっている ・資料の収集・展示について専門家が関与している ・展示の公開がほとんど行われず、休眠しているということはない
施設の貸与	公益目的のため、一定の施設を個人、事業者等に貸	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の貸与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方

事業区分		チェックポイント
	与する事業	法で明らかにしている <ul style="list-style-type: none"> ・公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしている
資金貸付、債務保証等	公益目的で個人や事業者に対する資金貸付や債務保証等を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> ・資金貸付、債務保証等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしている ・資金貸付、債務保証等の条件が、公益目的として設定された事業目的に合致している ・対象者（貸付を受ける者その他の債務者となる者）が一般に開かれている ・債務保証の場合、保証の対象が社員である金融機関が行った融資のみに限定されていない ・資金貸付、債務保証等の件数、金額等を公表している ・資金貸付、債務保証等に専門家の適切な関与がある
助成	応募・選考を経て、公益目的で、個人や団体に対して資金を含む財産価値のあるものを原則として無償で提供する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしている ・応募の機会が、一般に開かれている ・助成の選考が公正に行われることになっている ・専門家など選考に適切な者が関与している ・助成した対象者、内容等を公表している（個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く） ・（研究や事業の成果があるような助成の場合）助成対象者から、成果についての報告を得ている
表彰、コンクール	作品・人物等表彰の候補を募集し、選考を経て、優れた作品・人物等を表彰する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしている ・選考が公正に行われることになっている ・選考に当たって専門家が適切に関与している ・表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表している ・表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担（応募者から一律に徴収する審査料は除く）を求めている
競技会	スポーツ等の競技を行う大会を開催する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・競技会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしている ・公益目的として設定した趣旨に沿った競技会となっている ・出場者の選定や競技会の運営について公正なルールを定め、公表している
自主公演	法人が、自らの専門分野について制作又は練習した作品を演じ、又は演奏する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自主公演が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしている ・公益目的として設定した趣旨を実現できるよう、質の確保・向上の努力が行われている
主催公演	法人が、主として外部制作の公演の選定を行い、主催者として当該公演を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・主催公演が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしている

事業区分	チェックポイント
する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公益目的として設定された事業目的に沿った公演作品を適切に企画・選定するためのプロセスがある ・主催公演の実績（公演名、公演団体等）を公表している
以上の事業区分に該当しない事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的が、不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たるものとしていない ・事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっている（例えば、受益の機会の公開、事業の質を確保するための方策、審査・選考の公正性の確保等）

2 公益目的事業か否かの判断の留意点

(1) 個別の事業ごとの判断

一般的に、特例民法法人は複数の事業を行っている。公益目的事業に当たるか否かの判断は、特例民法法人のそれぞれの事業について、個別に行う必要がある⁷。

(2) 合理的な説明

公益目的事業に該当するか否かの最終的な判断は、行政庁が国の公益認定等委員会又は都道府県の合議制機関の意見を聴いた上で行うことから、特例民法法人は、自らが公益目的事業と判断した事業について、第三者にも理解してもらえるように、合理的な説明を用意しておくことが必要である。

(3) 柔軟な解釈

認定法の別表の解釈は柔軟に行い、その解釈の根拠を説明できるようにしておくことが必要である。

認定法の別表は「諸法律の目的規定を分類整理して、およそ現在公益と考えられているような事業であれば、別表第1号から第22号までの間のどこかに事業の種類として当てはまる」⁸という考え方で作成されていることから、公益に関する事業を行うこととされている特例民法法人の既存事業は別表第1号から第22号までのどれかに該当する蓋然性が高いと考えられる。

したがって、別表各号を柔軟に解釈することによって、既存事業の別表該当性を説明できる場合があり得る。例えば次のような場合である。

- ① 「男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業」（別表第14号）について、「男女共同参画社会の形成」は事例であり、「より良い社会の形成」に資する事業であれば第14号へ該当するため、中間支援組織は第14号に該当し得る⁹。
- ② 「国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業」（別表第18号）は、

⁷ 前掲注6・53頁（別紙）

ただし、事業の単位は事業の実態等から類似、関連するものであれば、適宜まとめることは構わない。（同50頁）

⁸ 第4回公益認定等委員会・議事録・25頁の事務局

⁹ 前掲注8・28～29頁の原山審議官

形式的に解釈すると、「地方自治の健全な運営の確保に資することを目的とする事業」は該当しないと解せるが、このような形式的な解釈は行わず、別表第18号には「地方自治～」も含まれると解釈できる¹⁰。

【コラム4】 受託事業、補助事業、財産使用料等の減額又は免除

1 受託事業

設立の経緯から、地方自治体からの受託事業が主たる事業となっている特例民法法人も少なくない。こうした特例民法法人にあっては、行政庁の認定に際して受託事業を公益目的事業として申請できるのかが問題になる。

受託事業は、地方自治体の事務を受託していることから、当該受託事業の企画等は地方自治体が行っており、受託者である特例民法法人が当該受託事業の別表への該当や不特定かつ多数の者の利益を判断し難いケースが想定できる。

この課題については、公益目的事業の実質的な判断は、国の公益認定等委員会又は都道府県の合議制機関が行うこととなっており、委託者である地方自治体は確実な回答を行い得る立場にはないことから、特例民法法人は公表資料等の情報の収集・分析を通して、自らが当該受託事業の公益目的事業の該当性について判断することが必要になると考えられる。

2 補助事業

地方自治体は、補助対象事業に公益上の必要がある場合において、寄附又は補助をすることができる（地方自治法第232条の2）。このことから、移行認定の申請の際に、特例民法法人が補助対象事業の別表への該当や不特定かつ多数の者の利益を説明する必要があるものの、当該補助対象事業は公益目的事業である蓋然性が高いと考えられる。

他方、補助金を交付する地方自治体の側から考えてみると、補助対象事業を公益目的事業とした特例民法法人の判断が、国の公益認定等委員会又は都道府県の合議制機関から否定された場合には、当該補助対象事業の妥当性（公益上の必要性）が疑問視される結果となりかねない。新たな公益法人制度では、公益性が事業ごとに判断されることになるため、今回の制度改革を機に、特例民法法人に対する地方自治体からの補助、特に補助対象事業を特定していない補助等については、改めてその公益性の見直しが迫られることになる。

3 財産使用料等の減額又は免除

地方自治体が、公益の用に供する目的で財産を貸し付ける場合には、その使用料の一部又は全部を免除しているケースがある。

地方自治体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない（地方自治法第237条第2項）とされている。

本県の場合には、次のように定められている。

- ① 行政財産については、使用の許可を受けた者が当該財産を公用、公共用又は公益の用に供するときは、使用料を減額し、又は免除することができる（行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用における使用料に関する条例第4条）。
- ② 普通財産については、国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体において公用、公共用又は公益の用に供するときは、無償又は時価よりも低い額で貸し付けることができる（普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例第5条）。

このように、減免措置の適用は使用目的に応じて判断されていることから、これまで土地・建物等の使用料等の減免を受けていた事業について、国の公益認定等委員会又は県の合議制機関が公益目的事業と認めないときには、場合によっては使用料等の減免を受けられなくなるおそれがあるので留意する必要がある。

¹⁰ 前掲注8・28頁の事務局

第2節 公益目的事業比率

公益社団・財団法人へ移行するためには、公益目的事業費率が50%以上であることが必要になる（認定法第5条第8号）。

ここでは、公益目的事業比率の計算方法について解説する。まず公益目的事業比率の算定式を示し、次に算定式の基礎となる「費用」の調整方法を解説した上で、最後に公益目的事業比率が基準を満たさない場合の対応について述べていく。

1 算定式

公益目的事業比率の算定式は次のとおりである（認定法第15条、認定法規則第13条）。

$\text{公益目的事業比率} = \frac{\text{①公益実施費用額}}{\text{①公益実施費用額} + \text{②収益等実施費用額} + \text{③管理運営費用額}} \geq 50\%$
<p>①公益実施費用額：「公益目的事業」と判断した事業の損益計算書上¹¹の費用額</p> <p>②収益等実施費用額：「公益目的事業」と判断した事業以外の事業（収益事業等）の損益計算書上の費用額</p> <p>③管理運営費用額：損益計算書上の管理費の総額¹²</p>

【例】損益計算書

科 目	
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
経常収益計	
(2) 経常費用	
① 事業費	
○○○事業費（公益目的事業）	→ ①公益実施費用額として算入
●●●事業費（公益目的事業）	→ ①公益実施費用額として算入
△△△事業費（収益事業等）	→ ②収益等実施費用額として算入
事業費計	
② 管理費	
役員報酬	
光熱水料費	
⋮	
管理費計	→ ③管理運営費用額
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	
(2) 経常外費用	
経常外費用計	
II 指定正味財産増減の部	
III 正味財産期末残高	

¹¹ 損益計算書とは、公益法人会計基準における正味財産増減計算書をいう（答申・I i -13（16頁））。この章において、以下同じ。

¹² 管理運営費用額の例として、①総会、評議員会、理事会の開催運営費、②登記費用、③理事、評議員、監事の報酬、④会計監査人の監査報酬が挙げられる。また、事業の実施費用額に含むことができる例として、①専務理事等の理事報酬、②事業部門の管理者の人件費が挙げられる。（ガイドライン・I 7(1)（8-9頁））

2 「費用額」の調整

1の「公益実施費用額」、「収益等実施費用額」及び「管理運営費用額」のそれぞれの「費用額」について、次のような調整を行う。

なお、以下の(3)、(4)及び(5)は、損益計算書に「費用額」が反映されないため、損益計算書から離れて調整をすることになる¹³。これらの場合には、特例民法法人は、その算定根拠の明確化、必要書類の作成、保管等により、計算の正当性を行政庁に説明できるようにしておかなければならない。

(1) 引当金

引当金は繰入れの時点で事業費又は管理費として認識することとし、取り崩すべきこととなった時点又は実際に取り崩した時点で、その取崩し益を「費用額」から控除する（認定法規則第14条）。

【例】公益目的事業に従事する職員が4年後に退職を迎え、退職金を支払った

(1～3年目)

損益計算書	
経常費用	
○事業費（公益目的事業）	
退職給付費用	100,000

(1～3年目)
公益実施費用額に100,000を算入する

(4年目)
公益実施費用額に300,000を算入しない

(4年目)

損益計算書	
経常収益	
●●事業収益（公益目的事業）	
退職給付引当金取崩し	300,000
経常費用	
●●事業費（公益目的事業）	
退職給付費用	300,000

(2) 財産の譲渡損等

財産の譲渡、評価換え及び運用に伴い当該財産が損失等した場合には、その損失等の額は「費用額」に算入しない（認定法規則第15条第1項、第3項及び第4項）。ただし、商品（販売の目的をもって所有する土地、建物、その他の不動産を含む。）又は製品を譲渡した場合には、これらの財産の原価の額を「費用額」に算入する（同条第2項）。

¹³ 第22回公益認定等委員会・資料2

【例①】有価証券を譲渡した（認定法規則第15条第1項）

損益計算書	
経常費用	
管理費	
有価証券売却損	1,200,000

管理運営費用額に1,200,000を算入しない

【例②】有価証券の評価損が発生した（認定法規則第15条第3項）

損益計算書	
経常費用	
管理費	
有価証券評価損	1,000,000

管理運営費用額に1,000,000を算入しない

(3) 土地の使用に係る費用額

自己所有地を事業に使用している場合には、次の計算式により算定した額（みなし賃料額）を「費用額」に算入できる（認定法規則第16条第1項）。

なお、みなし賃料額を「費用額」に算入するか否かは、特例民法法人の判断に委ねられているものの、一旦算入すると判断したら正当な理由がない限りその後も継続的に算入しなければならないことから、算入の判断の際には十分な検討が必要である（同条第2項）。

<p>【計算式】 みなし賃料額＝①当該土地の賃借に通常要する賃料の額 －②当該土地の使用に当たり実際に負担した費用の額</p>
<p>① 当該土地の賃借に通常要する賃料の額 この額の算定方法は、(a)不動産鑑定士等の鑑定評価、(b)固定資産税の課税標準額を用いた倍率方式、(c)賃貸事例比較方式や利回り方式など法人の選択に委ねられ、法人は毎事業年度、行政庁に対して、公益目的事業比率の明細の一つとして、算定の根拠を明らかにすることが必要とされている¹⁴。</p> <p>② 当該土地の使用に当たり実際に負担した費用の額 例として、固定資産税等が挙げられる¹⁵。</p>

¹⁴ ガイドライン・I 7(2) (8-9頁)

¹⁵ 前掲注13

【例】自己所有の土地の上の自己所有のビルで事業を実施した

貸借対照表	
資産	
固定資産	
土地	100,000,000
建物	100,000,000

損益計算書	
経常費用の部	
管理費	
租税公課（固定資産税等）	1,000,000

※事業に使われている執務室のスペースが全体の8割（公益目的事業のためのスペースが全体の6割、収益事業等のためのスペースが全体の2割）
 ※管理のために使われている執務室のスペースが全体の2割

- ・ 土地（100,000,000）の賃料相当額を、公益実施費用額、収益事業等実施費用額及び管理運営費用額に算入する
 → 土地の賃料相当額を計算すると、5,000,000/年
- ・ 5,000,000から「土地の使用に当たり実際に負担した費用」（固定資産税等の公租公課）1,000,000を控除する（5,000,000－1,000,000＝4,000,000）
- ・ 4,000,000を、執務スペースを基に按分し、公益実施費用額、収益事業等実施費用額及び管理運営費用額のそれぞれの費用として算入する
 - 公益実施費用額に2,400,000
 - 収益事業等実施費用額に800,000
 - 管理運営費用額に800,000を算入する

(4) 融資に係る費用額

無利子又は低利の資金の貸付け¹⁶があるときには、次の計算式により算定した額（利子の額の差額）を「費用額」に算入できる（認定法規則第16条の2第1項）。

なお、利子の額の差額を費用額に算入するか否かは、特例民法法人の判断に委ねられている。ただし、一旦算入すると判断したら正当な理由がない限りその後も継続的に算入しなければならないことから、算入の判断の際には十分な検討が必要である（同条第2項）。

<p>【計算式】 利子の額の差額＝</p> <p>①貸付金と同額の資金を借入れをして調達した場合の利率により計算した利子の額－②当該貸付金に係る利率により計算した利子の額</p>
<p>① 貸付金と同額の資金を借入れをして調達した場合の利率により計算した利子の額 借入れをして調達した場合の利率については、前事業年度末の長期プライムレートその他の市場貸出金利を用いる。¹⁷</p>

¹⁶ 無利子又は低利の資金の貸付けの例として、奨学金事業等が挙げられる（第34回公益認定等委員会・議事録・4頁の事務局）。

¹⁷ ガイドライン・I 7(3)（10頁）

(5) 無償の役務の提供等に係る費用額

無償又は低い対価で役務提供（便益の供与、資産として計上する必要のない資産の譲渡を含む。）¹⁸を受けている場合には、次の計算式により算定した額（みなし対価額）を「費用額」に算入できる（認定法規則第17条第1項）。ただし、役務提供の事実を証するもの、必要対価の額の算定の根拠を記載又は記録したものを10年間保存し、その算定や報告の信頼性を担保することが必要とされている（同条第4項）¹⁹。

なお、みなし対価額を費用額に算入するか否かは、特例民法法人の判断に委ねられている。ただし、一旦算入すると判断したら正当な理由がない限りその後も継続的に算入しなければならなくなることから、算入の判断の際には十分な検討が必要である（同条第3項）。

【計算式】 みなし対価額＝①必要な対価の額－②実際に支払った額

① 必要な対価の額

当該役務提供を享受するために要する通常の対価の額をいう。積算方法は、合理的な算定根拠によるか、役務等の提供地における最低賃金に基づいて計算する²⁰

(6) 特定費用準備資金

特定費用準備資金は、次の計算式により算定された額を、その事業等の区分に応じて「費用額」に算入する（認定法規則第18条第1項）。

特定費用準備資金とは、将来の特定の活動の実施のために特別に支出費用（事業費又は管理費として計上されるものに限り、引当金の対象となるものを除く。）に係る支出に充てるために保有する資金を指す（認定法規則第18条第1項）。

例えば、3年に1度開催するイベントのように複数年度ごとに開催する事業や20周年記念事業のように単発で実施する大型事業の費用を賄うための積立金がこれに該当する。

なお、特定費用準備資金は、次のすべての要件を充足するものでなければならない（同条第3項）。

- ① 当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること
- ② 他の資金と明確に区分して管理されていること
- ③ 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は当該場合以外の取崩しについて特別の手續が定められていること
- ④ 積立限度額が合理的に算定されていること
- ⑤ ③の定めと積立限度額及びその算定根拠について事務所への備置き、閲覧等の措置が講じられていること

¹⁸ 無償又は低い対価での役務の例として、①イベントを運営するスタッフとして企画、準備、運営、進行等に無償で役務を提供した場合、②専門的知見等を持った者にパネリスト等として無償で会議に参加してもらう場合等が挙げられる（前掲注13）。

¹⁹ 具体的には、提供者の住所、氏名、日時、役務等の内容、単価とその根拠、法人の事業との関係、提供者署名が記載された書類を法人において作成する必要がある（ガイドライン・I 7(4)（10頁））。

²⁰ 前掲注17

【計算式】 ①当該年度の貸借対照表に記載された特定費用準備資金の額又は積立限度額のうちいずれか少ない額－②前年度の貸借対照表に記載された特定費用準備資金の額又は積立限度額のうちいずれか少ない額

※ なお、特定費用準備資金を当該特定の活動に支出した場合には、当該支出は既に積立段階で費用に算入していることから「費用額」から控除する（認定法規則第18条第2項）。

【例】 積立限度額が2,500万円の20周年記念事業積立預金（特定費用準備資金）を事業費等に算入する

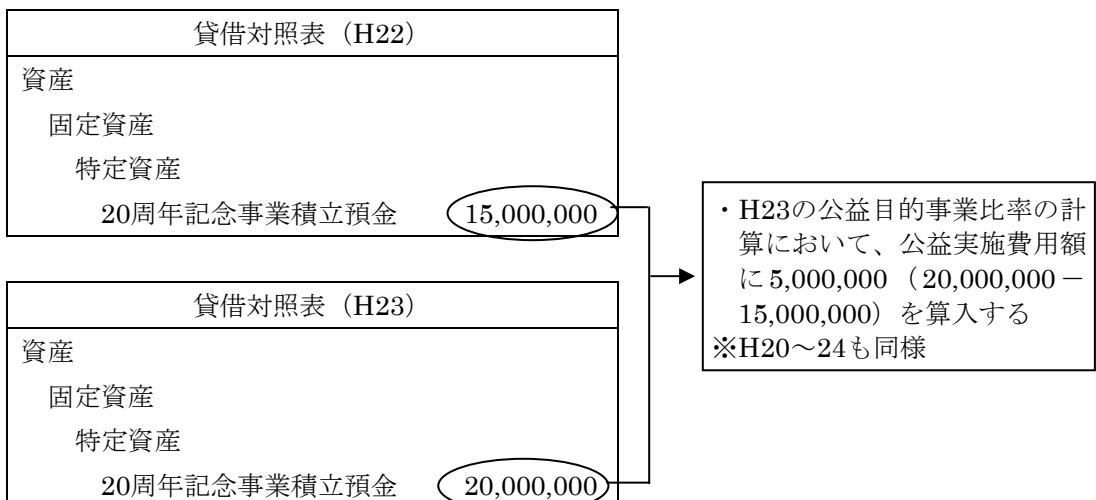
○ 事業計画

20周年記念事業について	
1. 事業の概要	法人設立20周年に当たる平成25年に、20周年記念事業（公益目的事業）を実施する。
2. 事業実施に必要な費用額	2,500万円
3. 積立額	平成20年度から平成24年度まで、毎年500万円を「20周年記念事業積立預金」（特定費用準備資金）として積み立てる。
4. 取崩しの禁止	1に掲げた事業以外の目的のために「20周年記念事業積立預金」を取り崩すことはできない。

○ 積立の状況

事業年度	積立額	積立総額 (特定費用準備資金)	積立限度額
平成20年度	500万円	500万円	2,500万円
平成21年度	500万円	1,000万円	〃
平成22年度	500万円	1,500万円	〃
平成23年度	500万円	2,000万円	〃
平成24年度	500万円	2,500万円	〃

○ 特定費用準備資金の「費用額」への算入



(7) 関連する費用額の配賦

公益実施費用額と収益等実施費用額とに関連する費用額及びこれらと管理運営費用額とに関連する費用額は、適正な基準²¹によりそれぞれの「費用額」に配賦しなければならない（認定法規則第19条）。

ただし、配賦することが困難な場合には、次のように取り扱う（同条）。

ケース	取扱い
・公益実施費用額と収益等実施費用額とに関連する「費用額」	→ 収益等実施費用額とする
・公益実施費用額と管理運営費用額とに関連する「費用額」 ・収益等実施費用額と管理運営費用額とに関連する「費用額」	→ 管理運営費用額とする

3 基準不適合の場合の対応

公益目的事業比率が50%未満となった場合の対処方法として、次が考えられる。

- ① 公益目的事業の拡大（既存の公益目的事業の規模の拡大、新規の公益目的事業の実施 等）
- ② 収益事業等の縮小
- ③ 営利法人への収益事業部門の譲渡等（コラム5参照）
- ④ 管理費の削減（人件費の削減 等） 等

以上の対応によっても基準をクリアできない場合には、次のような検討を行う必要がある。

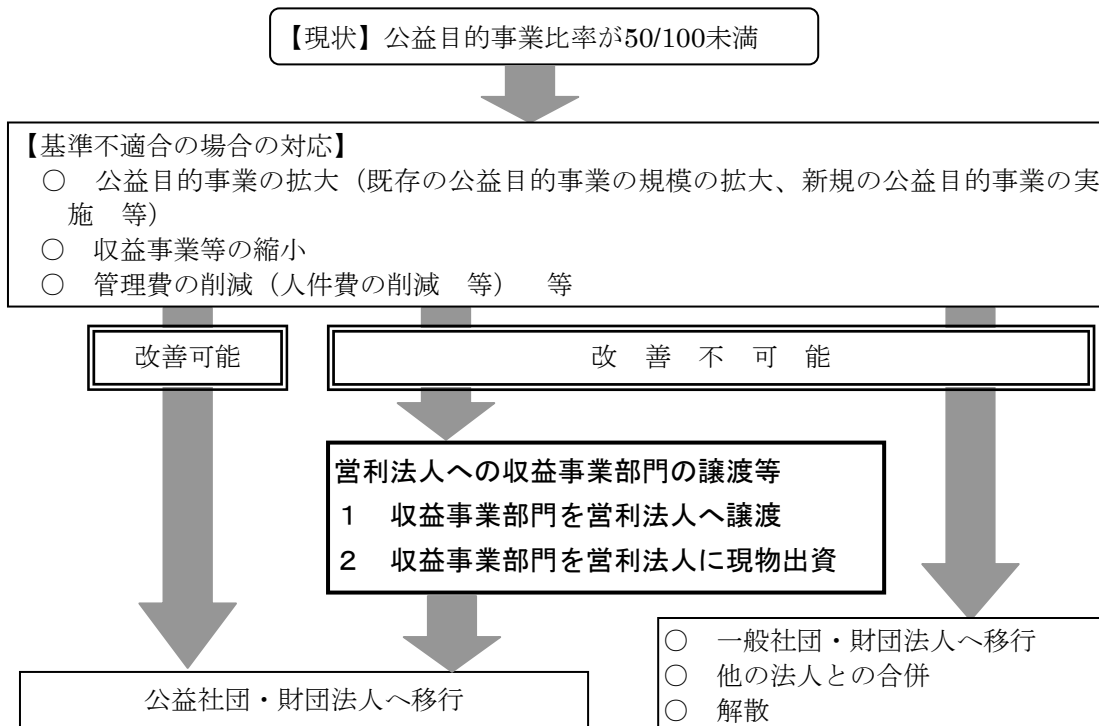
- (a) 一般社団・財団法人への移行を検討する
- (b) 他の法人との合併を検討する
- (c) 解散を検討する

【コラム5】 営利法人への収益事業部門の譲渡等

- 民法法人の営利法人等への転換については、既に「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（平成10年12月4日 公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）に基づく主務官庁の指導監督により、民法法人の事業内容・目的が「営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている」（目的は公益的であるが、事業の種類、内容、実施方法等が営利企業と競合等する状況となっているもの及び目的そのものが公益目的と評価されなくなったもの）団体の多くが営利法人へ転換しているところである。
- 今回の公益法人制度改革に当たっては、上記の理由とは別に、移行認定を受けるために収益事業部門を特例民法法人から分離する場合の措置として、①外部の営利法人に収益事業部

²¹ 例えば、①地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料等の「費用」については「建物面積比」、②福利厚生費、事務用消耗品費等の「費用」については「職員数比」、③給料、賞与、賃金、退職金、理事報酬等の「費用」については「従事割合」、④備品減価償却費、コンピューターリース代等の「費用」については「使用割合」を挙げることができる（ガイドライン・I 7(1) (9頁)）。

門を売却する方法、②民法法人が新たに出資して設立した営利法人に対して収益部門を譲渡する方法による営利法人への移行が想定される。



【手続】

- ・ 特例民法法人の営利法人への移行手続は「特例民法法人の業務の監督に関する経過措置」（整備法第95条）により「従前の例による」とされていることから、従来どおりの民法の規定により行うこととなる。
- ・ 具体的な手続の例は次のとおりである²²。

1 社団法人・財団法人が目的(事業)を変更して、従来行ってきた事業を株式会社に譲渡し、残存する又は追加された事業を継続する場合	
<p>① 社団法人・財団法人の事業の譲渡先が新たに設立される株式会社である場合には、株式会社の設立手続を開始する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新会社の設立に当たっては、発起人等が出資を行うことが必要となる。 ・ 既存の株式会社に対して事業を移転しようとする場合には、株式会社設立の手続は不要である。
<p>② 社団法人・財団法人の目的(事業)を変更する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社団法人は、総会における総社員の3/4以上の承認により、定款を変更し（民法第38条第1項）、目的(事業)に必要な変更を加えた上で、主務官庁の認可を得る（民法第38条第2項）。理事は、目的変更につき登記することを要する（民法第46条第2項）。 ・ 財団法人は、寄附行為の定めに従って、変更可能な範囲において、所定の機関が、所定の方法により寄附行為を変更し、目的(事業)に必要な変更を加

²² 「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（平成10年12月4日 公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）

	える。理事は、目的変更につき登記することを要する（民法第46条第2項）。
③ 社団法人・財団法人は、株式会社側に対し、目的（事業）の変更により、社団法人・財団法人の目的に含まれないこととなった従来の事業を譲渡する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業譲渡契約において定める必要が予想される事項として、対象となる事業及びこれに属する財産（積極財産・消極財産）、雇用契約関係の承継、受益者の地位の承継等がある。 ・ 事業譲渡契約を株式会社の成立前に行う場合、変態設立事項に当たることから、株式会社側において、定款及び株式申込書への記載を要することとなり、また、検査役の調査等の手続が必要となる。 ・ 事業譲渡契約を株式会社の成立後2年内に行うときは、事後設立となることがあり、その場合は、株式会社側において、所定の手続を踏むことが必要となる。
④ 社団法人・財団法人の理事と株式会社の代表取締役は、事業譲渡契約の履行を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事は、事業譲渡契約により株式会社に移転する債権の債務者に対し、債権譲渡の通知を行う（民法第467条）。 ・ 理事及び代表取締役は、事業譲渡契約により株式会社に承継されるべき債務の債権者から債務引受に関する承諾を得る。 ・ 理事は、労働契約の承継に関し、従業員の同意（民法第625条第1項）を得る。 ・ 株式会社は、社団法人・財団法人に対し、事業譲渡の代金を支払う必要がある。 ・ 事業譲渡契約が株式会社の成立前にされた場合、事業の移転及び代金の支払は、株式会社の成立後にされることとなる。
⑤ 目的（事業）の変更後、社団法人・財団法人は、変更後の目的に従って、残存事業を継続し、又は新たな事業を開始し、株式会社は、譲渡を受けた事業を行う。	

2 社団法人・財団法人が目的(事業)を変更して、従来行ってきた事業を株式会社に現物出資し、残存する又は追加された目的に従った事業を継続する場合	
① 社団法人・財団法人の事業の現物出資先が新たに設立される株式会社である場合には、株式会社の設立手続を開始する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新会社の設立に当たっては、発起人等が出資を行うことが必要となる。 ・ 既存の株式会社に対して事業を現物出資しようとする場合には、株式会社設立の手続は不要である。
② 社団法人・財団法人の目的（事業）を変更する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社団法人は、総会における総社員の3/4以上の承認により、定款を変更し（民法第38条第1項）、目的（事業）に必要な変更を加えた上で、主務官庁の認可を得る（民法第38条第2項）。理事は、目的変更につき登記することを要する（民法第46条第2項）。 ・ 財団法人は、寄附行為の定めに従って、変更可能な範囲内において、所定の機関が、所定の方法により寄附行為を変更し、目的（事業）に必要な変更を加える。理事は、目的変更につき登記することを要

	する（民法第46条第2項）。
③ 株式会社の設立時において現物出資を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社団法人・財団法人が事業の現物出資をするために、社団法人・財団法人も発起人となる。 ・ 発起人は、現物出資に関する事項を定め、定款、株式申込書に記載するとともに、払込期日を定める。 ・ 現物出資については、検査役の調査等の手続が必要となる。
④ 株式会社の成立後において現物出資を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社の取締役会は、払込期日及び現物出資に関する事項を定め、株式申込書に記載する。 ・ 現物出資については、検査役の調査等の手続が必要となる。 ・ ②、③を通じ、現物出資に関する事項としては、対象となる事業及びこれに属する財産（積極財産・消極財産を含む。）、雇用契約の承継、受益者の地位の承継等が考えられる。
⑤ 社団法人・財団法人の理事は、株式会社に対し、払込期日において、現物出資の給付を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事は、現物出資に伴い株式会社に移転する債権の債務者に対し、債権譲渡の通知を行う（民法第467条）。 ・ 理事及び代表取締役は、現物出資に伴い株式会社に承継されるべき債務の債権者から債務引受に関する承諾を得る。 ・ 理事は、労働契約の承継に関し、従業員の同意（民法第625条第1項）を得る。 ・ 株式会社は、社団法人・財団法人に対し、出資の対価として株式を発行する。 ・ 社団法人・財団法人が取得した株式は、速やかに処分すべきである。その場合、適切な対価を取得することを要する。

第3節 遊休財産の保有制限

遊休財産とは、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務・活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産を指す（認定法第16条第2項）。

公益法人が公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要なその他の業務と関係なく、内部に過大に財産を蓄積することを回避し、公益目的事業の推進が図られるよう使途が定まっていない財産の速やかな使用を促すという趣旨から²³、公益社団・財団法人へ移行するためには、遊休財産額が公益目的事業の実施に要する費用の額を超えないことが必要になる（認定法第5条第9号）。

ここでは、遊休財産の保有制限に係る計算方法について解説する。まず遊休財産額及び公益目的事業の実施に要する費用の算定方法を解説した上で、遊休財産額が公益目的事業の実施に要する費用を超える場合の対応方法を述べていく。

1 遊休財産額の算定方法

遊休財産額の算定式は次のとおりである（認定法規則第22条）。

$$\text{遊休財産額} = \text{①資産の額} - \text{②負債の額} - (\text{③控除対象財産の帳簿価額の合計額} - \text{④対応負債の額})$$

① 資産の額

貸借対照表上の資産合計の額を指す。

② 負債の額

貸借対照表上の負債合計の額を指す（社団法人における基金の額を含む。）（認定法規則第22条第2項第1号）。

貸借対照表

科目	
I	資産の部
1.	流動資産
	現金預金
	未収金
2.	固定資産
(1)	基本財産
	土地
(2)	特定預金
	○○○事業積立金
	責任準備預金
(3)	その他の固定資産
	什器備品
	資産合計 → ①資産の額
II	負債の部
1.	流動負債
	前受金
2.	固定負債
	責任準備金
	負債合計 → ②負債の額
III	正味財産の部
	正味財産合計

²³答申・I i-15 (22頁)

③ 控除対象財産の帳簿価額の合計額

控除対象財産として次の六つが認められている（認定法規則第22条第3項）。

控除対象財産の種類	備考
a 公益目的保有財産	○ 継続して公益目的事業の用に供するために保有している財産 → 後述補論1参照
b 公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産	○ 公益目的事業の財源確保のため又は公益目的事業に付随して行う収益事業の用に供する固定資産、公益目的事業及び当該収益事業の運営に必要な業務の用に供する固定資産を指す（利用効率が低いため、財源確保に実質的に寄与していない固定資産は該当しない） ²⁴ 。
c a,bに掲げる特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（当該特定の財産の取得に要する支出の額の最低額に達するまでの資金に限る。）	○ 将来、法人が事業等の用に供する財産を取得するために積み立てる資金で、特定費用準備資金の要件（認定法規則第18条第3項）と同様の要件を満たすものを指す（認定法規則第22条第4項）。 ○ 財産が市場で取得できるものである場合には、毎事業年度末の市場調達価格により算定する ²⁵ 。 ○ 例として次を挙げることができる ²⁶ 。 ・ 3年後に研究用設備を購入するために積み立てる資金 ・ 5年後に資料館を大規模修繕するために積み立てる資金
d 特定費用準備資金（積立限度額を上限とする。）	○ 前述第2節2(5)参照
e 寄附等によって受け入れた財産で、当該財産を交付した者の定めた用途に従って使用又は保有している財産	○ 当該財産が①広く募集されたものと②それ以外のものとの区分に応じて、必要となる情報 ²⁷ の備置き、閲覧等を行うことが必要（認定法規則第22条第5項） ○ 例として、「賃貸し、その賃貸事業収益を公益目的事業費に充てる旨定めがあつて寄附された建物を、そのために従い使用収益している場合」を挙げることができる ²⁸ 。
f 寄附等によって受け入れた財産で、当該財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金	○ eと同様に、当該財産が①広く募集されたものと②それ以外のものとの区分に応じて、必要となる情報の備置き、閲覧等を行うことが必要（認定法規則第22条第5項） ○ 特定費用準備資金と同様の要件（認定法規則第18条第3項）を充足する必要がある（認定法規則第22条第6項）。 ○ 例として、「研究用設備を購入する旨の定めがあつて寄附されたが、研究が初期段階のため購入時期が到来するまで保有している資金」を挙げることができる ²⁹ 。

²⁴ ガイドライン・I 8(2) (15頁)

²⁵ ガイドライン・I 8(3) (15頁)

²⁶ 第24回公益認定等委員会・資料3

²⁷ 当該財産が広く募集されたものである場合には、①広く一般に募集されたものである旨、②募集の期間、③受け入れた財産の額の合計額、④募集の方法、⑤募集に係る財産の用途として定めた内容、⑥受け入れた財産のうち金銭以外のものがある場合には、当該金銭以外の財産の内容

それ以外の場合には、(a)当該財産を交付した者の個人又は法人その他の団体の別（当該者が国若しくは地方公共団体又はこれらの機関である場合にあつては、これらの者の名称）、(b)当該財産を受け入れることとなった日、(c)受け入れた財産の額の合計額、(d)当該財産を交付した者の定めた用途の内容、(e)受け入れた財産のうち金銭以外のものがある場合には、当該金銭以外の財産の内容

²⁸ ガイドライン・I 8(4) (16頁)

²⁹ ガイドライン・I 8(5) (16頁)

④ 対応負債の額

対応負債の額には、個別法³⁰と簡便法³¹の二通りの算定方法があり（認定法規則第22条第7項、第8項）、そのどちらを選ぶかは特例民法法人の判断によることとされている。

個別法
$a + (b - a - c) \times \frac{(d - e - f)}{(d - e - f) + (g - d - c)}$
簡便法
$(b - c) \times \frac{(d - f)}{(d - f) + (g - d - c)}$

- a 各控除対象財産に対応する負債の額の合計額
- b 控除対象財産の帳簿価額の合計額
- c 指定正味財産の額（控除対象財産に係るものに限る。）
- d 負債総額
- e 各資産に対応する負債の額
- f 引当金勘定の金額
- g 総資産の額

2 公益目的事業の実施に要する費用の算定方法

遊休財産の保有制限額は、公益社団・財団法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、公益目的事業の実施に要する費用となっている（認定法第16条）。

公益目的事業の実施に要する費用の算定式は次のとおりである（ただし、事業年度が1年でない場合にあつては、次の算定式で得られた額を当該事業年度の月数で除し、これに12を乗じた額）（認定法規則第21条第1項）。

公益目的事業の実施に要する費用 = (①+②+③) - (④+⑤+⑥)

- ① 当該事業年度の損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る事業費の額
- ② ①の額の他、認定法規則第15条第2項の規定により当該事業年度の公益実施費用額に算入することとなった額³²
- ③ 認定法規則第18条第1項の規定により当該事業年度の公益実施費用額に算入す

³⁰ 個別法とは、個々の資産について、未払金、取得のための借入金等、個別に対応する負債を整理した上で計算する方法を指す（答申・I i-15（21頁））。

³¹ 簡便法とは、資産と負債の個別的な対応関係を問うことなく、一定の簡便な方法で計算する方法を指す（答申・I i-15（21頁））。

³² 前述第2節2(2)参照

ることとなった額³³

- ④ 認定法規則第14条の規定により当該事業年度の公益実施費用額から控除することとなった引当金の取崩し額³⁴
- ⑤ ①の額のうち、認定法規則第15条第1項、第3項又は第4項の規定により公益実施費用額に算入しないこととなった額³⁵
- ⑥ 認定法規則第18条第2項の規定により公益実施費用額から控除することとなった額³⁶

3 基準不適合の場合の対応

1の方法で算定された遊休財産額が、2の方法で算定された公益目的事業の実施に要する費用を超えなければ、基準を満たしていることになる。

遊休財産額 ≤ 公益目的事業の実施に要する費用

仮に1で算出した額が2で算出した額を超えてしまった場合には次のような対応が考えられる。

- ① 公益目的事業の拡大（既存の公益目的事業の規模の拡大、新規の公益目的事業の実施 等）
- ② 控除対象財産の拡大（特定費用準備資金の設定 等）
- ③ 遊休財産の処分（不必要な資産の寄附 等） 等

以上の対応によっても基準をクリアできない場合には、次のような検討を行う必要がある。

- (a) 一般社団・財団法人への移行を検討する
- (b) 他の法人との合併を検討する
- (c) 解散を検討する

³³ 前述第2節2(6)参照

³⁴ 前述第2節2(1)参照

³⁵ 前述第2節2(2)参照

³⁶ 前述第2節2(6)参照

補論1 財産等の用途区分等

- 従来、民法法人では、自己の保有する財産について計算書類等において用途区分が必ずしも判然としない場合が多い。
- 公益認定に際しては、遊休財産額の算定の際に、自己の個々の財産が「控除対象財産」に当たるのかなどを明らかにする必要がある。また、公益認定後、認定法の認定基準及び遵守事項（公益目的事業比率等）を満たし、継続的に公益目的事業を実施していくためには、公益認定を受ける段階で公益目的事業の基盤となる「公益目的事業財産」の規模・範囲を適正に定めることが必要になる³⁷。
- つまり、公益社団・財団法人への移行を目指す特例民法法人は、申請の際に、自己の財産が、認定法に規定された「財産」のどれに当たるのかを明らかにする必要がある。
- 認定法には多くの「財産」の概念が規定されており、また、「財産」の概念どうしの関係も複雑になっているため、一定の手順で作業を進めるのが望ましい。
- そこで、本論では、財産の用途区分等について、①特例民法法人の保有する財産を「公益目的事業財産」と「公益目的事業財産以外の財産」に区分けした上で、②「公益目的事業財産」を「不可欠特定財産」等に区分けし、③「公益目的事業財産以外の財産」のうち「控除対象財産」に該当するものを特定する、という手順を想定した。

1 「公益目的事業財産」と「公益目的事業財産以外の財産」

(1) 「公益目的事業財産」とは

- 「公益目的事業財産」とは、公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない財産を指す³⁸（認定法第18条）。
- 「公益目的事業財産」には、①認定前に取得した財産と②認定後に取得する財産がある。①の認定前に取得した「公益目的事業財産」の種類は次のとおり（②の認定後に取得する「公益目的事業財産」はコラム6参照）。

認定前に取得した 「公益目的事業財産」	備 考
a 公益目的事業を行うために不可欠な特定財産（認定法第18条第6号、第5条第16号） （以下、「不可欠特定財産」という）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定款で特定し、その維持及び処分の制限について定める必要がある（認定法第5条第16号、第18条第6号）。 ○ 不可欠特定財産は、法人の目的、事業と不可分の関係にあり、それなくして事業の実施が困難な特定の財産に限定される。金融資産は不可欠特定財産には含まれない。 ○ 定款又は移行認定の申請書において、どの事業で不可欠特定財産を用いるのかを明らかにする必要がある。

³⁷ 答申・I i -20 (28頁)

³⁸ なお、この意味として、「公益目的事業財産に繰り入れる財産は、毎年度、その金額を公益目的事業のために使用、処分しなければならないということではなく、相当額を公益目的事業財産として管理する」ことを指すとされている（公益認定等に係る政令・内閣府令の制定に関する意見募集の結果について・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則案関係 No.95）。

認定前に取得した「公益目的事業財産」	備 考
	<p>○ 不可欠特定財産の例として「美術館の美術品」「歴史的文化的価値のある建物」等が挙げられる。</p> <p>* 不可欠特定財産に該当しないものの例として「看板」「運搬用自動車」「什器」等が挙げられる³⁹。</p>
b a以外で、公益目的事業を行うために保有していると認められる財産（認定法第18条第8号）（以下、「みなし財産」という）	
1	（移行公益社団・財団法人の）公益目的事業の用に供する財産（認定法規則附則第2項第1号）
2	（移行公益社団・財団法人の）公益目的事業の用に供する財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（認定法規則附則第2項第2号）
3	（移行公益社団・財団法人の）2の他、公益目的事業に充てるために保有する資金（認定法規則附則第2項第3号）

※ なお、認定前に取得した財産のうち、公益目的事業の用に供するものである旨を認定後に表示した財産（認定法第18条第7号）は、移行認定申請をする特例民法法人には存在しない⁴⁰。

(2) 「公益目的事業財産」と「公益目的事業財産以外の財産」の区分

- 仮に、特例民法法人が移行認定の申請時にA～Fの財産を保有している場合には、個々の財産の使用目的等の用途から「公益目的事業財産」と「公益目的事業財産以外の財産」の区分を行う。

保有する財産	公益目的事業財産	公益目的事業財産以外の財産
A財産	○	×
B 〃	×	○
C 〃	○	○
D 〃	○	×
E 〃	○	×
F 〃	×	○

※ ○は該当、×は非該当を指す。

※ C財産は共用財産（公益目的事業の用に供する財産であるとともに、公益目的事業以外の用にも供する財産）（認定法規則附則第7項）

2 「公益目的事業財産」の種類

- 1(2)で「公益目的事業財産」に該当すると判断したA、C、D及びE財産のそれぞれについて、当該財産の使用目的等の用途から1(1)のどの種類に該当するのかを特定し、特定した種類に応じた措置を講じる必要がある（例えば、「不可欠特定財産」であれば定款へ規定するなど）。
- また、遊休財産額の算定における「控除対象財産」に該当するか否かも確認する

³⁹ 以上は、第18回公益認定等委員会・資料

⁴⁰ 第9回公益認定等委員会・議事録・事務局（6頁）及び原山審議官（9頁）

必要がある。

公益目的事業財産	公益目的事業財産の種類	控除対象財産
A財産	不可欠特定財産 →定款へ規定	公益目的保有財産
C 〃	みなし財産、共用財産	公益目的保有財産
D 〃	みなし財産	公益目的保有財産
E 〃	みなし財産	特定費用準備資金

3 「公益目的事業財産以外の財産」の種類

1 (2)で「公益目的事業財産以外の財産」に該当すると判断したB、C及びF財産のそれぞれについて、当該財産の使用目的等の用途から「控除対象財産」に該当するか否かを確認する。

公益目的事業財産以外の財産	控除対象財産
B財産	特定費用準備資金
C 〃	公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産
F 〃	×

【コラム6】 認定後の「公益目的事業財産」

- 認定後には、1(1)に掲げた財産に加え、次の財産が「公益目的事業財産」となる。

認定後に取得した「公益目的事業財産」
a 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産（寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）（認定法第18条第1号）
b 公益認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産（財産を交付した者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）（認定法第18条第2号）
c 公益認定を受けた日以後に行った公益目的事業に係る活動の対価として得た財産（認定法第18条第3号）
d 公益認定を受けた日以後に行った収益事業等から生じた収益に、50/100を乗じて得た額に相当する財産（認定法第18条第4号、認定法規則第24条）
e a～dに掲げる財産を支出することにより取得した財産（認定法第18条第5号）
f 公益認定を受けた日の前に取得した財産であって同日以後に、公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産（認定法第18条第7号） ⁴¹

⁴¹ なお、移行認定申請時に「みなし財産」とした財産を、認定後に「公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産（認定法第18条第7号）」に切り替えることが可能とされている（前掲注37）。

【コラム7】 「公益目的事業財産」と「公益目的保有財産」

○ 「公益目的保有財産」とは

「公益目的保有財産」とは、継続して公益目的事業の用に供する財産であり、次の財産を指す（認定法規則第26条第3号）。

公益目的保有財産	備考
①不可欠特定財産（認定法第18条第6号、第5条第16号）	※前述1(1)の表中のa参照
②公益認定を受けた日の前に取得した財産であって同日以後に、公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産（認定法第18条第7号）	
③（移行公益社団・財団法人の）公益目的事業の用に供する財産（認定法規則附則第2項第1号、第3項）	※前述1(1)の表中のb-1参照
④認定後に、認定法第18条第1号～第4号に掲げる財産を支出することにより取得した財産（認定法第18条第5号）	
⑤認定後に、認定法規則第26条第1号～第5号に掲げる財産を支出することにより取得した財産（認定法規則第26条第6号）	
⑥認定後に、公益目的事業財産以外の財産を支出することにより取得した財産であって、公益目的事業の用に供する旨を表示した財産（認定法規則第26条第7号）	

○ 移行認定申請段階での「公益目的保有財産」

移行認定申請の段階での「公益目的保有財産」は、上記表の中の①、③がこれに当たる。

移行申請の段階では、多くの特例民法法人で、「公益目的保有財産」と「公益目的事業財産」は等しくなると考えられる。

ただし、「公益目的事業財産」の中に、①（移行公益社団・財団法人の）公益目的事業の用に供する財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（1(1)の表中のb-2）又は②（移行公益社団・財団法人の）①の他、公益目的事業に充てるために保有する資金（1(1)の表中のb-3）を含む場合には、これらは「公益目的保有財産」とはならない。

【コラム8】 認定法に規定された「財産」等

以上で説明してきた「財産」等を含め、認定法に規定されている主な「財産」等の概念をまとめると、次のとおりになる。

認定法上の「財産」等	説明
①公益目的事業財産	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定法第18条各号に掲げられた財産で、公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない財産 ○ 公益社団・財団法人が保有する財産は、「公益目的事業財産」又は「公益目的事業財産以外の財産」に区分する必要がある。
②公益目的保有財産	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定法第18条第5号～第7号、認定法規則第26条第6号～第7号及び附則第2項第1号に掲げられた財産で、継続して公益目的事業の用に供する財産 * 「①公益目的事業財産」に含まれる。
③公益目的事業を行うために不可欠な特定財産 【不可欠特定財産】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定法第5条第16号及び第18条第6号に規定されている財産で、定款で特定し、その維持及び処分方法を定める必要がある。 * 「①公益目的事業財産」「②公益目的保有財産」に含まれる。
④公益認定を受けた日の前に取得した財産であって同日以後に、公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定法第18条第7号に規定された財産で、財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示する必要がある（認定法規則第25第1項）。 ○ 継続して公益目的事業の用に供している必要がある（認定法規則第25条第2項）。 * 「①公益目的事業財産」「②公益目的保有財産」に含まれる。
⑤公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定法第18条第8号に規定され、認定法規則第26条各号及び認定法規則附則第2項に掲げられた財産 * 「①公益目的事業財産」に含まれる。 (本論1(1)の表中のb「みなし財産」は、⑤に含まれる。)
⑥共用財産	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定法附則第7項に規定された財産（公益目的事業の用に供する財産であって（認定法規則附則第2項第1号）、公益目的事業以外の用にも供する財産） ○ 上記の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金であって（認定法規則附則第2項第2号）、将来において当該資金により取得し、かつ、当該資金の目的の用に供する財産が共用財産であると見込まれるものについては、当該資金も共用財産とみなす（認定法規則附則第8項）。 * 共用財産の公益目的事業の用に供する割合分の財産は、「①公益目的事業財産」、「②公益目的保有財産」、「⑤公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産」に含まれる。
⑦公益目的増減差額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定法規則第48条第2項に規定されたもので、「⑧公益目的取得財産残額」の計算に使用するもの ○ 前年度末の「公益目的増減差額」に一定の加算・減算を行い算出する（認定法規則第48条第3項）。 ○ 移行認定の申請の際の「公益目的増減差額」は、認定法

認定法上の「財産」等	説明
	<p>規則附則第4号に掲げる額の合計額となる（認定法規則附則第5号）。</p> <p>* 「①公益目的事業財産」に含まれる。</p>
⑧公益目的取得財産残額	<p>○ 認定法第30条第2項で規定されたもので、公益認定を取り消されたときは、「公益目的取得財産残額」を類似の目的を持つ他の公益社団・財団法人等に贈与しなければならない（認定法第30条第1項）。</p> <p>○ 公益社団・財団法人は、毎事業年度、当該事業年度末日における「公益目的取得財産残額」を算定しなければならない（認定法規則第48条第1項）。</p>

補論2 公益目的事業比率等の算定例

- 本論では、架空の事例を基に、①公益目的事業の確認、②公益目的事業比率の算定、③遊休財産の制限に係る算定の例を示す。

【事例】財団法人A

① 団体の概要

- ・ 設立目的
 - に関する調査研究、研修、相談業務等を行うことにより、●●の向上を図り、もって●●の福祉の向上に寄与することを目的とする。
- ・ 事業
 - (a) ●●に関する調査研究事業
 - (b) ●●に関する研修事業
 - (c) ●●に関する普及啓発事業
 - (d) ●●に関する相談事業

② 計算書類

貸借対照表

科目		
I	資産の部	
1.	流動資産	
	現金	10,273,000
	流動資産合計	10,273,000
2.	固定資産	
(1)	基本財産	
	預金	20,000,000
(2)	特定預金	
	退職給付積立預金	5,000,000
	固定資産合計	25,000,000
	資産合計	35,273,000
II	負債の部	
1.	流動負債	
	流動負債合計	0
2.	固定負債	
	退職給付引当金	5,000,000
	固定負債合計	5,000,000
	負債合計	5,000,000
III	正味財産の部	
1.	指定正味財産	
	指定正味財産合計	20,000,000
	(うち基本財産への充当額)	(20,000,000)
2.	一般正味財産	
	一般正味財産合計	10,273,000
	(うち特定資産への充当額)	0
	正味財産合計	30,273,000
	負債及び正味財産合計	35,273,000

正味財産増減計算書

科目		
I	一般正味財産増減の部	
1.	経常増減の部	
(1)	経常収益	
①	基本財産運用益	
	預金利息	100,000
②	受取入金	
	正会員受取入会費	100,000
③	受取会費	
	正会員受取会費	8,000,000
④	寄付金	
	寄付金受取費	1,000,000
⑤	事業収益	
	●●に関する研修事業収益	2,000,000
	●●に関する普及啓発事業収益(書籍販売収益)	300,000
	●●に関する相談事業収益	8,000,000
	事業収益計	10,300,000
⑥	雑収入	
	預金利息	50,000
	経常収益計	19,550,000
(2)	経常費用	
①	事業費	
	●●に関する調査研究事業費	200,000
	事務費	200,000
	●●に関する研修事業費	2,000,000
	給与手当等	1,000,000
	講師料	500,000
	事務費	500,000
	●●に関する普及啓発事業費	500,000
	給与手当等	300,000
	事務費	200,000
	●●に関する相談事業費	8,000,000
	給与手当等	7,500,000
	光熱水費	100,000
	事務所賃借料	100,000
	その他事務費	300,000
	事業費計	10,700,000
②	管理費	
	給与手当等	8,000,000
	光熱水費	100,000
	事務所賃借料	100,000
	リース料	100,000
	事務費	100,000
	退職給付費用	100,000
	租税公課	77,000
	管理費計	8,577,000
	経常費用計	19,277,000
	当期経常増減額	273,000
2.	経常外増減の部	
(1)	経常外収益	
	経常外収益計	0
(2)	経常外費用	
	経常外費用計	0
	当期経常外増減額	0
	当期一般正味財産増減額	273,000
	一般正味財産期首残高	10,000,000
	一般正味財産期末残高	10,273,000
II	指定正味財産増減の部	
①	基本財産運用益	
	基本財産受取利息	100,000
②	一般正味財産への振替額	
	一般正味財産への振替額	100,000
	当期指定正味財産増減額	0
	指定正味財産期首残高	20,000,000
	指定正味財産期末残高	20,000,000
III	正味財産期末残高	30,273,000

1 公益目的事業の確認

財団法人Aの各事業について、公益目的事業への該当（「別表への該当」及び「不特定かつ多数の者の利益の増進への寄与」）を確認したところ、次のとおり評価できることから、すべての事業が公益目的事業に該当する。

事業		公益目的事業への該当		
名称	内容	別表及び不特定多数		評価
●●に関する調査研究事業	<ul style="list-style-type: none"> ●●に関する実態調査 ●●の在り方に関する調査研究 ＊調査研究の成果は、ホームページ上で公開（無料）している。	別表	<ul style="list-style-type: none"> 別表1「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」に該当 （●●が例えば、「高齢者の福祉」であれば）別表4「高齢者の福祉の増進を目的とする事業」に該当 	○
		不特定多数	<ul style="list-style-type: none"> 事業類型は「調査、資料収集」に該当 調査研究は、●●に関して調査研究を行い、その成果を広く国民に利用してもらうことにより、公共の福祉の向上を図るために実施しており、この趣旨はホームページ上で明らかにしている 調査研究の成果はホームページ上に公表しており、研究成果について外部からの問合せにも対応している 調査研究に当たっては、大学教員等の有識者からなる研究会を設置し、当該研究会の指導を仰いでいる。 調査研究を外部に委託することはない 	
●●に関する研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ●●に関する研修会を開催 ＊参加費を徴集しているものの、事業実施に要する費用を賄うためのものである。	別表	<ul style="list-style-type: none"> （●●が例えば、「高齢者の福祉」であれば）別表4「高齢者の福祉の増進を目的とする事業」に該当 	○
		不特定多数	<ul style="list-style-type: none"> 事業類型は「講座、セミナー、育成」に該当 ●●に関して研修会を開催し、受講者が●●に関する専門知識を身につけることは、公共の福祉に寄与することであり、この趣旨はホームページ上で明らかにしている 研修会の受講者は、ホームページ等での広報を通じて、一般公募している ●●に関する専門家である研修科目の講師に、研修の企画段階から参画してもらい、研修修了者に認定書を交付する際にも講師の意見を尊重している。 講師等への報酬は、同様の講座を開催している他団体の状況等を踏まえて決定しており、過大なものではない。 	
●●に関する普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ●●に関するキャンペーンの実施 	別表	<ul style="list-style-type: none"> （●●が例えば、「高齢者の福祉」であれば）別表4「高齢者の福祉の増進を目的とする事業」に該当 	○
		不特定多数	<ul style="list-style-type: none"> 事業類型は「キャンペーン、〇〇月間」に該当 ●●に関して、広く国民の理解を深めるためにキャンペーンを実施しており、この趣旨はホームページ上で明らかにしている （●●が例えば「高齢者の福祉」であれば）高齢者の福祉の増進を目的として、「▲▲」とい 	

事業		公益目的事業への該当		
名称	内容	別表及び不特定多数		評価
			うサブテーマを設定し、キャンペーンを実施している	
●●に関する相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家が、●●に関する相談に応じ、適切なアドバイスを行う。 * 相談は有料で実施しているものの、事業実施に要する費用を賄うためのものである。 	別表	<ul style="list-style-type: none"> ・ (●●が例えば、「高齢者の福祉」であれば) 別表4「高齢者の福祉の増進を目的とする事業」に該当 	○
		不特定多数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業類型は「相談、助言」に該当 ・ (●●が例えば、「高齢者の福祉」であれば) 高齢者の介護等に関して問題を抱えている家族等に適切な助言を与えることにより、高齢化社会を支える家族等の負担軽減等を図り、もって高齢者福祉の増進に寄与している。なお、この趣旨はホームページ上で明らかにしている ・ 相談は、●●に関して問題を抱えている者であり、対象者は特定の者に限られるものではなく、広く一般に開かれている。 ・ 相談は、●●に関する専門家が実施している 	

2 公益目的事業比率の算定

- 正味財産増減計算書を基に公益目的事業比率を計算
- ・ 「公益実施費用額」は、1で公益目的事業に該当すると評価した事業の費用
→ 財団法人Aの場合には、経常費用のうち、「●●に関する調査研究事業」、「●●に関する研修事業」、「●●に関する普及啓発事業」及び「●●に関する相談事業」の費用
= 10,700,000円 (a)
 - ・ 「収益等実施費用額」は、1で公益目的事業に該当しないと評価した事業の費用
→ 財団法人Aの場合には、これに該当する費用はない。
 - ・ 「管理運営費用額」は、経常費用のうち管理費
= 8,577,000円 (b)
* なお、「退職給与引当金繰入」(退職給付費用)は「管理運営費用額」として認識する。
 - ・ したがって、
「公益実施費用額」+「収益等実施費用額」+「管理運営費用額」= 19,277,000円
(10,700,000円 + 0円 + 8,577,000円)
 - ・ 以上から、
公益実施費用額 / (公益実施費用額 + 収益等実施費用額 + 管理運営費用額)
= 10,700,000円 / 19,277,000円
= 55.5% (≧ 50%)

⇒ 財団法人Aは、公益目的事業比率が50%以上

正味財産増減計算書

科目		
I	一般正味財産増減の部	
1.	経常増減の部	
(1)	経常収益	
①	基本財産運用益	
	預金利息	100,000
②	受取入会金	
	正会員受取入会費	100,000
③	受取会費	
	正会員受取会費	8,000,000
④	寄付金	
	寄付金受取費	1,000,000
⑤	事業収益	
	●●に関する研修事業収益	2,000,000
	●●に関する普及啓発事業収益（書籍販売収益）	300,000
	●●に関する相談事業収益	8,000,000
	事業収益計	10,300,000
⑥	雑収入	
	預金利息	50,000
	経常収益計	19,550,000
(2)	経常費用	
①	事業費	
	●●に関する調査研究事業費	200,000
	事務費	200,000
	●●に関する研修事業費	2,000,000
	給与手当等	1,000,000
	講師料	500,000
	事務費	500,000
	●●に関する普及啓発事業費	500,000
	給与手当等	300,000
	事務費	200,000
	●●に関する相談事業費	8,000,000
	給与手当等	7,500,000
	光熱水費	100,000
	事務所賃借料	100,000
	その他事務費	300,000
	事業費計	10,700,000 (a)
②	管理費	
	給与手当等	8,000,000
	光熱水費	100,000
	事務所賃借料	100,000
	リース料	100,000
	事務費	100,000
	退職給付費用	100,000
	租税公課	77,000
	管理費計	8,577,000 (b)
	経常費用計	19,277,000
	当期経常増減額	273,000
2.	経常外増減の部	
(1)	経常外収益	
	経常外収益計	0
(2)	経常外費用	
	経常外費用計	0
	当期経常外増減額	0
	当期一般正味財産増減額	273,000
	一般正味財産期首残高	10,000,000
	一般正味財産期末残高	10,273,000
II	指定正味財産増減の部	
①	基本財産運用益	
	基本財産受取利息	100,000
②	一般正味財産への振替額	
	一般正味財産への振替額	100,000
	当期指定正味財産増減額	0
	指定正味財産期首残高	20,000,000
	指定正味財産期末残高	20,000,000
III	正味財産期末残高	30,273,000

3 遊休財産の保有制限

① 貸借対照表を基に遊休財産額を計算

- ・ 「資産の額」は、35,273,000円 (a)
- ・ 「負債の額」は、5,000,000円 (b)
- ・ 「控除対象財産の額」は、「寄附等によって受け入れた財産で、財産を交付した者の定めた用途に従って使用又は保有している資金」として基本財産の額(20,000,000円) (c)
- ・ 「対応する負債の額」は、簡便法により算定

A 控除対象財産の帳簿価額の合計額	20,000,000円 (c)
B 指定正味財産の額 (控除対象財産に係るものに限る)	20,000,000円 (d)
C 負債総額	5,000,000円 (e)
D 引当金勘定の金額	5,000,000円 (f)
E 総資産の額	35,273,000円 (g)

$$\begin{aligned} \text{対応する負債の額} &= (A - B) \times \frac{(C - D)}{(C - D) + (E - C - B)} \\ &= (20,000,000 - 20,000,000) \times \frac{(5,000,000 - 5,000,000)}{(5,000,000 - 5,000,000) + (35,273,000 - 5,000,000 - 20,000,000)} \\ &= 0 \text{円} \end{aligned}$$

- ・ 以上から、遊休財産額は、
資産の額 - 負債の額 - (控除対象財産の帳簿価額の合計額 - 対応負債の額)
= 35,273,000 - 5,000,000 - (20,000,000 - 0)
= 10,273,000円

貸借対照表

科目		
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金	10,273,000	
流動資産合計	10,273,000	
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
預金	20,000,000	
(2) 特定預金		
退職給付積立預金	5,000,000	
固定資産合計	25,000,000	
資産合計	35,273,000	(a) (g)
II 負債の部		
1. 流動負債		
流動負債合計	0	
2. 固定負債		
退職給付引当金	5,000,000	(f)
固定負債合計	5,000,000	
負債合計	5,000,000	(b) (e)
III 正味財産の部		
1. 指定正味財産		
指定正味財産合計	20,000,000	
(うち基本財産への充当額)	(20,000,000)	(c) (d)
2. 一般正味財産		
一般正味財産合計	10,273,000	
(うち特定資産への充当額)	0	
正味財産合計	30,273,000	
負債及び正味財産合計	35,273,000	

② 公益目的事業の実施に要する費用の計算

「公益目的事業の実施に要する費用」の要素	財団法人Aの場合の額
(a) 損益計算書に計上すべき公益目的事業に係る事業費の額	10,700,000円
(b) (a)の他、認定法規則第15条第2項の規定により当該事業年度の公益実施費用額に算入することとなった額	これに該当する額はない
(c) 認定法規則第18条第1項の規定により当該事業年度の公益実施費用額に算入することとなった額	これに該当する額はない
(d) 認定法規則第14条の規定により当該事業年度の公益実施費用額から控除することとなった引当金の取崩し額	これに該当する額はない
(e) (a)の額のうち、認定法規則第15条第1項、第3項又は第4項の規定により公益実施費用額に算入しないこととなった額	これに該当する額はない
(f) 認定法規則第18条第2項の規定により公益実施費用額から控除することとなった額	これに該当する額はない

- 以上から、公益目的事業の実施に要する費用は、

$$((a)+(b)+(c)) - ((d)+(e)+(f)) = (10,700,000+0+0) - (0+0+0)$$

$$= \underline{10,700,000円}$$

⇒ 財団法人Aは、
遊休財産額 (10,273,000円) ≦ 公益目的事業の実施に要する費用 (10,700,000円)

第6章 公益目的支出計画の作成

- 一般社団・財団法人への移行には行政庁の認可が必要になり、この行政庁の認可には①定款の変更の案が関係法令に適合しており、かつ、②公益目的支出計画が適正であり、実施が確実であることが必要になる（整備法第117条）。
- そこで、一般社団・財団法人への移行認可を受けるに際しては、公益目的支出計画を優先して作成することが効率的である。

第1節 公益目的支出計画とは

公益目的支出計画とは、一般社団・財団法人へ移行した後に、移行の際の貸借対照表上の純資産を基礎として算出した額（公益目的財産額）に相当する金額を計画的に公益目的のために支出するためのものである（整備法第119条）。

公益目的財産額がゼロを超える特例民法法人にあっては、公益目的支出計画を作成する必要がある（整備法規則第24条）。

公益目的支出計画の作成は、各法人の純資産額を一般法人に移行した後も公益に関する事業に費消することにより、制度改革全体として、「民による公益の増進」を実現することを目指したものである¹。

なお、公益目的支出計画によって「保有している資産を費消してゼロにしなければならない」との誤解が聞かれるが、公益目的支出計画は、あくまで「公益目的財産額に相当する額」をゼロになるまで支出するための計画であり、純資産そのものをゼロにする必要はない²。

第2節 公益目的支出計画の作成方法

公益目的支出計画は、①公益目的財産額を算定し、②公益目的のための支出の方法等を決定した上で、③計画を作成するという手順で作成する。

1 公益目的財産額の算定

公益目的財産額は、通常の決算期に作成した貸借対照表上の純資産を基礎として、次の算定式により算定される（整備法第119条第1項、整備法規則第14条第1項）。

$$\begin{aligned} \text{公益目的財産額} = & \text{①純資産の額} + \text{②時価評価資産の時価評価額が帳簿価額を超える額} \\ & \text{〔評価益〕} - \text{③時価評価資産の帳簿価額が時価評価額を超える額} \\ & \text{〔評価損〕} - \text{④基金の額〔社団法人のみ〕} - \text{⑤純資産のうち支出又は} \\ & \text{保全が義務付けられていると認められるものの額} \end{aligned}$$

¹ 第31回公益認定等委員会・資料1

² 公益認定等委員会FAQ問X-1-②

① 純資産の額

純資産の額とは、貸借対照表上の資産から負債を控除した額を指す。

② 時価評価資産の時価評価額が帳簿価額を超える額（評価益）

時価評価資産³とは、(a)土地又は土地の上に存する権利、(b)有価証券、(c)書画・骨とう、生物その他の資産のうち算定日における帳簿価額と時価との差額が著しく多額である資産のことを指す（整備法規則第14条第1項第1号）。

これらの資産は、簿価が時価と大きく乖離している蓋然性が高いため、本来公益の目的のために使用されるべき財産の額を適正に算定するという観点から、時価評価額と帳簿価額との差額を純資産額から調整し、時価評価額により算定することが必要になる⁴。

時価評価資産	評価方法 ⁵
(a)土地又は土地の上に存する権利	<ul style="list-style-type: none"> ○ 例えば、固定資産税評価額や不動産鑑定士が鑑定した価額などが考えられる。 ○ 法人の保有する資産であって、移行後において当該法人が長期にわたり継続的に事業を行う場合にそれらの事業に継続して使用することが確実な資産（建物等の減価償却資産を含む。）については、当該資産が継続して使用されることを前提に算出した額を評価額とすることができる。 ○ なお、土地及び建物を一体として評価する場合であっても、土地に係る算定額と建物に係る算定額を区分することが可能な場合は、それらを区分して申請することができる。
(b)有価証券	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上場されていることにより市場価格が容易に把握できる場合は、市場価格を用いた時価評価を行うものとする。市場性がない場合であっても評価を行うことが可能な場合は時価評価とする。 ○ なお、市場性がなく評価が困難な場合は当該有価証券の取得価額又は帳簿価額とする。
(c)書画・骨とう、生物その他の資産	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人において移行後も引き続き実施事業に使用するものは、時価評価が可能であっても簿価とすることを認める。 ○ 継続的に実施事業に使用する予定がないも

³ 建物等の減価償却資産については、時価評価資産に含めない。ただし、不動産鑑定士による鑑定評価を妨げない。（ガイドライン・Ⅱ 1(4) (27頁)）

⁴ 答申・Ⅱ i-1(1)ア (49頁)

⁵ ガイドライン・Ⅱ 1(4) (27-28頁)

	の、売却の予定があるものについては、時価評価を行う。ただし、帳簿価額と時価との差額が著しく多額でないと法人において判断する場合や時価評価を行うことが困難な場合は、帳簿価額とすることを認める。
--	---

③ 時価評価資産の帳簿価額が時価評価額を超える額（評価損）

→ 前述②参照

④ 基金の額（社団法人のみ）

一般法第131条の基金を引き受ける者を募集した場合、その総額は貸借対照表の純資産に計上されるものの、法人はその基金の拠出者に対して返還義務を負うことから、公益目的財産額の算定においては基金の総額を控除することになっている⁶。

⑤ 純資産のうち支出又は保全が義務付けられていると認められるものの額

負債（資産の控除を含む。）として計上されている引当金（引当金に準ずるものを含む。）については、公益目的財産額の算定から控除する。

また、会費等の積立による準備金等（法令等により将来の支出又は不慮の支出に備えて設定することが要請されているもの）については、負債として計上されていない場合であっても、法人において合理的な算定根拠を示すことが可能である場合には、引当金と同様に公益目的財産額の算定から除くことができる。⁷

⁶ 答申・Ⅱ i -1(1)ウ（50頁）

⁷ ガイドライン・Ⅱ 1(4)（28頁）

以上を貸借対照表上で確認すると次のとおりになる。

貸借対照表	
科目	
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	
売掛金	
貸倒引当金	
有価証券	→ ②③簿価と時価との差額は純資産額を加算・減算
2. 固定資産	
(1)基本財産	
土地	→ ②③簿価と時価との差額は純資産額を加算・減算
建物	
(2)特定資産	
退職給付引当資産	
(3)その他の固定資産	
什器備品	
資産合計	
II 負債の部	
1. 流動負債	
前受金	
2. 固定負債	
退職給付引当金	→ ⑤負債として計上されている引当金を減算
負債合計	
III 正味財産の部	
正味財産合計	→ ①純資産の額〔＝資産－負債〕

2 公益目的のための支出

公益目的支出計画の作成のためには、公益目的のための支出方法を決定した上で、当該支出方法での年ごとの支出の額等を算定し、公益目的財産残額を算定しなければならない。

(1) 支出の方法

公益目的支出計画に位置づけることができる「公益目的のための支出」の方法には次の三つがある（整備法第119条第2項第1号）。

各特例民法法人は、それぞれの実情に即して、以下の支出方法から適切なものを選択することが必要になる。

公益目的のための支出方法	留意事項
① 公益目的事業のための支出 (整備法第119条第2項第1号イ)	○ 公益目的事業として認められる事業（第5章第1節参照）に係る支出 ○ 移行前から継続して実施している事業も移行するに際して新たに実施する事業も記載することができる。
② 認定法第5条第17号に規定する者に	○ 寄附の相手方は、認定法第5条第17号に

公益目的のための支出方法	留意事項
対する寄附 (整備法第119条第2項第1号ロ)	掲げるもののいずれか(法人の目的に類似する目的を有する公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人等や国、地方公共団体等)に該当しなければならない。
③ 継続して行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業のための支出(①を除く) (整備法第119条第2項第1号ハ)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該事業が、旧主務官庁の監督下において公益に関する事業と位置づけられており、この事業に該当するかどうかについて、整備法第120条第4項に基づき、行政庁は事業内容等必要な資料を添えて旧主務官庁に対し意見聴取を行う。 ○ 原則として旧主務官庁の意見が尊重されるが、旧主務官庁の意見において公益に関する事業であるとされたものが、指導監督基準等において公益に関する事業としてはふさわしくないとされた事業に相当すると考えられる場合においては、当該旧主務官庁の意見にかかわらず、実施事業と認められないこともありうる。 ○ 移行認可申請時に対象としなかった事業を、移行後新たに追加することはできない。⁸

なお、上記①及び③の事業については、定款に位置づけられていることを要する⁹。

⁸ 「① 公益目的のための支出」として公益目的支出計画の対象事業に追加することは可能である。
 (公益認定等委員会FAQ問X-2-③)

⁹ ガイドライン・II 1(1) (26頁)

(2) 支出の額

公益目的のための支出の額は、「公益目的支出の額」から「実施事業収入の額」を控除した額となる（整備法第119条第2項第2号）。

ア 公益目的支出の額

支出の額は次の合計額となる（整備法規則第16条）

- (a) (1)の①及び③の事業（実施事業）に係る事業費の額¹⁰
- (b) (1)の②の寄附（特定寄附）の額
- (c) (a)(b)の他、損益計算書に計上すべき実施事業に係る経常外費用の額

イ 実施事業収入の額

実施事業に係る収入があるときには、支出の額から収入を控除する必要がある（整備法第119条第2項第2号）。支出の額から控除する収入は次のとおりである（整備法規則第17条～第18条）。

- (a) 損益計算書に計上すべき実施事業に係る収益の額¹¹（整備法規則第17条第1項第1号）
- (b) 損益計算書に計上すべき実施事業資産から生じた収益の額¹²（整備法規則第17条第1項第2号）

※ 法人が公益目的支出計画に記載する「実施事業等」については、支出の総額が収入の総額を上回ることを要する。

なお、複数の実施事業等を盛り込む場合であり、それらの実施事業のうちいくつかの実施事業については、支出額が収入額を上回らないものであっても上記を満たす限り可能とする。¹³

※ また、資産の評価損益は支出又は収入に算入しないことに留意が必要である。（整備法規則第18条）。

¹⁰ 事業費に含むことができるものの取扱いについては、認定法と同様の考え方とする。（ガイドライン・Ⅱ 1(4) (28頁)）（**第5章第2節2参照**）

¹¹ 「実施事業に係る収益」とは、原則として次のとおり。

- ① 実施事業の実施に係る対価としての収益（入場料、手数料等）
- ② 用途が実施事業に特定されている収益
- ③ 法人においてルールを設定し、実施事業収入と定めた収益

なお、用途が実施事業に特定されている積立金（基金）の運用益について、実施事業の財源を実施事業に係る収益とした場合には公益目的支出計画が終了しないと予想される場合には、実施事業に係る収益としないことができる。（ガイドライン・Ⅱ 1(4) (29頁)）

¹² 例えば実施事業資産の売却益などが該当する。

なお、用途が実施事業に特定されている積立金（基金）の運用益について、実施事業の財源を実施事業資産から生じた収益とした場合には公益目的支出計画が終了しないと予想される場合には、実施事業に係る収益としないことができる。（ガイドライン・Ⅱ 1(4) (29頁)）

¹³ ガイドライン・Ⅱ 1(4) (29頁)

(3) 公益目的財産残額の算定

各事業年度末日の「公益目的財産残額」は、「公益目的財産額」（前述1参照）から当該事業年度の「公益目的収支差額」を控除した額となる（整備法規則第23条第1項）。

「公益目的財産残額」がゼロになるまで、公益目的支出計画に基づく支出を行わなければならない（整備法第119条第2項）。

ア 公益目的収支差額

「公益目的収支差額」とは、各事業年度の前事業年度の末日における「公益目的収支差額」（移行登記の年度にあってはゼロ）に当該事業年度の「公益目的支出の額」（前述2(2)ア参照）を加算して得た額から、当該事業年度の「実施事業収入の額」（前述2(2)イ参照）を減算して得た額となる（整備法規則第23条第2項）。

イ 公益目的財産残額の算定例

例えば、次のような【例】における「公益目的収支差額」及び「公益目的財産残額」は、【結果】のとおり算定される¹⁴。

【例】	①公益目的財産額	100
	②公益目的支出の額	(毎年度) 100
	③事業実施の収入の額	(初年度) 75、(2年目) 130、(3年目) 60、(4年目) 65

【結果】

	移行登記 時 点	1年目末	2年目末	3年目末	4年目末
公益目的財産額 a	100	100	100	100	100
公益目的支出の額 b		100	100	100	100
事業実施収入の額 c		75	130	60	65
公益目的収支差額 d(n)=d(n-1)+b-c	0	25 (0+100-75)	-5 (25+100-130)	35 (-5+100-60)	70 (35+100-65)
公益目的財産残額 e=a-d(n)		75 (100-25)	100 (100-0) ¹⁵	65 (100-35)	30 (100-70)

(注) nは事業年度を指す。したがって、 $d(n)=d(n-1)+b-c$ は、「当該年度の公益目的収支差額=前年度の公益目的収支差額+当該年度の公益目的支出の額-当該年度の事業実施収入の額」を指す。

¹⁴ 以下の例は、第7回公益認定等委員会・参考資料

¹⁵ 公益目的収支差額が0を下回る場合にあっては、減算する額は0となる。（整備法規則第23条第1項）

3 公益目的支出計画の作成

1で算定した公益目的財産額を、2で決定した公益目的のための支出方法と支出額(毎年度)により支出する計画を作成する。

公益目的支出計画には次の事項を盛り込まなければならない(整備法規則第25条)。

- ① 名称及び主たる事業所の所在場所
- ② 公益目的財産額
- ③ 実施事業等
- ④ 実施事業を行う場所の名称及び所在場所並びに役務を提供する相手方
- ⑤ 特定寄附の相手方の名称及び主たる事務所の所在場所並びに用途を特定して寄附をする場合にあつては、当該用途
- ⑥ 各事業年度の公益目的支出の額の見込み及びその明細
- ⑦ 各事業年度の実施事業収入の額の見込み及びその明細
- ⑧ 各事業年度の末日における公益目的収支差額の見込み
- ⑨ 各事業年度の末日における公益目的財産残額の見込み
- ⑩ 公益目的財産残額がゼロになると見込まれる事業年度の末日
- ⑪ 算定日における時価評価資産の明細
- ⑫ 公益目的支出計画を実施している間における合併の予定の有無及び合併を予定する場合においては、合併がその効力を生ずる予定年月日
- ⑬ 実施事業のために必要な施設、人員等実施事業が確実に実施されることを確保するために必要な事項及び特定寄附のために必要な財源等特定寄附が確実に実施されることを確保するために必要な事項

認可に当たっては、作成された公益目的支出計画が適正であり、かつ、当該法人が公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれるものであることが必要である(整備法第117条第2項)。

(1) 公益目的支出計画が適当であることについて

公益目的支出計画が適正であることについては、以下に該当することが必要である¹⁶。

- (a) 公益目的支出計画に記載された実施事業等について、整備法第119条第2項第1号のイ、ロ又はハに該当していること
- (b) 実施事業を行うに当たり、特別の利益を与えないものであること(第7章第2節参照)
- (c) 実施事業を行うのに必要な技術的能力を有していること(第7章第2節参照)
- (d) 公益目的支出計画における公益目的財産額の算定などの計算が整備法及び整備法規則に則って行われていること

¹⁶ ガイドライン・II 1 (25頁)

なお、公益目的支出計画に記載する実施事業等について、認可申請を行う法人は、公益目的支出計画に実施事業等ごとに記載することを要し、それぞれについて内容、収益・費用に関する額等について記載する。収益事業や共益的的事业など実施事業に該当しない部分が含まれている場合にはこれを区分し、実施事業に該当するものについて記述することを要する。

また、公益目的支出計画の実施期間については社員等を含む法人の関係者の意思を尊重することが適切であると考えられるため、法人において定めた期間で認められる。

ただし、明らかに法人の実実施事業等の遂行能力と比較して、設定された公益目的支出計画の実施期間が不相応に長期であると考えられる場合は是正を求めることもあり得るとされている。¹⁷

(2) 公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれることについて

法人が「公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれること」とは、実施事業等以外の事業及び管理運営を含む法人活動全般について、その財務的な影響により実施事業等のための資金が不足するなど公益目的支出計画の安定的な実施が妨げられることがないと見込まれることである。

申請時には、法人全体の直近1年間の事業計画書及び公益目的支出計画実施期間における当該法人全体の収支の見込みを記載した書類により確認される。収支の見込みには、多額の借入れや施設の更新、高額財産の取得・処分など法人全体の財務に大きな影響を与える活動も含まれ、計画があれば当該申請書類に記載する。

なお、申請時には、公益目的支出計画に記載する事業以外の事業について、申請をする法人の全体の事業のうち主な事業について記載する。¹⁸

【コラム9】 受託事業の取扱い

公益目的支出計画の「実施事業」（前述2(2)参照）に当たる受託事業は、公益目的支出計画上の事業にすることができるが、当該事業を公益目的支出計画に載せたとしても、公益目的財産額を減らす効果はないことに留意が必要である。

受託事業は、事業の費用のすべてが地方自治体等からの委託料によって賄われることから、支出額から受託収入が控除され、公益目的支出計画上の支出額はゼロになる¹⁹。

したがって、特例民法法人の中で、地方自治体からの受託事業のみを実施していたり、受託事業の事業費の占める割合が高い法人にあっては、①新規の公益目的事業を計画したり、②認定法第5条第17号に規定する者に対する寄附をしたりするなどの方法を検討する必要がある。

¹⁷ 以上は、ガイドライン・II 1（25-26頁）

¹⁸ 以上は、ガイドライン・II 2（29-30頁）

¹⁹ なお、補助事業を公益目的支出計画に載せた場合には、事業の費用の一部が地方自治体からの補助金等によって賄われることから、支出額から補助金等の額が控除され、公益目的支出計画上の支出額は少なくなるものの、ゼロにはならない。

補論 公益目的支出計画の例

○ 本論では、第5章補論2の【事例】（財団法人A）を基に、公益目的支出計画の例を示す。

1 公益目的財産額の算定

- 貸借対照表を基に「公益目的財産額」を算定
 - ・ 「純資産の額」は、30,273,000円(a)
 - ・ 「時価評価資産」について、財団法人Aはこれに該当するものはない。
 - ・ 「引当金（賞与引当金・退職給付引当金を除く。）に勘定に繰り入れた金額」について、財団法人Aはこれに該当するものはない。
 - ・ 「基金の額」について、財団法人Aはこれに該当するものはない。
- ⇒ 公益目的財産残額 = 30,273,000 + (0+0) - (0+0) = 30,273,000円

貸借対照表

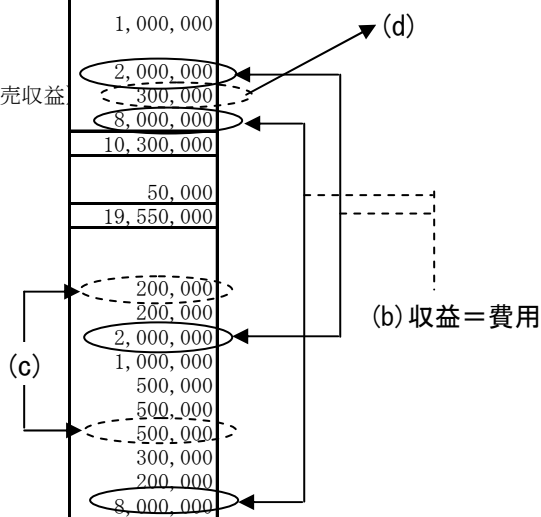
科目	
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金	10,273,000
流動資産合計	10,273,000
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
預金	20,000,000
(2) 特定預金	
退職給付積立預金	5,000,000
固定資産合計	25,000,000
資産合計	35,273,000
II 負債の部	
1. 流動負債	
流動負債合計	0
2. 固定負債	
退職給付引当金	5,000,000
固定負債合計	5,000,000
負債合計	5,000,000
III 正味財産の部	
1. 指定正味財産	
指定正味財産合計	20,000,000
(うち基本財産への充当額)	(20,000,000)
2. 一般正味財産	
一般正味財産合計	10,273,000
(うち特定資産への充当額)	0
正味財産合計	30,273,000 (a)
負債及び正味財産合計	35,273,000

2 公益目的のための支出

- 「①公益目的事業のための支出」、「②認定法第5条第17号に規定する者に対する寄附」及び「③継続して行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業のための支出」のうち、どの支出方法により支出するかを検討
 - ・ ①の方法で支出することは可能か？
 - 財団法人Aのすべての事業は「公益目的事業」と評価できることから（第5章補論2-1参照）、①の方法での支出は可能（①の方法での支出が可能のため、②又は③の方法での支出は行わない。）
 - ・ ①のうち、どの「公益目的事業」で公益目的財産額を費消するか？
 - 財団法人Aの事業のうち、「(A)●●に関する研修事業」及び「(B)●●に関する相談事業」は、事業費用が参加費等の収入により賄われており、事業収入＝事業費用となっていることから、(A)又は(B)の事業によって公益目的財産額は費消できない (b)。
 - (A)又は(B)の公益目的支出計画での扱いは次のいずれかとなる。
 - ・ 公益目的支出計画の事業としない。
 - ・ 参加料等の対価を下げた事業を実施することとした上で、公益目的支出計画の事業とする。
 - 公益目的支出計画の期間終了後に参加料等を値上げしなければ、事業の継続が難しくなることから、(A)及び(B)は「公益目的支出計画の事業としない」こととする。
 - (A)及び(B)以外の事業である「(C)●●に関する調査研究事業」及び「(D)●●に関する普及啓発事業」を公益目的支出計画の事業とする。
- 「公益目的支出の額」は、「(C)●●に関する調査研究事業」及び「(D)●●に関する普及啓発事業」の事業費の額
 - $200,000 + 500,000 = 700,000$ 円（毎年度一定） (c)
- 「実施事業収入の額」は、「(C)●●に関する調査研究事業」及び「(D)●●に関する普及啓発事業」に係る収益の額
 - 300,000円（毎年度一定） (d)

正味財産増減計算書

科目		
I	一般正味財産増減の部	
1.	経常増減の部	
(1)	経常収益	
①	基本財産運用益	
	預金利息	100,000
②	受取入金	
	正会員受取入会費	100,000
③	受取会費	
	正会員受取会費	8,000,000
④	寄付金	
	寄付金受取費	1,000,000
⑤	事業収益	
	●●に関する研修事業収益	2,000,000
	●●に関する普及啓発事業収益(書籍販売収益)	300,000
	●●に関する相談事業収益	8,000,000
	事業収益計	10,300,000
⑥	雑収入	
	預金利息	50,000
	経常収益計	19,550,000
(2)	経常費用	
①	事業費	
	●●に関する調査研究事業費	200,000
	事務費	200,000
	●●に関する研修事業費	2,000,000
	給与手当等	1,000,000
	講師料	500,000
	事務費	500,000
	●●に関する普及啓発事業費	500,000
	給与手当等	300,000
	事務費	200,000
	●●に関する相談事業費	8,000,000
	給与手当等	7,500,000
	水道光熱費	100,000
	事務所賃借料	100,000
	その他事務費	300,000
	事業費計	10,700,000
②	管理費	
	給与手当等	8,000,000
	光熱水費	100,000
	事務所賃借料	100,000
	リース料	100,000
	事務費	100,000
	退職給付費用	100,000
	租税公課	77,000
	管理費計	8,577,000
	経常費用計	19,277,000
	当期経常増減額	273,000
2.	経常外増減の部	
(1)	経常外収益	
	経常外収益計	0
(2)	経常外費用	
	経常外費用計	0
	当期経常外増減額	0
	当期一般正味財産増減額	273,000
	一般正味財産期首残高	10,000,000
	一般正味財産期末残高	10,273,000
II	指定正味財産増減の部	
①	基本財産運用益	
	基本財産受取利息	100,000
②	一般正味財産への振替額	
	一般正味財産への振替額	100,000
	当期指定正味財産増減額	0
	指定正味財産期首残高	20,000,000
	指定正味財産期末残高	20,000,000
III	正味財産期末残高	30,273,000



3 公益目的支出計画の作成

- 以上の「公益目的財産額」、「公益目的支出の額」及び「事業実施収入の額」を基に、各年度の「公益目的収支差額」及び「公益目的財産残額」を算定した「公益目的支出計画」は次のとおりになる。

事業年度 n	公益目的財産額 a	公益目的支出の額 b	事業実施収入の額 c	公益目的収支差額 $d(n)=d(n-1)+b-c$	公益目的財産残額 $e=a-d(n)$
1	30,273,000	700,000	300,000	400,000	29,873,000
2	30,273,000	700,000	300,000	800,000	29,473,000
3	30,273,000	700,000	300,000	1,200,000	29,073,000
4	30,273,000	700,000	300,000	1,600,000	28,673,000
5	30,273,000	700,000	300,000	2,000,000	28,273,000
6	30,273,000	700,000	300,000	2,400,000	27,873,000
7	30,273,000	700,000	300,000	2,800,000	27,473,000
8	30,273,000	700,000	300,000	3,200,000	27,073,000
9	30,273,000	700,000	300,000	3,600,000	26,673,000
10	30,273,000	700,000	300,000	4,000,000	26,273,000
11	30,273,000	700,000	300,000	4,400,000	25,873,000
12	30,273,000	700,000	300,000	4,800,000	25,473,000
13	30,273,000	700,000	300,000	5,200,000	25,073,000
14	30,273,000	700,000	300,000	5,600,000	24,673,000
15	30,273,000	700,000	300,000	6,000,000	24,273,000
16	30,273,000	700,000	300,000	6,400,000	23,873,000
17	30,273,000	700,000	300,000	6,800,000	23,473,000
18	30,273,000	700,000	300,000	7,200,000	23,073,000
19	30,273,000	700,000	300,000	7,600,000	22,673,000
20	30,273,000	700,000	300,000	8,000,000	22,273,000
21	30,273,000	700,000	300,000	8,400,000	21,873,000
22	30,273,000	700,000	300,000	8,800,000	21,473,000
23	30,273,000	700,000	300,000	9,200,000	21,073,000
24	30,273,000	700,000	300,000	9,600,000	20,673,000
25	30,273,000	700,000	300,000	10,000,000	20,273,000
26	30,273,000	700,000	300,000	10,400,000	19,873,000
27	30,273,000	700,000	300,000	10,800,000	19,473,000
28	30,273,000	700,000	300,000	11,200,000	19,073,000
29	30,273,000	700,000	300,000	11,600,000	18,673,000
30	30,273,000	700,000	300,000	12,000,000	18,273,000
31	30,273,000	700,000	300,000	12,400,000	17,873,000
32	30,273,000	700,000	300,000	12,800,000	17,473,000
33	30,273,000	700,000	300,000	13,200,000	17,073,000
34	30,273,000	700,000	300,000	13,600,000	16,673,000
35	30,273,000	700,000	300,000	14,000,000	16,273,000
36	30,273,000	700,000	300,000	14,400,000	15,873,000
37	30,273,000	700,000	300,000	14,800,000	15,473,000
38	30,273,000	700,000	300,000	15,200,000	15,073,000
39	30,273,000	700,000	300,000	15,600,000	14,673,000
40	30,273,000	700,000	300,000	16,000,000	14,273,000
41	30,273,000	700,000	300,000	16,400,000	13,873,000
42	30,273,000	700,000	300,000	16,800,000	13,473,000
43	30,273,000	700,000	300,000	17,200,000	13,073,000
44	30,273,000	700,000	300,000	17,600,000	12,673,000
45	30,273,000	700,000	300,000	18,000,000	12,273,000
46	30,273,000	700,000	300,000	18,400,000	11,873,000
47	30,273,000	700,000	300,000	18,800,000	11,473,000
48	30,273,000	700,000	300,000	19,200,000	11,073,000
49	30,273,000	700,000	300,000	19,600,000	10,673,000
50	30,273,000	700,000	300,000	20,000,000	10,273,000
51	30,273,000	700,000	300,000	20,400,000	9,873,000
52	30,273,000	700,000	300,000	20,800,000	9,473,000
53	30,273,000	700,000	300,000	21,200,000	9,073,000
54	30,273,000	700,000	300,000	21,600,000	8,673,000
55	30,273,000	700,000	300,000	22,000,000	8,273,000
56	30,273,000	700,000	300,000	22,400,000	7,873,000
57	30,273,000	700,000	300,000	22,800,000	7,473,000
58	30,273,000	700,000	300,000	23,200,000	7,073,000
59	30,273,000	700,000	300,000	23,600,000	6,673,000
60	30,273,000	700,000	300,000	24,000,000	6,273,000
61	30,273,000	700,000	300,000	24,400,000	5,873,000
62	30,273,000	700,000	300,000	24,800,000	5,473,000
63	30,273,000	700,000	300,000	25,200,000	5,073,000
64	30,273,000	700,000	300,000	25,600,000	4,673,000
65	30,273,000	700,000	300,000	26,000,000	4,273,000
66	30,273,000	700,000	300,000	26,400,000	3,873,000
67	30,273,000	700,000	300,000	26,800,000	3,473,000
68	30,273,000	700,000	300,000	27,200,000	3,073,000
69	30,273,000	700,000	300,000	27,600,000	2,673,000
70	30,273,000	700,000	300,000	28,000,000	2,273,000
71	30,273,000	700,000	300,000	28,400,000	1,873,000
72	30,273,000	700,000	300,000	28,800,000	1,473,000
73	30,273,000	700,000	300,000	29,200,000	1,073,000
74	30,273,000	700,000	300,000	29,600,000	673,000
75	30,273,000	700,000	300,000	30,000,000	273,000
76	30,273,000	573,000	300,000	30,273,000	0

第7章 チェックリストによる確認

- 本章では、第4章で選択した法人形態に応じ、移行に当たってチェックしておくべき項目についてリストアップを行う。
- まず一般社団・財団法人へ移行する場合のチェックリストを示し（第1節参照）、次に公益社団・財団法人へ移行する場合のチェックリストを示す（第2節参照）。
- 公益社団・財団法人への移行を目指す場合は、一般社団・財団法人へ移行する場合のチェックリストを確認した上で、更に公益社団・財団法人へ移行する場合のチェックリストで確認を行う必要がある。
- ※ 本章のチェックリストに記載する条文は、特に記載がない場合は一般法を指す。また、条文数について「11①」は「一般法第11条第1項」、「37①二」は「一般法第37条第1項第2号」をいう。

第1節 一般社団・財団法人へ移行する場合のチェックリスト

一般社団・財団法人へ移行を希望する場合には、一般法の規定に適合したガバナンス等を備える必要がある。

そこで、次のような整理を行った。

- ① 法人の根本原則が定款に規定されることから、一般法の中の定款に関する規定に着目した。具体的には、定款について規定された一般法の条文すべてを抽出し、その上で、移行へ向けてのチェックリストには必要ないと思われる条文（例えば、法人の新規設立に関する条文等¹⁾）を除外した。
- ② ①の作業により抽出された項目について、一定の視点に従って検討できるように、次の区分に応じてリスト化した。

区 分	検討の視点
a 必要的記載事項	一般法第11条第1項各号及び同法第153条第1項各号に規定された定款に必ず記載しなければならない事項であり、この事項がないと定款全体が無効になることから、その内容を検討し、決定する必要がある。
b 相対的記載事項 〔一般法に基準が示されているが定款で変更可能なもの〕	定款で定めないとその事項の効力が認められない事項であり、かつ、一般法に基準が示されているが定款で変更可能な事項であることから、この事項について、一般法の基準を変更する必要があるか否かを検討する必要がある。
c 相対的記載事項 〔定款に規定しなければ有効にならないもの〕	b以外で、定款で定めないとその事項の効力が認められない事項であることから、この事項について、定款に規定する必要があるか否かを検討した上で、規定する必要がある場合には規定内容を検討する必要がある。
d 定款に規定しても無効となる事項	一般法の趣旨に反しており、仮に定款で定めたとしても効力を有しないとされている事項であることから、これに反した定款の定めをしないように注意する必要がある。

¹⁾ 例えば、一般法第10条第1項「一般社団法人を設立するには、その社員になろうとする者（以下「設立時社員」という。）が、共同して定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。」や、第83条「理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、一般社団法人のため忠実にその職務を行わなければならない。」等

1 一般社団法人への移行に向けてのチェックリスト

(1) 必要的記載事項

下記の事項は、新しい定款に記載しなければならない。

※ 「確認結果」の欄には、各特例民法法人がチェックポイントについての確認の結果を記載する。

No.	チェックポイント	確認結果	条文
1	<p>(定款の記載又は記録事項)</p> <p>目的、名称等の定款に記載しなければならない事項の内容が決まっているか。</p> <p>※ 必要事項は、「目的(第1号)²」「名称(第2号)」「主たる事務所の所在地(第3号)」「社員の資格の得喪に関する規定(第5号)」「公告方法(第6号)」「事業年度(第7号)」³</p>		11①

(2) 相対的記載事項(一般法に基準が示されているが定款で変更可能なもの)

下記の事項について、一般法に定められている基準を上回る(又は下回る)基準を新しい定款に規定する必要があるかどうかを検討する。

※ 「一般法の基準の変更の要否」の欄には、各特例民法法人がチェックポイントについて検討した結果を記載する。なお、下線は定款で変更可能な基準を指す。

No.	チェックポイント	一般法の基準の変更の要否	条文
2	<p>(社員による社員総会招集の請求)</p> <p>総社員の議決権の<u>1/10</u>以上の議決権を有する社員は、理事に対して社員総会の招集を要求できるが、定款により1/5以下の割合を定めることが可能である。</p> <p>→ 定款に「<u>1/5以下の割合</u>」を定めるか。</p>		37①
3	<p>(社員による社員総会招集の請求)</p> <p>理事に対して社員総会の招集を請求した社員は、請求日から<u>6週間</u>以内に社員総会を招集する旨の通知がない場合、裁判所の許可を得て社員総会を招集できるが、定款により6週間を下回る期間を定めることが可能である。</p> <p>→ 定款に「<u>6週間を下回る期間</u>」を定めるか。</p>		37② 二
4	<p>(社員総会の招集の通知)</p> <p>理事による社員総会の招集の通知は、開催日の<u>1週間前</u>までに行わなければならないが、定款により1週間を下回る期間を定めることが可能である。</p> <p>→ 定款に「<u>1週間を下回る期間</u>」を定めるか。</p> <p>※ 社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使できることとするとき(38①三)及び電磁的方法によって議決権を行使できることとするとき(38①四)は、理事による社員総会の招集の通知は開催日の2週間前までに行う。</p>		39①

² 公益目的支出計画に「公益目的事業」及び「継続事業」として位置づけた事業は、定款に位置づけられていることを要する(第6章第2節2参照)

³ 一般法第11条第1項各号に列挙された事項のうち、「設立時社員の氏名又は名称及び住所(第4号)」については必要的記載事項とはしない取扱いとなる。(内閣府公益認定等委員会ホームページ FAQ問I-3-④)

No.	チェックポイント	一般法の基準の変更の要否	条文
5	<p>(社員総会における社員提案権)</p> <p>(理事会設置一般社団法人の場合) ①総社員の議決権の1/30以上の議決権を有する社員に限り、理事に対して社員提案権を行使できる。この場合、②社員総会の日の6週間前までに社員提案権の行使を請求しなければならないが、定款により①について1/30を下回る割合、②について6週間を下回る期間を定めることが可能である。 → 定款に「1/30を下回る割合」「6週間を下回る期間」を定めるか。</p>		43②
6	<p>(社員総会における社員提案権)</p> <p>社員は、社員総会において総社員の議決権の1/10以上の賛成を得られなかった議案と実質的に同一の議案について、賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は提案できないが、定款により1/10を下回る割合を定めることが可能である。 → 定款に「1/10を下回る割合」を定めるか。</p>		44
7	<p>(社員総会における社員提案権)</p> <p>社員は理事に対し、当該社員が提出しようとする議案の要領を社員に通知すること(39②⁴又は③⁵の通知をする場合にあっては、その通知に記載し、又は記録すること)を、①社員総会の日の6週間前までに請求でき、②理事会設置一般社団法人においては、総社員の1/30以上の議決権を持つ社員のみが請求できるが、①について6週間前を下回る期間、②について1/30を下回る割合を定めることが可能である。 → 定款に「6週間を下回る期間」「1/30を下回る割合」を定めるか。</p>		45①
8	<p>(社員総会における社員提案権)</p> <p>社員総会において総社員の議決権の1/10以上の賛成を得られなかった議案と実質的に同一の議案について、賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合、一般法45①⁶の請求はできない</p>		45②

⁴ 一般法39②

次に掲げる場合には、前項の通知は、書面でしなければならない。

- 一 前条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合
- 二 一般社団法人が理事会設置一般社団法人である場合

※一般法39①

社員総会を通知するには、理事は、社員総会の日の1週間(理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前までに、社員に対してその通知を発しなければならない。ただし、前条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、社員総会の日の2週間前までにその通知を発しなければならない。

※一般法38①

理事(前条第2項の規定により社員が社員総会を招集する場合にあっては、当該社員。)は、社員総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 三 社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨。
- 四 社員総会に出席しない社員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨。

⁵ 一般法39③

理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

⁶ No.7参照

No.	チェックポイント	一般法の基準の変更の要否	条文
	が、定款により1/10を下回る割合を定めることが可能である。 → 定款に「1/10を下回る割合」を定めるか。		
9	(社員総会の招集手続等に関する検査役の選任) 総社員の議決権の1/30以上の議決権を有する社員は、社員総会に係る招集手続及び決議の方法を調査させるため、社員総会に先立って、裁判所に対して検査役の選任の申立てをすることができるが、定款により1/30を下回る割合を定めることが可能である。 → 定款に「1/30を下回る割合」を定めるか。		46①
10	(社員総会における議決権の数) 社員は、各1個の議決権を有するが、定款により別段の定めをすることが可能である。 → 定款に「別段の定め」をするか。		48①
11	(社員総会の決議) 社員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、 <u>総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。</u> → 定款に「別段の定め」をするか。 ※ 定款において、定足数を緩和又は撤廃することや決議要件を加重することは可能であるが、「過半数」という決議要件を軽減すると、内容が相反する複数の決議が成立し得るため、これを軽減することはできない。		49①
12	(社員総会の決議) 社員総会における重要な議決事項は、総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の2/3以上に当たる多数をもって行うが、定款により2/3を上回る割合を定めることが可能である。 → 定款に「2/3を上回る割合」を定めるか。 ※ 重要な議決事項に該当するものは、「社員の除名(30①)」「監事の解任(70①)」「役員等の損害賠償責任の一部免除(113①)」「定款の変更(146)」「事業の全部譲渡(147)」「解散及び清算終了までの継続(148三及び150)」「吸収合併契約の承認、新設合併契約の承認(247、251①及び257)」		49②
13	(理事の任期) 理事の任期は <u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとされているが、定款により短縮することが可能である。</u> → 定款に「短縮」を定めるか。 ※ 社員総会の決議によっても任期の短縮は可能		66
14	(監事の任期) 監事の任期は <u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとされているが、定款により選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までを限度に短縮することが可能である。</u> → 定款に「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの		67①

⁷ 渋谷幸夫「新公益法人の機関と運営(5)」月刊公益法人38巻3号(2007)・26頁

No.	チェックポイント	一般法の 基準の変更の 要否	条文
	に関する定時社員総会の終結の時までを限度に短縮」を定めるか。		
15	（理事の業務の執行） （理事会設置一般社団法人を除く）理事が2人以上いる場合は、一般社団法人の業務は <u>理事の過半数</u> をもって決定するが、定款により別段の定めをすることが可能である。 → 定款に「別段の定め」を定めるか。		76②
16	（理事の業務の執行に関する検査役の選任） 総社員の議決権の <u>1/10</u> 以上の議決権を持つ社員は、一般社団法人の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができるが、定款により1/10を下回る割合を定めることが可能である。 → 定款に「1/10を下回る割合」を定めるか。		86①
17	（理事会設置一般社団法人の理事の権限） （理事会設置一般社団法人の場合）理事は、 <u>3箇月に1回以上</u> 、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないが、定款により毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上報告をしなければならない旨を定めることが可能である。 → 定款に「毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上」を定めるか。		91②
18	（理事会の招集手続） （理事会設置一般社団法人の場合）理事会の招集の通知は、開催日の <u>1週間前</u> までに発しなければならないが、定款により1週間を下回る期間を定めることが可能である。 → 定款に「1週間を下回る期間」を定めるか。		94①
19	（理事会の決議） （理事会設置一般社団法人の場合）理事会の決議は① <u>議決に加わることができる理事の過半数</u> が出席し、②その <u>過半数</u> をもって行うが、定款により①②ともに過半数を上回る割合を定めることが可能である。 → 定款に「過半数を上回る割合」を定めるか。		95①

No.	チェックポイント	一般法の基準の変更の要否	条文
20	<p>(理事等による役員等の損害賠償責任免除に関する定款の定め)</p> <p>総社員（114③⁸の責任を負う役員等であるものを除く。）の議決権の1/10以上の議決権を有する社員が、一定期間内（最低1箇月）に異議を述べたときは、一般社団法人は114①⁹の規定による定款の定めに基づく役員等の任務懈怠による損害賠償責任の免除をしてはならないが、定款により1/10を下回る割合を定めることが可能である。</p> <p>→ 定款に「1/10を下回る割合」を定めるか。</p>		114④
21	<p>(会計帳簿の閲覧等の請求)</p> <p>総社員の1/10以上の議決権を有する社員は、当該一般社団法人の会計帳簿の閲覧等を請求することができるが、定款により1/10を下回る割合を定めることが可能である。</p> <p>→ 定款に「1/10を下回る割合」を定めるか。</p>		121①
22	<p>(役員等の解任の訴え)</p> <p>総社員の議決権の1/10以上の議決権を持つ社員は、役員等の職務</p>		284一

⁸ 一般法114③

第1項の規定による定款の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）を行ったときは、理事は、遅滞なく、前条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに意義がある場合には一定の期間内に当該意義を述べるべき旨を社員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、1箇月を下ることができない。

※一般法114条①

第112条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人（理事が2人以上ある場合に限る。）は、第111条第1項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）によって免除することができる旨を定款で定めることができる。

※一般法112

前条第1項の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

※一般法111①

理事、監事又は会計監査人（以下「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

※一般法113②

前項の場合には、理事は、同項の社員総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

- 一 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
- 二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
- 三 責任を免除すべき理由及び免除額

※一般法113①

前条の規定にかかわらず、役員等の第111条第1項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額（「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によって免除することができる。

- 一 賠償の責任を負う額
- 二 当該役員等がその在職中に一般社団法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額
 - イ 代表理事 6
 - ロ 代表理事以外の理事であって外部理事でないもの 4
 - ハ 外部理事、監事又は会計監査人 2

⁹ 前注参照

No.	チェックポイント	一般法の基準の変更の要否	条文
	<p>の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該役員等を解任する旨の議案が社員総会において否決された場合は、社員総会の日から30日以内に、訴えをもって当該役員等の解任を請求できるが、定款により1/10を下回る割合を定めることが可能である。</p> <p>→ 定款に「1/10を下回る割合」を定めるか。</p>		

(3) 相対的記載事項（定款に規定しなければ有効にならないもの）

下記の事項について、新しい定款に規定する必要があるか、規定する場合にどのような内容にするかを検討する。

※ 「規定の要否」の欄には、各特例民法法人がチェックポイントについて検討した結果を記載する。

No.	チェックポイント	規定の要否	条文
23	<p>（経費の負担） 社員に経費を支払う義務を負わせる場合は、その旨を定款に規定しなければならない。</p> <p>→ 社員に経費を支払う義務を負わせるか。義務を負わせる場合、どのような義務を負わせるか。</p>		27
24	<p>（任意退社） 社員の退社に条件を付す場合は、その旨を定款に規定しなければならない。</p> <p>→ 社員の退社に条件を付すか。条件を付す場合、どのような条件を付すか。</p> <p>※ 例えば、退社の意思表示は書面（退社（会）届）によることを要する旨を定めたり、退会しようとする日の一定期間前（例えば1箇月前）に退社の予告を要する旨を定めたり、退社の意思表示をした後、一定期間を経過したときにはじめて退社の効力が生ずる旨を定めたりすることは差し支えない¹⁰。</p>		28①
25	<p>（法定退社） 社員の退社事由をあらかじめ定める場合は、その事由を定款に規定しなければならない。</p> <p>→ 社員の退社事由を定めるか。定める場合、どのような事由とするか。</p> <p>※ 一般法29に定められている退社事由は「定款で定めた事由の発生（第1号）」「総社員の同意（第2号）」「死亡又は解散（第3号）」「除名（第4号）」</p>		29一
26	<p>（社員総会の権限） （理事会設置一般社団法人の場合）社員総会で一般法に規定する事項以外を決議する場合は、その決議事項を定款に定めなければならない。</p> <p>→ 社員総会で一般法に規定する事項以外を決議するか。決議する場</p>		35②

¹⁰ 渋谷幸夫「新公益法人の機関と運営(2)」月刊公益法人37巻12号（2006）・43頁

No.	チェックポイント	規定の 要否	条文
	<p>合、どのような事項を決議事項とするか。</p> <p>※ 一般法に規定された社員総会の主な決議事項は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 普通決議（議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数により決議（一般法49①））として、①理事・会計監査人の選任・解任、監事の選任、②（定款に定めのない場合）理事、監事の報酬等、③損害賠償責任を一部免除された理事の退職慰労金等の支給、④貸借対照表・損益計算書の承認、⑤基金の返還、⑥清算人の選任・解任 ○ 特別決議（総社員の半数以上であって、総社員の議決権の2/3以上の多数によって決議（一般法49②））として、①社員の除名、②監事の解任、③理事、監事、会計監査人の損害賠償の一部免除、④定款の変更、⑤事業の全部譲渡、社員総会の決議による解散、⑥解散法人の継続、⑦吸収合併契約・新設合併契約の承認 		
27	<p>（社員総会以外の機関の設置） 理事会、監事、会計監査人を置く場合は、その旨を定款に定める。 → 理事会、監事、会計監査人を置くか。</p> <p>※ 大規模一般社団法人は必ず会計監査人を置かなければならない。 （一般法62）</p>		60②
28	<p>（理事の業務の執行） （理事会設置一般社団法人を除く）理事は、定款に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人の業務を執行する。 → 理事の業務執行について特別な方法を採用するか。</p> <p>※ 例えば、数人の理事で業務執行を分担するなど¹¹</p>		76①
29	<p>（一般社団法人の代表） （理事会設置一般社団法人を除く）代表理事を置く場合は、定款に代表理事となる者を定めるか、理事の互選について定款に定めなければならない。 → 代表理事を置くか。</p> <p>※ 社員総会の決議によっても代表理事の選定は可能である。</p>		77③
30	<p>（理事の報酬等） 理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう）は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。 → 理事の報酬等について定款で定めることとするか。</p> <p>※ 社員総会の決議によっても定めることができる。 ※ 定款で定める場合の例 「役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、社員総会が別に定める役員等の報酬規定による。」¹²</p>		89

¹¹ 渋谷幸夫「新公益法人の機関と運営(6)」月刊公益法人38巻4号（2007）・16頁

¹² 財団法人公益法人協会『新公益法人制度移行はやわかり』（2007）・149頁

No.	チェックポイント	規定の要否	条文
31	<p>(理事会の招集権者) (理事会設置一般社団法人の場合) 理事会を招集する理事を定める場合は、定款又は理事会で定めなければならない。 → 理事会を招集する理事を定款で定めることとするか。</p> <p>※ 理事会は原則として各理事が招集する。</p>		93①
32	<p>(理事会の決議) 理事会の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した代表理事とする場合は、その旨を定款に定めなければならない。 → 理事会の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した代表理事とするか。</p> <p>※ 議事録が書面をもって作成されているときは、原則として、出席した理事及び監事が、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p>		95③
33	<p>(理事会の決議の省略) (理事会設置一般社団法人の場合) 理事の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたとき(監事が異議を述べたときを除く)に当該提案を可決する理事会の決議があったとみなす場合は、その旨を定款に定めなければならない。 → 理事の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときに当該提案を可決する理事会の決議があったとみなすか。</p>		96
34	<p>(監事の報酬等) 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。 → 監事の報酬等について定款で定めることとするか。</p> <p>※ 社員総会の決議によっても定めることができる。 ※ 定款で定める場合の例 「役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、社員総会が別に定める役員等の報酬規定による。」¹³</p>		105①
35	<p>(理事等による役員等の損害賠償責任免除に関する定款の定め) (監事設置法人で理事が2人以上の場合) 112¹⁴の規定にかかわらず、111①¹⁵の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の状況を勘案して特に必要と認めるときは、最低責任限度額を限度として理事(当該責任を負う理事を除く)の過半数の同意(理事会設置一般社団法人においては理事会の決議)によって免除することができる旨を定款で定めることができ</p>		114①

¹³ 前掲注12・149頁

¹⁴ 一般法112

前条第1項の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

※一般法111条①は次注参照

¹⁵ 一般法111①

理事、監事又は会計監査人(以下「役員等」という。)は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

No.	チェックポイント	規定の 要否	条文
	る。 → 役員等の損害賠償責任の免除を行うか。		
36	(責任限定契約) 112の規定にかかわらず、外部役員等の111①の責任について ¹⁶ 、当該外部役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ一般社団法人が定めた額と最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部役員等と締結することができる旨を定款で定めることができる。 → 外部役員等と責任限定契約を締結するか。 ※ 「外部役員等」とは外部理事、外部監事（一般社団法人の監事であって、過去に当該一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人となつたことがない者）又は会計監査人をいう。		115①
37	(基金を引き受ける者の募集等に関する定款の定め) 基金を引き受ける者の募集を行う場合は、その旨を定款に規定しなければならない。この場合、「基金の拠出者の権利に関する規定」「基金の返還の手続」について定款で定める。 → 基金を引き受ける者の募集を行うか。		131
38	(解散の事由) 法人の存続期間、解散事由について定款に定めることができる。 → 存続期間、解散事由を定めるか。 ※ 一般法148に定められている解散事由は「定款で定めた存続期間の満了（第1号）」「定款で定めた解散の事由の発生（第2号）」「社員総会の決議（第3号）」「社員が欠けたこと（第4号）」「合併（合併により当該一般社団法人が消滅する場合に限る。）（第5号）」「破産手続開始の決定（第6号）」「261①又は268の規定による解散を命ずる裁判（第7号）」		148 一 二
39	(残余財産の帰属) 残余財産の帰属は定款で定めることができる。 → 残余財産の帰属を定めるか。 ※ 残余財産の帰属に関する定めは、「残余財産の帰属は、定款で定めるところによる（239①）」「前項の規定により残余財産の帰属が定まらないときは、その帰属は、清算法人の社員総会又は評議員会の決議によって定める（239②）」「前2項の規定により帰属が定まらない残余財産は、国庫に帰属する（239③）」		239①

(4) 定款に規定しても無効となる事項

下記の事項について、新しい定款に規定してはならない。

※ 「確認結果」の欄には、各特例民法法人がチェックポイントについての確認の結果を記載する。

No.	チェックポイント	確認 結果	条文
40	(定款の記載又は記録事項) 社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨を定款に定めてはならない。		11②

¹⁶ 一般法112及び111①はNo.35参照

No.	チェックポイント	確認結果	条文
41	（社員総会の権限） 一般法の規定により社員総会での決議を必要とする事項 ¹⁷ について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定できることを定款に定めてはならない。		35④
42	（社員総会における議決権の数） 社員総会において決議する事項の全部につき社員が議決権を行使することができない旨を定款に定めてはならない。 ※ 特定の社員が社員総会において、全く議決権を有しないとする定款の定めは、その社員が当該法人の運営方法等を決定する社員総会の決議に全く関与することができなくなることから、一般社団法人の本質に反するため、その効力を有しないとされている ¹⁸ 。		48②

2 一般財団法人への移行に向けてのチェックリスト

(1) 必要的記載事項

下記の事項は、新しい定款に記載しなければならない。

※ 「確認結果」の欄には、各特例民法法人がチェックポイントについての確認の結果を記載する。

No.	チェックポイント	確認結果	条文
1	（定款の記載又は記録事項） 目的、名称等の定款に記載しなければならない事項の内容が決まっているか。 ※ 必要事項は、「目的（第1号） ¹⁹ 」「名称（第2号）」「主たる事務所所在地（第3号）」「評議員の選任及び解任の方法（第8号）」「公告方法（第9号）」「事業年度（第10号）」 ²⁰		153①

(2) 相対的記載事項（一般法に基準が示されているが定款で変更可能なもの）

下記の事項について、一般法に定められている基準を上回る（又は下回る）基準を新しい定款に規定する必要があるかどうかを検討する。

※ 「一般法の基準の変更の要否」の欄には、各特例民法法人がチェックポイントについて検討した結果を記載する。なお、下線は定款で変更可能な基準を指す。

¹⁷ No.26参照

¹⁸ 前掲注7・25頁

¹⁹ 公益目的支出計画に「公益目的事業」及び「継続事業」として位置づけた事業は、定款に位置づけられていることを要する（第6章第2節2参照）

²⁰ 一般法第153条第1項各号に列挙された事項のうち、「設立者の氏名又は名称及び住所（第4号）」「設立に際して設立者が拠出をする財産及びその価額（第5号）」「設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任に関する事項（第6号）」「会計監査人設置一般財団法人の場合、設立時会計監査人の選任に関する事項（第7号）」については必要的記載事項とはしない取扱いとなる。（内閣府公益認定等委員会ホームページ FAQ問I-3-④）

No.	チェックポイント	一般法の 基準の変 更の要否	条文
2	<p>(評議員の任期) 評議員の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされているが、定款により選任後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することが可能である。 → 定款に「選任後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長」を定めるか。</p>		174①
3	<p>(理事の任期) 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであるが、定款により短縮することが可能である。 → 定款に「短縮」を定めるか。</p>		177 (66)
4	<p>(監事の任期) 監事の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであるが、定款により選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までを限度に短縮することが可能である。 → 定款に「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までを限度に短縮」を定めるか。</p>		177 (67①)
5	<p>(評議員による評議員会招集の請求) 理事に対して評議員会の招集を請求した評議員は、請求日から6週間以内に評議員会を招集する旨の通知がない場合、裁判所の許可を得て評議員会を招集できるが、定款により6週間を下回る期間を定めることが可能である。 → 定款に「6週間を下回る期間」を定めるか。</p>		180②二
6	<p>(評議員会の招集の通知) 理事による評議員会の招集の通知は、開催日の1週間前までに行わなければならないが、定款により1週間を下回る期間を定めることが可能である。 → 定款に「1週間を下回る期間」を定めるか。</p>		182①
7	<p>(評議員会における評議員提案権) 評議員が理事に対して評議員提案権を行使する場合、評議員会の4週間前までに評議員提案権の行使を請求しなければならないが、定款により4週間を下回る期間を定めることが可能である。 → 定款に「4週間を下回る期間」を定めるか。</p>		184
8	<p>(評議員会における評議員提案権) 評議員は、評議員会において議決に加わることができる評議員の1/10以上の賛成を得られなかった議案と実質的に同一の議案について、賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は提案できないが、定款により1/10を下回る割合を定めることが可能である。 → 定款に「1/10を下回る割合」を定めるか。</p>		185
9	<p>(評議員会における評議員提案権) 評議員は理事に対し、評議員会の日の4週間前までに当該評議員が提出しようとする議案の要領を評議員に通知することを請求できるが、定款により4週間を下回る期間を定めることが可能である。</p>		186①

No.	チェックポイント	一般法の 基準の変 更の要否	条文
	→ 定款に「4週間を下回る期間」を定めるか。		
10	<p>(評議員会における評議員提案権) 評議員会において議決に加わることができる評議員の<u>1/10以上</u>の賛成を得られなかった議案と実質的に同一の議案について、賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合、一般法186①²¹の請求はできないが、定款により1/10を下回る割合を定めることが可能である。 → 定款に「1/10を下回る割合」を定めるか。</p>		186②
11	<p>(評議員会の決議) 評議員会の議決は、①議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、②その過半数をもって行うが、定款により①②ともに過半数を上回る割合を定めることが可能である。 → 定款に「過半数を上回る割合」を定めるか。</p>		189①
12	<p>(評議員会の決議) 評議員会における重要な議決事項は、議決に加わることができる評議員の2/3以上に当たる多数をもって行うが、定款により2/3を上回る割合を定めることが可能である。 → 定款に「2/3を上回る割合」を定めるか。</p> <p>※ 重要な議決事項に該当するものは、「監事の解任(176①)」「役員等の損害賠償責任の一部免除(198において準用する113①)」「定款の変更(200)」「事業の全部譲渡(201)」「清算結了までの継続(204)」「吸収合併契約・新設合併契約の承認(247、251①及び257)」</p>		189②
13	<p>(理事会設置一般財団法人の理事の権限) 理事は、<u>3箇月に1回以上</u>、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないが、定款により毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上報告をしなければならない旨を定めることが可能である。 → 定款に「毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上」を定めるか。</p>		197 (91②)
14	<p>(理事会の招集手続) 理事会の招集の通知は、開催日の<u>1週間前</u>までに発しなければならないが、定款により1週間を下回る期間を定めることが可能である。 → 定款に「1週間を下回る期間」を定めるか。</p>		197 (94①)
15	<p>(理事会の決議) 理事会の議決は①議決に加わることができる理事の過半数が出席し、②その過半数をもって行うが、定款により①②ともに過半数を上回る割合を定めることが可能である。 → 定款に「過半数を上回る割合」を定めるか。</p>		197 (95①)

²¹ No.9参照

No.	チェックポイント	一般法の 基準の変 更の要否	条文
16	<p>(理事等による役員等の損害賠償責任免除に関する定款の定め)</p> <p>総評議員の1/10以上の評議員が、一定期間内（最低1箇月）に異議を述べたときは、一般財団法人は一般法198で準用する114①²²の規定による定款の定めに基づく役員等の任務懈怠による損害賠償責任の免除をしてはならないが、定款により1/10を下回る割合を定めることが可能である。</p> <p>→ 定款に「1/10を下回る割合」を定めるか。</p>		198 (114④)

(3) 相対的記載事項（定款に記載しなければ有効にならないもの）

下記の事項について、新しい定款に規定する必要があるか、規定する場合にどのような内容にするかを検討する。

※ 「規定の要否」の欄には、各特例民法法人がチェックポイントについて検討した結果を記載する。

No.	チェックポイント	規定の 要否	条文
17	<p>(会計監査人の設置)</p> <p>一般財団法人は、定款の定めによって、会計監査人を置くことができる。</p> <p>→ 会計監査人を置くか。</p>		170②
18	<p>(基本財産)</p> <p>理事は、一般財団法人の財産のうち一般財団法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた基本財産があるときは、定款で定めるところにより、これを維持しなければならないが、かつ、これについて一般財団法人の目的である事業を行う</p>		172②

²² 一般法198で準用する一般法114①

第112条の規定にかかわらず、監事設置一般財団法人（理事が2人以上ある場合に限る。）は、第111条第1項について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般財団法人にあっては、理事会の決議）によって免除することができる旨を定款で定めることができる。

※一般法198で準用する一般法112

前条第1項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

※一般法198で準用する一般法111①

理事、監事若しくは会計監査人（以下「役員等」という。）又は評議員は、その任務を怠ったときは、一般財団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

※一般法198で準用する一般法113①

前条の規定にかかわらず、役員等の第111条第1項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額（「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によって免除することができる。

一 賠償の責任を負う額

二 当該役員等がその在職中に一般財団法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ 代表理事 6

ロ 代表理事以外の理事であって外部理事でないもの 4

ハ 外部理事、監事又は会計監査人 2

No.	チェックポイント	規定の 要否	条文
	<p>ことを妨げることとなる処分をしてはならない。 → 定款で定めようとする基本財産があるか。その場合には当該基本財産の維持・処分をどのように行うか。</p>		
19	<p>(評議員会の権限等) 評議員会で一般法に規定する事項以外を決議する場合は、その決議事項を定款に定めなければならない。 → 評議員会で一般法に規定する事項以外を決議するか。決議する場合、どのような事項を決議事項とするか。</p> <p>※ 一般法に規定された評議員会の主な決議事項は次のとおり。 ○ 普通決議（議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数により決議（一般法189①））として、①理事・会計監査人の選任・解任、監事の選任、②（定款に定めのない場合）理事、監事の報酬等、③損害賠償責任を一部免除された理事の退職慰労金等の支給、④貸借対照表・損益計算書の承認、⑤清算人の選任・解任 ○ 特別決議（議決に加わることができる評議員の2/3以上の多数によって決議（一般法189②））として、①監事の解任、②理事、監事、会計監査人の損害賠償責任の一部免除、③定款の変更、④事業の全部譲渡、⑤解散法人の継続、⑥吸収合併契約・新設合併契約の承認</p>		178②
20	<p>(評議員への報酬等) 評議員の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として一般財団法人等から受ける財産上の利益をいう）の額は、定款で定めなければならない。 → 評議員に報酬等を支払うか。</p> <p>※ 定款で定める場合の例 ① 「評議員は無報酬とする。ただし、常勤の評議員には報酬を支給することができる。その額は、毎年総額〇〇円を超えないものとする。」²³ ② 「評議員は無報酬とする。ただし、常勤の評議員には、公益法人認定法第5条第13号の規定に基づき定める支給基準（役員等報酬規定）により、報酬等を支給することができる」²⁴ ③ 「評議員に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て、別に定める」²⁵</p>		196
21	<p>(理事の報酬等) 理事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。 → 理事の報酬等について定款で定めることとするか。</p> <p>※ 評議員会決議によっても定めることができる。 ※ 定款で定める場合の例 「役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、評議員会が別に定める役員等の報酬規定による。」²⁶</p>		197 (89)

²³ 前掲注12・165頁

²⁴ 全国公益法人協会編「『定款の変更の案』雛形」月刊公益法人38巻2号（2007）

²⁵ 熊谷則一「一般社団・財団法人の定款作成上のポイントとその雛形」非営利法人749号（2007）

²⁶ 前掲注12・170頁

No.	チェックポイント	規定の 要否	条文
22	<p>(理事会の招集権者) 理事会を招集する理事を定める場合は、定款又は理事会で定めなければならない。 → 理事会を招集する理事を定款で定めることとするか。</p> <p>※ 理事会は原則として各理事が招集する。</p>		197 (93①)
23	<p>(理事会の決議) 理事会の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した代表理事とする場合は、その旨を定款に定めなければならない。 → 理事会の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した代表理事とするか。</p> <p>※ 議事録が書面をもって作成されているときは、原則として、出席した理事及び監事が、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p>		197 (95③)
24	<p>(理事会の決議の省略) 理事の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたとき（監事が異議を述べたときを除く）に当該提案を可決する理事会の決議があったとみなす場合は、その旨を定款に定めなければならない。 → 理事の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときに当該提案を可決する理事会の決議があったとみなすか。</p>		197 (96)
25	<p>(監事の報酬等) 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。 → 監事の報酬等について定款で定めることとするか。</p> <p>※ 評議員会決議によっても定めることができる。 ※ 定款で定める場合の例 「役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、評議員会が別に定める役員等の報酬規定による。」²⁷</p>		197 (105①)
26	<p>(理事等による役員等の損害賠償責任免除に関する定款の定め) 112²⁸の規定にかかわらず、111①²⁹の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の状況を勘案して特に必要と認めるときは、最低責任限度額を限度として理事会の決議によって免除することができる旨を定款で定めることができる。 → 役員等の損害賠償責任の免除を行うか。</p>		198 (114①)

²⁷ 前掲注12・170頁

²⁸ 一般法198で準用する一般法112

前条第1項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

※一般法111は次注参照

²⁹ 一般法198で準用する一般法111①

理事、監事、会計監査人（以下「役員等」という。）又は評議員は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

No.	チェックポイント	規定の 要否	条文
27	<p>(責任限定契約) 112の規定にかかわらず、外部役員等の111①の責任について³⁰、当該外部役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ一般財団法人が定めた額と最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部役員等と締結することができる旨を定款で定めることができる。 → 外部役員等と責任限定契約を締結するか。</p> <p>※ 「外部役員等」とは外部理事、外部監事（一般財団法人の監事であって、過去に当該一般財団法人又はその子法人の理事又は使用人となったことがない者）又は会計監査人をいう。</p>		198 (115①)
28	<p>(定款の変更) 目的及び評議員の選任・解任の方法に係る定款の定めについては、評議員の決議によっても変更できないが、評議員会の決議によって変更できる旨を定款で定めたときは、目的及び評議員の選任・解任の方法に係る定款の定めを変更することができる。 → 目的及び評議員の選任・解任の方法に係る定款の定めについて変更できることとするか。</p>		200②
29	<p>(解散の事由) 法人の存続期間、解散事由について定款に定めることができる。 → 存続期間、解散事由を定めるか。</p> <p>※ 一般法202①に定められている解散事由は「定款で定めた存続期間の満了（第1号）」「定款で定めた解散の事由の発生（第2号）」「基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能（第3号）」「合併（合併により当該一般財団法人が消滅する場合に限る。）（第4号）」「破産手続開始の決定（第5号）」「261①又は268の規定による解散を命ずる裁判（第6号）」</p> <p>※ この他に、「ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも300万円未満となった場合（202②）」及び「新設合併により設立する一般財団法人において、貸借対照表及びその成立の日の属する事業年度に係る貸借対照表上の純資産がいずれも300万円未満となった場合（202③）」には当該事業年度に係る定時評議員会の終結の時に解散する。</p>		202①一二
30	<p>(残余財産の帰属) 残余財産の帰属は定款で定めることができる。 → 残余財産の帰属を定めるか。</p> <p>※ 残余財産の帰属に関する定めは、「残余財産の帰属は、定款で定めるところによる（239①）」「前項の規定により残余財産の帰属が定まらないときは、その帰属は、清算法人の社員総会又は評議員会の決議によって定める（239②）」「前2項の規定により帰属が定まらない残余財産は、国庫に帰属する（239③）」</p>		239①

³⁰ 一般法112及び111①はNo.26参照

(4) 定款に記載しても無効となる事項

下記の事項について、新しい定款に規定してはならない。

※ 「確認結果」の欄には、各特例民法法人がチェックポイントについての確認の結果を記載する。

No.	チェックポイント	確認結果	条文
31	(定款の記載又は記録事項) 理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨、設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨を定款に定めてはならない。		153③
32	(評議員会の権限等) 一般法の規定により評議員会での決議を必要とする事項 ³¹ について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定できることを定款に定めてはならない。		178③

³¹ No.19参照

第2節 公益社団・財団法人へ移行する場合のチェックリスト

前節では、一般社団・財団法人への移行へ向けて、一般法から抽出できるチェック項目を取り上げたが、公益社団・財団法人への移行を目指す場合には、一般法に加えて、認定法に規定されている基準に自らが適合しているか否かを確認する必要がある。

したがって、公益社団・財団法人を目指す法人は、前節のチェックリストで確認を行った上で、本節のチェックリストの確認も行う必要がある。

なお、公益社団・財団法人を目指す際にチェックすべき項目を、認定法から抽出するに当たって、次の事項に着目してリストを作成した。

- ① 認定法第5条各号に規定されている公益認定基準の各項目をリスト化した。
- ② 認定法第6条各号に規定されている欠格事由をリスト化した。認定法第6条各号の一つにでも該当した場合は、移行認定を受けることができなくなるため慎重に確認を行う必要がある。
- ③ 財務体制に関するチェック項目をリスト化した。公益社団・財団法人は、事業の実施に当たって、公益目的事業比率の維持、遊休財産の保有制限等について、認定法の規定に基づいて監督を受けるため、それに耐えうる財務体制を確立する必要がある。

1 公益認定基準

下記の事項について基準を満たしていることを確認する。

※ 「確認結果」の欄には、各特例民法法人がチェックポイントについての確認の結果を記載する。

No.	チェックポイント	確認結果	条文
1	公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること ※ 第5章第1節参照		認定法 5一
2	公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎・技術的能力を有するものであること ① 「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」とは ³² ○ 財政基盤の明確化 ・ 貸借対照表、収支（損益）予算書等により、財務状況を確認し、法人の事業規模を踏まえ、必要に応じて今後の財務の見通しについて明らかにする。 ・ 寄附金収入については寄附金の大口抛出上位5者の見込み、会費収入については積算の根拠、借入の予定があればその計画について、情報を整理し、法人の規模に見合った事業実施のための収入を適切に見積もっているかを確認する。 ○ 経理処理・財産管理の適正性 ・ 財産の管理、運用について法人の役員が適切に関与していること、開示情報や行政庁への提出資料の基礎として十分な会計帳簿を備え付けていること、不適正な経理を行っていないことを確認する。 ○ 情報開示の適正性 ・ 外部監査を受けているか、そうでない場合には費用及び損失の額又は収益の額が1億円以上の法人については監事（2人以上の場合は少なくとも1名、以下同じ）を公認会計士又は税理士が務めていること、当該額が1億円未満の法人については営利又は非営利法人の		認定法 5二

³² ガイドライン・I 2（1-2頁）

³³ ガイドライン・I 2（2-3頁）

No.	チェックポイント	確認結果	条文
	<p>経理事務を例えば5年以上従事した者等が監事を務めていることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のような体制にない法人においては、公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者が法人の情報開示にどのように関与するのかを明らかにする。 <p>② 「技術的能力」とは³³</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業実施のための技術、専門的人材や設備等の能力の確保を指す。 ○ 申請時には、事業区分に応じて「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業」であるか否かを判断するチェックポイント（第5章第1節1(2)イ参照）を満たすことが必要 ○ 事業を行うに当たり法令上許認可等を必要とする場合においては、申請書の添付書類（認定法第7条第2項第3号）が必要 		
3	<p>社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与える事業を行わないこと</p> <p>① 「政令で定める当該法人の関係者」とは（認定法施行令第1条）</p> <ul style="list-style-type: none"> a 当該法人の理事、監事又は使用人 b 一般社団法人である場合にあっては、その社員又は基金の抛出者 c 一般財団法人である場合にあっては、その設立者又は評議員 d aからcに掲げる者の配偶者又は三親等内の親族 e aからdに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 f d、eに掲げる者のほか、aからcまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者 g b又はcに掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する法人として内閣府令で定めるもの <p>※ 「法人の事業活動を支配する法人として内閣府令で定めるもの」とは（認定法規則第1条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該法人がその社員総会その他の団体の財務及び事業又は営業の方針を決定する機関（以下「社員総会等」という。）における議決権の過半数を有する法人（以下「子法人」という。）とする。この場合において、当該法人及びその一若しくは二以上の子法人又は当該法人の一若しくは二以上の子法人がその社員総会等における議決権の過半数を有する他の法人は、当該法人の子法人とみなす。 ・ 当該法人の社員総会等における議決権の過半数を有するもの（以下「親法人等」という。）とする。この場合において、一の者及び当該一の者が社員総会等における議決権の過半数を有する一又は二以上の法人が当該法人の社員総会等における議決権の過半数を有するときは、当該一の者は当該法人の親法人等とみなす <p>② 「特別の利益」とは³⁴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業の内容や実施方法等具体的事情に即し、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇を指す。例えば、利益を受ける者の選定過程が公平であり、透明性が確保されているなど、不特定かつ多数の者が同等の機会を与えられている場合等には、「特別の利益」を与えていない。³⁵ ○ なお、寄附を行うことが直ちに「特別の利益」に該当するものではない。また、公益目的事業の実施に係る場合に限られない。 		認定法 5三

³⁴ ガイドライン・I 3（3頁）

³⁵ 第30回公益認定等委員会・資料

No.	チェックポイント	確認結果	条文
4	<p>株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること（公益社団・財団法人に対し、当該公益社団・財団法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合を除く）</p> <p>① 「特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者」とは（認定法施行令第2条）</p> <p>a 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益社団・財団法人に対して当該公益社団・財団法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体</p> <p>b 社員その他の構成員又は会員若しくはこれに類するものとして内閣府令で定める者（以下「社員等」という。）の相互の支援、交流、連絡その他の社員等に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体</p> <p>※ 「会員若しくはこれに類するものとして内閣府令で定める者」とは、特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡若しくは貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者をいう（認定法施行令第2条）。</p> <p>② 「特別の利益」とは → No.3参照</p>		認定法 5 四
5	<p>投機的な取引、高利の融資その他の事業であって、公益社団・財団法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること</p> <p>① 「公益社団・財団法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの」とは（認定法施行令第3条）</p> <p>a 投機的な取引を行う事業³⁶</p> <p>b 利息制限法第1条の規定により計算した金額を超える利息の契約又は同法第4条第1項に規定する割合を超える賠償額の予定をその内容に含む金銭を目的とする消費貸借による貸付けを行う事業</p> <p>c 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5号に規定する性風俗関連特殊営業</p> <p>② 「公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業」とは³⁷公益社団・財団法人が行う場合に限らず、社会の秩序若しくは一般の利益又は社会一般の道徳観念を害する可能性があり、違法となるおそれがある事業を一般的に指す。</p>		認定法 5 五
6	<p>当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えない（収支相償）と見込まれるものであること</p> <p>※ 収支相償の判断は二段階で判断する³⁸</p> <p>第一段階：公益目的事業単位で事業にとくに関連づけられる収入と費用とを比較</p>		認定法 5 六

³⁶ 例えばポートフォリオ運用の一環として行う公開市場等を通じる証券投資等はこれに該当しない（ガイドライン・I 4（3-4頁））

³⁷ 渋谷幸夫「公益認定等に係る政令・内閣府令の詳細解説とその対応」（2007年11月27日、公益法人等連絡協議会共同事業部会講演会資料）・7頁

³⁸ ガイドラインI 5（4-8頁）

No.	チェックポイント	確認結果	条文
	第二段階：第一段階を満たす事業の収入、費用も含め、公益目的事業を経理する会計全体の収入、費用を比較する。 ※ 詳細については補論参照		
7	公益目的事業以外の事業（収益事業等）を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること ※ 「収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれ」とは ³⁹ 収益事業等への資源配分や事業内容により公益目的事業の円滑な実施に支障が生じる可能性が生じることを指す。		認定法 5七
8	公益目的事業比率が50/100以上となると見込まれるものであること ※ 第5章第2節参照		認定法 5八
9	遊休財産額が制限を超えないと見込まれるものであること ※ 第5章第3節参照		認定法 5九
10	各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずる者として当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む）である理事の合計数が理事の総数の1/3を超えないものであること。監事についても、同様とする。 ※ 「政令で定める理事と特別の関係がある者」とは（認定法施行令第4条） a 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 b 当該理事の使用人 c a及びbに掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 d b及びcに掲げる者の配偶者 e aからcに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者		認定法 5十
11	他の同一の団体（公益社団・財団法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるもの ⁴⁰ を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める理事の合計数が理事の総数の1/3を超えないものであること。監事についても、同様とする。 ① 「他の同一の団体」とは ⁴¹ 人格、組織、規則等から同一性が認められる団体を指す。 ② 「相互に密接な関係にあるものとして政令で定める理事」とは（認定法施行令第5条） a 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者 b 次に掲げる団体において、その職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者		認定法 5十一

³⁹ ガイドライン I 6（8頁）

⁴⁰ 「公益社団・財団法人に準ずるものとして政令で定めるもの」については、当面規定しないことが適当であるとされている（答申・I i -5（5頁））。

⁴¹ ガイドライン I 10（18頁）

No.	チェックポイント	確認結果	条文
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の機関 ・ 地方公共団体の機関 ・ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人 ・ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人 ・ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人 ・ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。） 		
12	<p>会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。</p> <p>※ 「政令で定める勘定の額」及び「政令で定める基準」とは（認定法施行令第6条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人にあつては一般法第2条第2号に規定する最終事業年度、一般財団法人にあつては同条第3号に規定する最終事業年度に係る損益計算書の収益の部に計上した額の合計額 1,000億円 ・ 上記の損益計算書の費用及び損失の部に計上した額の合計額 1,000億円 ・ 一般社団法人にあつては一般法第2条第2号の貸借対照表、一般財団法人にあつては同条第3号の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額 50億円 		認定法 5十二
13	<p>理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事業を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること</p> <p>① 「報酬等」とは⁴²</p> <p>法人の理事、監事又は評議員としての職務遂行の対価に限られ、当該法人の使用人として受ける財産上の利益は含まれない。また、実費支給の交通費等は含まれず、使用人等と並んで等しく受ける当該法人の通常の福利厚生も含まれない。</p> <p>② 「内閣府令で定めるところ」とは（認定法規則第3条）</p> <p>理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。</p> <p>③ 報酬等の基準は公表しなければならない（認定法第20条第2項）。</p>		認定法 5十三
14	<p>一般社団法人にあつては、次のいずれにも該当するものであること</p> <p>イ 社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること</p> <p>ロ 社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使すること</p>		認定法 5十四

⁴² ガイドライン・I 12（19頁）

⁴³ ガイドライン・I 13（19-20頁）

No.	チェックポイント	確認結果	条文
	<p>ができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること</p> <p>(1) 社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること</p> <p>(2) 社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること</p> <p>ハ 理事会を置いているものであること</p> <p>※ 「社員の資格得喪」に係る「不当な条件」とは⁴³</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会通念にしたがい判断 ・ 当該法人の目的、事業内容に照らして当該条件に合理的な関連性及び必要性があれば、不当な条件に該当しない。 ・ 例えば、専門性の高い事業活動を行っている法人において、その専門性の維持、向上を図ることが法人の目的に照らして必要であり、その必要性から合理的な範囲で社員資格を一定の有資格者等に限定したり、理事会等の承認等の一定の手続的要件を付したりすることは、不当な条件に該当しない。 		
15	<p>他の団体の意志決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>① 「他の団体の意志決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産」とは（認定法規則第4条）</p> <ol style="list-style-type: none"> a 株式 b 特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利 c 合名会社、合資会社、合同会社又は社団法人の社員権（公益社団法人に係るものを除く。） d 民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく権利（公益社団・財団法人が業務執行者であるものを除く。） e 信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利（公益社団・財団法人が受託者であるものを除く。） f 外国の法令に基づく財産であって、aからeまでに掲げる財産に類するもの <p>② ある株式会社の議決権の過半数の株式を保有している場合には、例えば無議決権株にするか、議決権を含めて受託者に信託することにより、この基準を満たすことが可能⁴⁴。</p> <p>③ 「他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合」とは、株主総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有していない場合をいう（認定法施行令第7条）。</p>		認定法 5十五
16	<p>公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること</p> <p>※ 第5章補論1参照</p>		認定法 5十六

⁴⁴ ガイドライン・I 14 (20頁)

No.	チェックポイント	確認結果	条文
17	<p>公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益社団・財団法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること⁴⁵</p> <p>イ 私立学校法第3条に規定する学校法人 ロ 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人 ハ 更生保護事業法第2条第6項に規定する更生保護法人 ニ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人 ホ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人 ヘ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人 ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人</p> <p>※ 「イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人」とは（認定法施行令第8条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊法人（株式会社であるものを除く。） ・ 特殊法人以外の法人のうち、次のいずれにも該当するもの <ul style="list-style-type: none"> a 法令の規定により、当該法人の主たる目的が、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する事業を行うものであることが定められていること b 法令又は定款その他の基本約款（以下「法令等」）の規定により、各役員について、当該役員及びその配偶者又は三親等内の親族である役員の合計数が役員の総数の3分の1を超えないことが定められていること c 社員その他の構成員に剰余金の分配を受ける権利を与えることができないものであること d 社員その他の構成員又は役員及びこれらの者の配偶者又は三親等内の親族に対して特別の利益を与えないものであること e 法令等の規定により、残余財産を当該法人の目的に類似する目的のために処分し、又は国若しくは地方公共団体に帰属させることが定められていること 		認定法 5十七
18	<p>清算の場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益社団・財団法人若しくは認定法第15条第17号イからト⁴⁶に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること⁴⁷</p>		認定法 5十八

2 欠格事由

下記の欠格事由について、役員等及び法人が該当しないことを確認する。

※ 「確認結果」の欄には、各特例民法法人がチェックポイントについての確認の結果を記載する。

⁴⁵ 申請時には、「認定法第5条第17号に掲げる者」とのみ定めることである。（ガイドライン・I16（21頁））

⁴⁶ No.17参照

⁴⁷ 前掲注45

No.	欠 格 事 由	確 認 結 果	条 文
理事、監事、評議員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと			
19	公益社団・財団法人が公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該公益社団・財団法人の業務を行う理事であった者で、その取消の日から5年を経過しないもの		認定法 6一イ
20	認定法、一般法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第31条第7項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3第1項、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律第1条、第2条若しくは第3条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		認定法 6一ロ
21	禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		認定法 6一ハ
22	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者		認定法 6一二
法人について、次のいずれかに該当しないこと。			
23	公益認定を取り消され、その取消の日から5年を経過しないもの		認定法 6二
24	定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているもの		認定法 6三
25	事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等を受けることができないもの		認定法 6四
26	国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの		認定法 6五
27	暴力団員等がその事業活動を支配するもの		認定法 6六

3 財務体制

下記の事項について、法人内部の体制が整備されていることを確認する。

※ 「確認結果」の欄には、各特例民法法人がチェックポイントについての確認の結果を記載する。

No.	チェックポイント	確 認 結 果	条 文
28	公益社団・財団法人は、公益目的事業財産を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。 ※ 第5章補論1参照		認定法 18
29	収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理されなければならない。		認定法 19

補論 収支相償の判定方法

1 第一段階

公益目的事業を単位として、当該事業に関連付けられた収入と費用を比較する。

収入と費用は、法人の損益計算書（正味財産増減計算書）における、当該事業に係る経常収益、経常費用とする。

収入が費用を上回る場合には、当該事業に係る特定費用準備資金への積立額として整理する。

2 第二段階

第一段階の収支相償を満たす事業に係る経常収益及び経常費用に加え、公益目的事業に係る会計に属するが、特定の事業と関連付けられない公益に係るその他の経常利益及び経常費用を合計し、特定費用準備資金、公益目的保有財産等に係る一定の調整計算を行った上で収支を比較する。

この段階では、法人が収益事業等を行っている場合には、収益事業等の利益から公益目的事業財産に繰入れた額も収入に含めるが、当該繰入れが

- ・利益額の50%の繰入れ（認定法第18条第4号）
- ・利益額の50%超の繰入れ（認定法規則第26条第7号、第8号）

に応じて2つの計算方法がある。

(1) 収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合

① 以下の合計額を収入とする

- ・ 損益計算書（正味財産増減計算書）上の公益目的事業の会計に係る経常収益
- ・ 公益目的事業に係る特定費用準備資金の当期取崩し額
- ・ 損益計算書（正味財産増減計算書）上の収益事業等会計から公益目的事業会計への資産繰入れ額（実物資産を繰入れた場合は帳簿価額相当額）

② 以下の合計額を費用とする

- ・ 損益計算書（正味財産増減計算書）上の公益目的事業の会計に係る経常費用
- ・ 公益目的事業に係る特定費用準備資金の当期積立て額

③ 上記①と②の額を比較する

(2) 収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合

① 収入として以下の合計額を算出する

- ・ 損益計算書（正味財産増減計算書）上の公益目的事業の会計に係る経常収益
- ・ 公益目的事業に係る特定費用準備資金の当期取崩し額
- ・ 公益目的保有財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（認定法規則第22条第3項）（以下、「公益資産取得資金」）の当期取崩し額
- ・ 公益目的保有財産の当期売却収入（帳簿価額＋売却損益）

- ② 費用として以下の合計額を算出する
- ・ 損益計算書（正味財産増減計算書）上の「公益目的事業の会計に係る経常費用－公益目的保有財産に係る減価償却費」
 - ・ 公益目的事業に係る特定費用準備資金の当期積立て額
 - ・ 公益資産取得資金の当期積立て額
 - ・ 公益目的保有財産の当期取得支出
- ③ (②－①) の額について収益事業等から資産を繰入れる（利益の100%を上限、実物資産を繰入れた場合は帳簿価額相当額）

(3) 剰余金の扱いその他

- ① ある事業年度において剰余が生じる場合において、公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰入れたり、当期の公益目的保有財産の取得に充てたりする場合には、本基準は満たされているものとして扱う。このような状況にない場合は、翌年度に事業の拡大等により同額程度の損失となるようにする。
- ② 事業の性質上特に必要がある場合には、個別の事情について案件毎に判断する。また、この収支相償の判定により、著しく収入が超過し、その超過する収入の解消が図られていないと判断される時は報告を求め、必要に応じ更なる対応を検討する。

第8章 定款変更と機関設計

○ 本章では、定款変更等（第1節参照）と機関設計等（第2節参照）について述べていく。

第1節 定款変更等

改革3法の施行日に現に存する民法法人は、施行日以後、一般法の規定による一般社団・財団法人として存続し（整備法第40条第1項）、その法人に係る従来の定款・寄附行為は一般社団・財団法人の定款とみなされる（同条第2項）。

したがって、民法法人の定款・寄附行為は、改革3法の施行後も効力を有することとなり、一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人への移行までは定款・寄附行為の変更を行わなくとも法人の運営に特段の支障はない。

一般社団・財団法人への移行認可又は公益社団・財団法人への移行認定の申請には、定款の変更の案（認可申請法人又は認定申請法人において定款の変更について必要な手続を経ているものに限る。）を添付しなければならない（整備法第103条第2項第2号、第120条第2項2号）。

したがって、申請前までに、定款変更の方法とその内容を特例民法法人内部で決めておく必要がある。

1 定款変更の方法

定款の変更は、①1回で変更する方法と②2回で変更する方法の二通りがある。

	2回で定款を変更する方法		1回で定款を変更する方法
	1回目の変更	2回目の変更	
手続の時点	新法施行後～移行期間内の任意の時期（※）	移行認可・認定の申請時	
申請先	旧主務官庁	行政庁	
変更内容	一般法に適合した機関を整備する規定等 （例） ○理事会、監事、会計監査人の設置 ○（財団法人の場合）評議員、評議員会の設置等	名称規定、認定法の定款記載事項等 （例） ○名称変更 ○移行認定を受ける場合 ・認定取消時の贈与 ・清算時の財産帰属 ・不可欠特定財産の指定等	○一般法に適合した機関を整備する規定 ○名称規定、認定法の定款記載事項等
登記	代表理事、監事、評議員、会計監査人の氏名等	設立の登記と同時に特例民法法人の解散の登記	

（※） 財団法人の中で寄附行為に「寄附行為の変更に関する定め」がない場合には、理事の定めるところにより「寄附行為の変更に関する定め」を設ける寄附行為の変更をした上で、1回目の変更を行う必要がある（後述(2)ウ参照）。

(1) 1回で変更する方法

一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人への移行を申請する際に、「定款の変更の案」を申請書に添付する。

この「定款の変更の案」には、一般法に適合した機関（第2節参照）を整備するための規定、名称に関する規定¹、公益社団・財団法人へ移行する場合には認定法に規定された定款記載事項等を定める必要がある。

(2) 2回で変更する方法

ア 1回目の変更

改革3法施行後から移行期間内の任意の時期において、一般法に適合した機関を整備するための規定等を設けた「定款の変更案」を作成し、その案について旧主務官庁の認可を得て定款変更を行うことができる。

このことにより、特例民法法人は、一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人への移行申請の前に、一般法に適合した機関を設置することができるようになる。

イ 2回目の変更

名称に関する規定や公益社団・財団法人へ移行する場合には認定法に定められた定款記載事項等、1回目の変更で変更しなかった事項を規定した「定款の変更の案」を作成し、一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人への移行申請の際に当該「定款の変更の案」を添付する。

ウ 2回で変更する場合の留意点

2回で変更する場合の1回目の変更は、社団法人と財団法人とで手順が異なるケースがあることに注意が必要である。

社団法人の場合には、総社員の3/4以上の同意を得た上で、旧主務官庁の認可を得て定款を変更する。これに対して、財団法人の場合には、寄附行為に、①「寄附行為の変更に関する定めがある」とときには寄附行為に定められた変更手続に従い寄附行為の変更を行い、②「寄附行為の変更に関する定めがない」とときには一旦「寄附行為の変更に関する定め」を規定するための寄附行為の変更を行った上で、改めて寄附行為を変更することになる。

以上、まとめると次のとおりになる。

なお、下記の各手続において、手続を始める前に、旧主務官庁に事前に相談することが望ましい。

¹ 一般社団・財団法人へ移行する場合にはその名称中に「一般社団法人」又は「一般財団法人」を用い（一般法第5条第1項）、公益社団・財団法人へ移行する場合にはその名称中に「公益社団法人」又は「公益財団法人」を用いる（認定法第9条第3項）。

区 分		手 続
社団法人		① 定款変更について、総社員の3/4以上の同意（民法第38条第1項） ² ② 定款変更について、旧主務官庁の認可（民法第38条第2項）
財団法人	寄附行為に「寄附行為の変更に関する定め」がある場合	① 寄附行為に定めている手続 ^(※) に従い、寄附行為を変更（整備法第94条第2項） ② ①の寄附行為の変更について旧主務官庁の認可（整備法第94条第6項）。
	寄附行為に「寄附行為の変更に関する定め」がない場合	① 理事の定めるところにより、「寄附行為の変更に関する定め」を設けるために寄附行為を変更（整備法第94条第3項） ② ①の寄附行為の変更について旧主務官庁の認可（整備法第94条第6項） ③ ①の「寄附行為の変更に関する定め」の手続に従い、寄附行為を変更（整備法第94条第2項） ④ ③の寄附行為の変更について旧主務官庁の認可（整備法第94条第6項）

(※) 現行の寄附行為における「寄附行為の変更に関する定め」の例

「この寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。」³

(3) 1回で変更する方法と2回で変更する方法のメリット・デメリット

1回で変更する方法と2回で変更する方法には、それぞれメリットとデメリットがあり、それをまとめると次のように整理できる⁴。

各特例民法法人は自らの実情に応じて適切な方法を選択する必要がある。

	メリット	デメリット
2回で定款を変更する方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行申請時の定款の変更の案は、最小限ですむ ・ 移行後の機関等の運営が円滑 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人運営が2段階で変わる ・ 移行前であるにもかかわらず、一般法上の役員としての義務が発生する ・ 1回目の定款の変更について旧主務官庁への申請手続が煩雑で、認可までの時間が不明 ・ 定款の変更、登記を2回するので事務コストがかかる

² 特例社団法人の定款の変更については、なお従前の例による（整備法第88条）。

³ 神奈川県総務部文書課『新公益法人事務の手引』（1989）・90頁

⁴ 太田達男（財団法人公益法人協会理事長）「新制度への移行準備とそのチェックポイント」（平成19年6月8日 野村證券株式会社横浜支店・公益法人セミナー資料）

	メリット	デメリット
1回で定款を変更する方法	<ul style="list-style-type: none"> ・法人運営は1回の変化ですむ ・定款の変更、登記は1回なので、事務コストが軽減できる ・旧主務官庁の認可手続が不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・移行申請時の変更項目が多いので、表記等の不備が出やすい ・移行申請時に機関設計を同時に変更するので認可・認定が遅れた場合には、新旧役員の役割分担等に混乱を生じる可能性がある

2 変更する定款の内容

変更する定款には、①定款に必ず記載しなければならない事項であり、その記載がないと定款全体が無効になる事項（必要的記載事項）、②定款に記載しなくても定款自体の効力は有効であるが、定款で定めないとその事項の効力が認められない事項（相対的記載事項）及び③一般法及び認定法の規定に反しない限り定款に規定することができ、定款で定めると明確性が高まるとともに、その変更には定款変更の手続が必要になるという効果をもたらす事項（任意的記載事項）が⁵、必要に応じて記載されることになるため、この区分に応じて定款に記載する内容を検討していくことが有益である。

また、定款に記載する内容の検討に際しては、モデル定款等を活用することが有益である。

(1) 必要的記載事項

必要的記載事項は次のとおりである（一般法第11条第1項、第153条第1項⁶）。

社団法人	財団法人
目 的	
名 称	
主たる事務所の所在地	
社員の資格の得喪に関する規定	
公告方法	
事業年度	

⁵ 以上は、会社法の定款の分類に従っている（神田秀樹『会社法 第9版』（2007）・41～43頁）。

⁶ 一般法第11条第1項各号に列挙された事項のうち、第4号（設立時社員の氏名又は名称及び住所）については必要的記載事項とはしない取扱いとなる。また、一般法第153条第1項各号に列挙された事項のうち、「設立者の氏名又は名称及び住所（第4号）」「設立に際して設立者が拠出をする財産及びその価額（第5号）」「設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任に関する事項（第6号）」「会計監査人設置一般財団法人の場合、設立時会計監査人の選任に関する事項（第7号）」については必要的記載事項とはしない取扱いとなる。（内閣府公益認定等委員会ホームページ FAQ問I-3-④）

なお、以上に加えて、公益社団・財団法人に移行する場合には、次の事項も定款に記載する必要がある。

- 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項（認定法第5条第16号）
- 公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産をその公益認定の取消の日又はその合併の日から1箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益社団・財団法人若しくは法令で定める法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨（認定法第5条第17号）
- 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益社団・財団法人若しくは法令で定める法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨（認定法第5条第18号）

(2) 相対的記載事項

相対的記載事項の典型は、一般法で何らかの基準等が設定されている事項について、定款でこれと異なる基準等を設定するケースであり、これらの事項は法律が定款へ相対的記載事項として記載することを委ねたものである。

相対的記載事項の中には、法人の運営上重要な項目も含まれているので、定款に記載すべきか否か、また、記載する場合にはどのような記載とするかについて十分な検討が必要になる。

相対的記載事項の例として次を挙げることができる。

- 社員の負担義務（一般法第27条）
- 社員の任意退社の制限（一般法第28条第1項）
- 社員の退社事由の定め（一般法第29条第1号）
- 社員総会の決議事項（一般法第35条第2項、第48条第1項、第49条第1項、第2項）
- 社員総会召集要件（一般法第37条第1項、第2項第2号、第39条第1項）
- 少数社員提案権の要件（一般法第43条～第45条）
- 社員総会の招集手続等に関する検査役の選任（一般法第46条第1項）
- 理事会、監事又は会計監査人の設置（一般法第60条第2項）
- 理事及び監事の任期の短縮（一般法第66条、第67条第1項）
- 理事の業務の執行（一般法第76条第1項、第2項）
- 代表理事の定め又は代表理事の互選の定め（一般法第77条第3項）
- 業務の執行に関する検査役の選任（一般法第86条第1項）
- 理事の権限（一般法第91条第2項）
- 理事会の招集権者（一般法第93条第1項）
- 理事会の招集手続（一般法第94条第1項）
- 理事会の決議（一般法第95条第1項、第3項）
- 理事、監事、評議員の報酬等（一般法第89条、第105条第1項、第196条）
- 理事会の決議の省略（一般法第96条）
- 理事等による免除に関する定款の定め（一般法第114条第1項、第4項）
- 責任限定契約（一般法第115条第1項）

- 会計帳簿の閲覧等の請求（一般法第121条第1項）
- 基金を引き受ける者の募集等に関する定款の定め（一般法第131条）
- 解散事由（一般法第148条第1号、第2号、第202条第1項第1号、第2号）
- 会計監査人の設置（一般法第170条第2項）
- 基本財産の定め（一般法第172条第2項）
- 評議員の任期の伸長（一般法第174条第1項）
- 評議員会の権限等（一般法第178条第2項）
- 評議員会招集の請求（一般法第180条第2項第2号）
- 評議員会の招集通知期間の短縮（一般法第182条第1項）
- 評議員提案権の要件（一般法第184条～第186条）
- 評議員会の決議（一般法第189条第1項、第2項）
- 定款の変更（一般法第200条第2項）
- 残余財産の帰属（一般法第239条第1項）
- 役員等の解任の訴え（一般法第284条第1号）

(3) 任意的記載事項

任意的記載事項の典型は、一般法に既に規定されていることを確認的に記載するケースである。これ以外の任意的記載事項の例として、次を挙げることができる。

- 社員総会・理事会・評議員会の議長に関する規定
- 理事・監事・評議員・会計監査人の員数に関する規定

(4) モデル定款等の活用

様々な論者や機関が定款の例を「モデル定款」として公表している。

定款に記載する内容の検討に当たっては、この「モデル定款」を参考にすることが効率的である。

ただし、各特例民法法人にはそれぞれ独自性があり、独自のルールを設定する必要があり得ることから、「モデル定款」をそのまま流用するのではなく、各特例民法法人の事業、ガバナンス等に応じた独自の検討が必要である。

公表されている「モデル定款」の例として、次を挙げることができる。

- 財団法人公益法人協会「改訂版公益社団・公益財団法人 モデル定款暫定試案」財団法人公益法人協会『新公益法人制度移行はやわかり』（2007）・144頁以下
- 熊谷則一「一般法人の定款作成上のポイントとその雛形」非営利法人749号（2007）
- 全国公益法人協会編「『定款の変更の案』雛形」月刊公益法人38巻2号（2007）
- 渋谷幸夫「新公益法人の機関と運営（28）」月刊公益法人40巻2号（2009）
- 渋谷幸夫「新公益法人の機関と運営（29）」月刊公益法人40巻3号（2009）

さらに平成20年10月には、内閣府公益認定等委員会より「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」及び「移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内」が公表されており、「モデル定款」とともに参考になる。

第2節 機関設計等

新たな公益法人制度の特徴の一つは、法律により法人内部に様々な機関を設置することが求められている点にある。

以下では、まず法人形態に応じた機関設計を確認した上で、各機関の権限等の概要を説明する。続いて、特例民法法人が一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人へ移行する際に留意すべき事項として、役員を選任、議決権の代理行使等の制限、役員等の損害賠償責任の強化について述べていく。

1 法人形態と機関設計

法人形態に応じて、設置すべき機関が異なる。

(1) 一般社団・財団法人の場合

ア 一般社団法人の場合

一般社団法人は次のパターンのいずれかにより機関を設置しなければならない。

A	社員総会 *社員1名以上	理事 *1名以上				
B					監事	
C					監事 *1名以上	会計監査人 (大規模法人は必置)
D			代表理事	理事会	監事 *1名以上	
E				理事会	監事 *1名以上	会計監査人 (大規模法人は必置)

- ・一般社団法人は、定款の定めによって、理事会、監事又は会計監査人を置くことができる（一般法第60条第2項）。
- ・理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人は、監事を置かなければならない（一般法第61条）。
- ・理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない（一般法第90条第3項）。また、理事会非設置一般社団法人も、理事の中から代表理事を選定することができる（一般法第77条第3項）。
- ・大規模一般社団法人⁷は、会計監査人を置かなければならない（一般法第62条）。
- ・すべての既存の社団法人は、一般法の施行の際は、A又はBに該当する。

イ 一般財団法人の場合

一般財団法人は次のパターンのいずれかにより機関を設置しなければならない。

A	評議員 *3名以上	評議員会	理事 *3名以上	代表理事	理事会	監事 *1名以上	
B							会計監査人 (大規模法人は必置)

⁷ 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である一般社団法人をいう（一般法第2条第2号）。

- ・一般財団法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならない（一般法第170条第1項）。
- ・一般財団法人は、定款の定めによって、会計監査人を置くことができる（一般法第170条第2項）。
- ・大規模一般財団法人⁸は、会計監査人を置かなければならない（一般法第171条）。
- ・理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない（一般法第197条が準用する第90条第3項）。

(2) 公益社団・財団法人の場合

ア 公益社団法人の場合

公益社団法人は次のパターンのいずれかにより機関を設置しなければならない。

A	社員総会 *社員2名以上	理事 *3名以上	代表理事	理事会	監事 *1名以上	
B						会計監査人 (一定規模未満は除く)

- ・公益社団法人は、理事会の設置が公益認定基準とされているので（認定法第5条第14号ハ）必置である。そのため、監事も必置となる。
- ・理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければならない（一般法第90条第3項）。
- ・次の場合には会計監査人を設置しなければならない（認定法第5条第12号、認定法施行令第6条）。
 - ① 損益計算書の収益の部に計上した額の合計額1,000億円以上
 - ② 損益計算書の費用及び損失の部に計上した額の合計額が1,000億円以上
 - ③ 貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50億円以上

イ 公益財団法人の場合

公益財団法人は次のパターンのいずれかにより機関を設置しなければならない。

A	評議員 *3名以上	評議員会	理事 *3名以上	代表理事	理事会	監事 *1名以上	
B							会計監査人 (一定規模未満は除く)

- ・次の場合には会計監査人を設置しなければならない（認定法第5条第12号、認定法施行令第6条）。
 - ① 損益計算書の収益の部に計上した額の合計額1,000億円以上
 - ② 損益計算書の費用及び損失の部に計上した額の合計額が1,000億円以上
 - ③ 貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50億円以上

⁸ 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である一般財団法人をいう（一般法第2条第3号）。

(3) 特例民法法人の場合

改革3法施行後、一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人に移行するまでの間、民法法人は特例民法法人として存続することになる。

特例民法法人の間に特別に機関を設置する必要はないものの、次の事項に留意する必要がある。

- 特例財団法人の寄附行為における評議員、評議員会を置く旨の定めは、それぞれ一般法に規定する評議員、評議員会を置く旨の定めとしての効力を有しないことから（整備法第89条第4項）、すべての特例財団法人は、一般法の施行の際に一般法に基づく評議員を置いていない状態になる。
- 特例民法法人の間に、一般法に規定する機関を設置する旨の定款の変更をして、一般社団・財団法人と同じ機関設計とすることができる（前述第1節1(2)参照）。

2 各機関の概要

1で置くべきとされる各機関について、その権限等の概要を整理すると表1のとおりとなる。また、従前の制度との違い等を整理すると表2のとおりになる。

【表1】各機関の権限等

	権 限 等
社員総会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般法に規定する事項及び組織、運営、管理その他の法人に関する一切の事項について決議することができる（一般法第35条第1項）。 ○ ただし、理事会設置一般社団法人（例えば、公益社団法人）では、一般法に規定する事項及び定款に定めた事項に限り決議することができる（一般法第35条第2項）。
評議員 評議員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評議員会は、すべての評議員で組織する（一般法第178条第1項）。 ○ 評議員会は、一般法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議することができる（一般法第178条第2項）。 ○ 評議員会の決議を必要とする事項について、理事・理事会その他の評議員以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない（一般法第178条第3項）。
理事・代表理事 理事会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事会は、すべての理事で組織する（一般法第90条第1項、第197条）。 ○ 理事会非設置社団法人では、理事が社団法人を代表し、業務を執行する（一般法第76条第1項、第77条第1項）。 ○ 代表理事は、法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する（一般法第77条第4項、第197条）。 ○ 理事会設置社団法人又は財団法人では、理事会は、業務の執行に関わる決定、代表理事・執行理事の選定・解職及び理事の職務執行の監督を行う（一般法第90条第2項、第3項、第91条第1項第2号、第197条）。
監事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監事は、理事の職務執行を監査し、監査報告を作成する（一般法第99条第1項、第197条）。
会計監査人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計監査人は、計算書類及びその附属明細書を監査し、会計監査報告書を作成する（一般法第107条第1項、第197条）。

【表2】 従前の制度との比較

	従前の公益法人制度における機関	新たな公益法人制度における機関
理事会、評議員・評議員会の設置	法人の健全かつ継続的な管理運営を可能にするとの観点から、主務官庁の指導監督や法人の判断により置いている機関（指導監督基準4）	法律に規定される機関であり、その権限や義務は法律の規定に従う。
理事会	理事の意思決定を行い、法人としての意思統一を行う重要な場（運用指針4(1) ⁹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の業務執行の決定 ・ 理事の職務の執行の監督 ・ 代表理事の選定・解職
評議員 評議員会	理事及び監事の選任機関並びにその法人の重要事項の諮問機関（指導監督基準4(4)① ¹⁰	理事・監事の選任・解任等の法律及び定款で定めた事項を決議
会長・理事長など法人の代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民法上、民法法人の代表権は各理事が等しく負うこととなっており、現在の理事長や会長等の法人を代表する者は、法律に基づくものではなく、個々の法人の判断により置かれているもの ・ このため、代表者以外の理事には代表権がないことを善意の第三者に対抗することができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として各理事が法人を代表するが、定款等の定めにより特定の者を代表理事とすることができる。 ・ 理事会設置社団法人及び財団法人は、必ず代表理事を選定しなければならない。 ・ 代表理事を決めると、その氏名や住所を登記しなければならない。 ・ 代表理事以外の理事には代表権がないことを第三者に対抗できる。

⁹ 実際の業務や機関としての位置づけは必ずしもこれに限られていない。

¹⁰ 実際の業務や機関としての位置づけは必ずしもこれに限られていない。

3 役員等の選任

特例民法法人が一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人に移行するに際して、①評議員、②理事・監事、③代表理事、④会計監査人を選任（選定）する必要がある。

各役員等の選任についてまとめると次のとおりになる。

	選 任		被選任者
	選任機関	最初の役員等の選任手続	
評議員	<ul style="list-style-type: none"> 定款で規定（ただし、理事及び理事会による選任規定は無効）（一般法第153条第3項第1号） 	<ul style="list-style-type: none"> 最初の評議員の選任方法は旧主務官庁の認可が必要（整備法第92条）（後述(1)参照） 	<ul style="list-style-type: none"> 代理出席不可（後述4参照） 厳格な損害賠償責任（後述5参照） 役員資格制限に該当しないこと（一般法第173条第1項が準用する第65条第1項¹¹） 当該法人又はその子法人の理事、監事又は使用人との兼職不可（一般法第173条第2項） 公益財団法人の場合には、欠格事由（認定法第6条第1号）に該当しないこと
理事	<ul style="list-style-type: none"> 社団法人は社員総会で選任（一般法第63条第1項） 財団法人は評議員会で選任（一般法第177条） 	<ul style="list-style-type: none"> 最初の理事は、民法法人の理事が一般法上の理事とみなされる（整備法第48条第1項） 	<ul style="list-style-type: none"> 代理出席不可（後述4参照） 厳格な損害賠償責任（後述5参照） 役員資格制限に該当しないこと（一般法第65条第1項、第177条） 公益社団・財団法人の場合には、公益認定基準（認定法第5条第10号及び第11号）を充足し、欠格事由（認定法第6条第1号）に該当しないこと
代表理事	<ul style="list-style-type: none"> 理事会が理事の中から選定（一般法第90条第3項、第197条） 	<ul style="list-style-type: none"> 最初の代表理事は、①新法に基づく理事会が存在している場合には当該理事会で選定し、②新法に基づく理事会が存在しない場合には定款変更の案に氏名を直接記載する方法で選定する¹² 	<ul style="list-style-type: none"> 理事の中から選定

¹¹ 一般法第65条第1項

次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律若しくは会社法（平成17年法律第86号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）第65条、第66条、第68条若しくは第69条の罪、会社更生法（平成14年法律第154号）第266条、第267条、第269条から第271条まで若しくは第273条の罪若しくは破産法（平成16年法律第75号）第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

¹² 内閣府「移行認定のための「定款の変更の案」の作成の案内」25頁・51頁

	選 任		被選任者
	選任機関	最初の役員等の選任手続	
監事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社団法人は社員総会で選任（一般法第63条第1項） ・ 財団法人は評議員会で選任（一般法第177条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最初の監事は、民法法人の監事が一般法上の監事とみなされる（整備法第48条第1項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厳格な損害賠償責任（後述5参照） ・ 役員資格制限に該当しないこと（一般法第65条第1項、第177条） ・ 当該法人又はその子法人の理事又は使用人との兼職不可（一般法第65条第2項、第177条） ・ 公益社団・財団法人の場合には、公益認定基準（認定法第5条第10号及び第11号）を充足し、欠格事由（認定法第6条第1号）に該当しないこと
会計監査人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社団法人は社員総会で選任（一般法第63条第1項）。ただし、監事の同意が必要（一般法第73条第1項） ・ 財団法人は評議員会で選任（一般法第177条）。ただし、監事の同意が必要（一般法第177条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社団法人の場合の最初の会計監査人は、社員総会で選任 ・ 財団法人の場合の最初の会計監査人は、①新法に基づく評議員会が存在している場合には当該評議員会で選任し、②新法に基づく評議員会が存在しない場合には定款変更の案に氏名を直接記載する方法で選任する¹⁴ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厳格な損害賠償責任（後述5参照） ・ 公認会計士又は監査法人でなければならない（一般法第68条第1項、第177条） ・ 会計監査人の資格制限に該当しないこと（一般法第68条第3項¹³、第177条）

(1) 最初の評議員の選任

民法法人の寄附行為における評議員・評議員会を置く旨の定めは、それぞれ一般法に規定する評議員・評議員会を置く旨の定めとしての効力を有しない（整備法第89条4項）。したがって、すべての特例民法法人は、一般法施行日以降、一般法に基づく評議員を置いていない状態になる。

最初の評議員の選任は、旧主務官庁の認可を受けて理事が定める方法により行うこととなっており（整備法第92条）、次のような手続に従う必要がある¹⁵。

¹³ 一般法第68条第3項

次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

- 一 公認会計士法の規定により、第123条第2項に規定する計算書類について監査をすることができない者
- 二 一般社団法人の子法人若しくはその理事若しくは監事から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
- 三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

¹⁴ 前掲注12

¹⁵ 以下は、行政改革推進本部事務局「特定財団法人における最初の評議員の選任について」（平成18年9月）及び「特例財団法人における最初の評議員の選任について」（平成20年10月14日付け内閣府大臣官房新公益法人行政準備室事務連絡）により作成した。

	移行前に評議員を置く場合	移行と同時に評議員を置く場合
①法人内部で意思決定	<ul style="list-style-type: none"> 評議員を置くこと、最初の評議員の選任方法について、法人内部で意思決定 【最初の評議員の選任方法の例】 <ul style="list-style-type: none"> 中立的な立場にある者が参加する機関（評議員選定委員会等）を設置し、この機関の決定に従って最初の評議員を選任する 一定の知見を有する中立的な立場の法人（事業体）に委ねる等 	
②最初の評議員の選任方法の認可申請→認可	<ul style="list-style-type: none"> ①で決定した最初の評議員の選任方法について旧主務官庁へ認可を申請 	
③最初の評議員の選任	<ul style="list-style-type: none"> 認可を受けた方法で評議員を選任（選任後速やかに就任） 	<ul style="list-style-type: none"> 認可を受けた方法で評議員を選任（移行登記を条件とした停止条件付）
	<ul style="list-style-type: none"> 評議員の氏名等について登記 *その他の役員等の氏名等についても、就任済みのものは併せて登記 	
※ 公益財団法人へ移行する場合には、移行認定の申請に当たって、各評議員が欠格事由に該当していないことの確認が必要		
④移行申請	<ul style="list-style-type: none"> 移行の認可・認定の申請（定款変更2回目の定款の変更の案を添付） 	<ul style="list-style-type: none"> 移行の認可・認定の申請（定款の変更案の附則に評議員の氏名を記載して添付）
⑤認定・認可→登記 ¹⁷ →届出 ¹⁸	<ul style="list-style-type: none"> 移行の認可・認定→解散・設立の登記（③で登記していない役員等の氏名等を含む） →届出 	<ul style="list-style-type: none"> 移行の認可・認定→解散・設立の登記（役員等の氏名等を含む） →届出

(2) 役員等の選任の時期

役員等の選任は、定款変更の時期、移行認可・認定申請の時期等を見据えながら、合理的な時期に行う必要がある。

以下、移行認定までの間の役員等の選任の時期の例を挙げていく。

※ 以下の例のいずれも、民法法人の理事及び監事がそのまま、最初の理事及び監事に就任するケースを想定した。

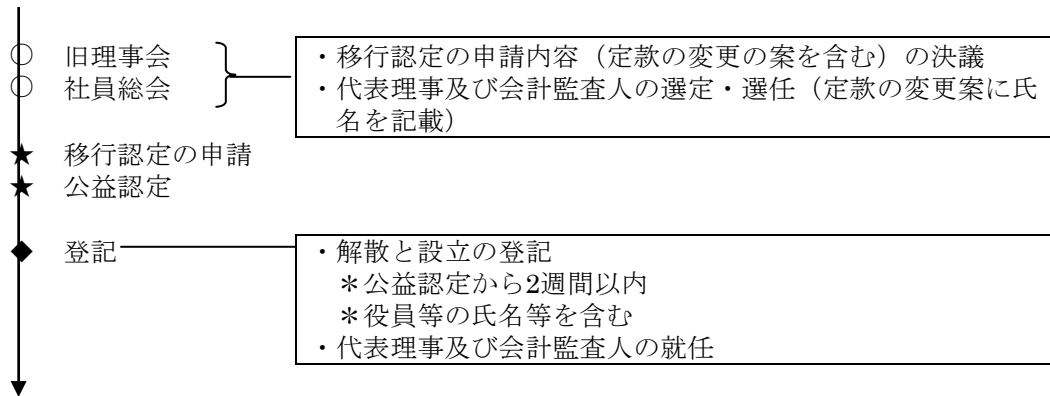
¹⁶ 移行前に評議員を置くためには、定款に評議員を置く旨を明記するとともに、評議員の選任及び解任の方法を定める必要がある（整備法第89条第3項、一般法第153条第1項第8号）。

なお、この定款変更1回目の申請は、必ずしも最初の評議員の選任方法の申請と同時に進行する必要はなく、最初の評議員の選任までに行えば良いと思われる。

¹⁷ 移行の認定・認可後、主たる事務所の所在地を管轄する登記所において2週間以内、従たる事務所の所在地を管轄する登記所に3週間以内に解散及び設立の登記をしなければならない（整備法106条、第121条第1項）。

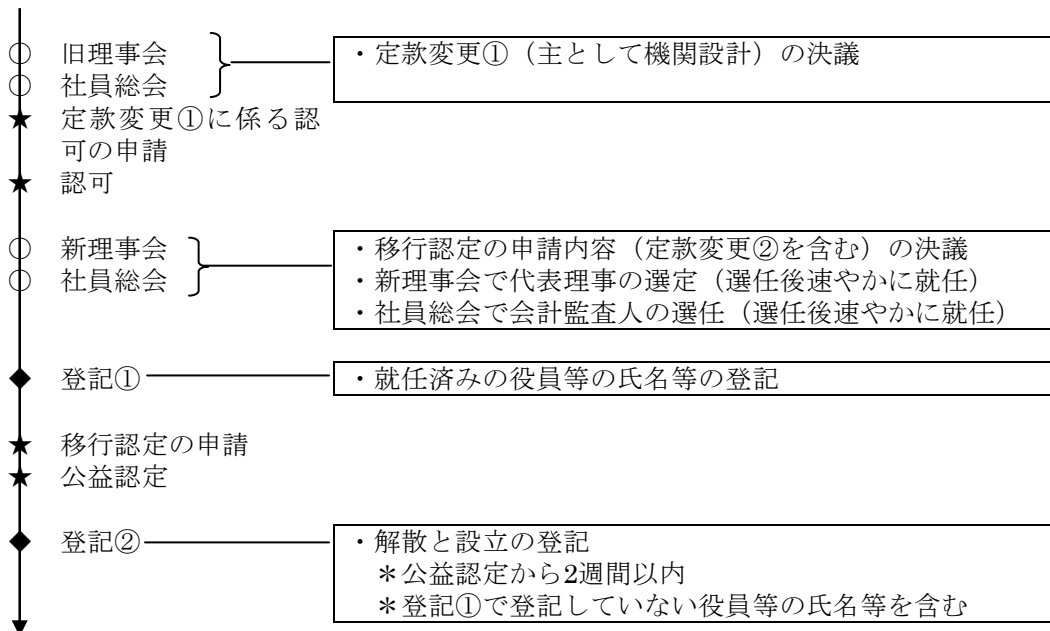
¹⁸ 解散の登記及び設立の登記をしたときは、遅滞なく、行政庁及び旧主務官庁に、その旨を届け出なければならない（整備法106条第2項、第121条第1項）。

ア 公益社団法人へ移行する場合（定款変更1回）



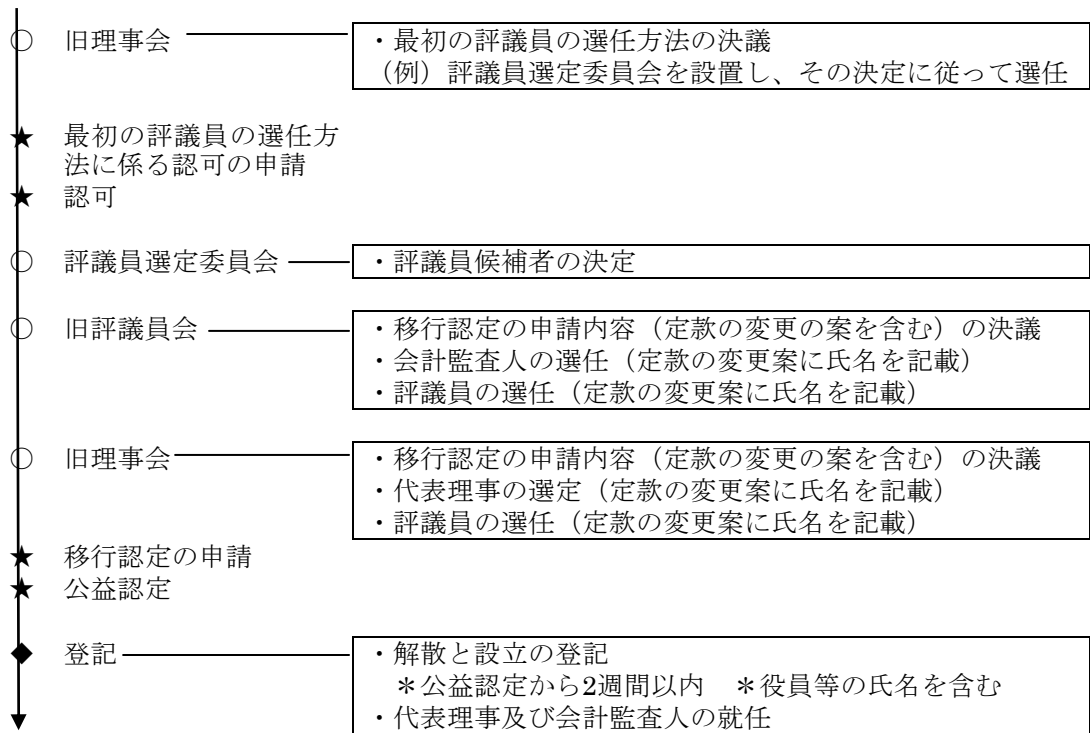
※特徴：移行認定の申請内容（新定款を含む）は社員総会及び旧理事会で決議

イ 公益社団法人へ移行する場合（定款変更2回）



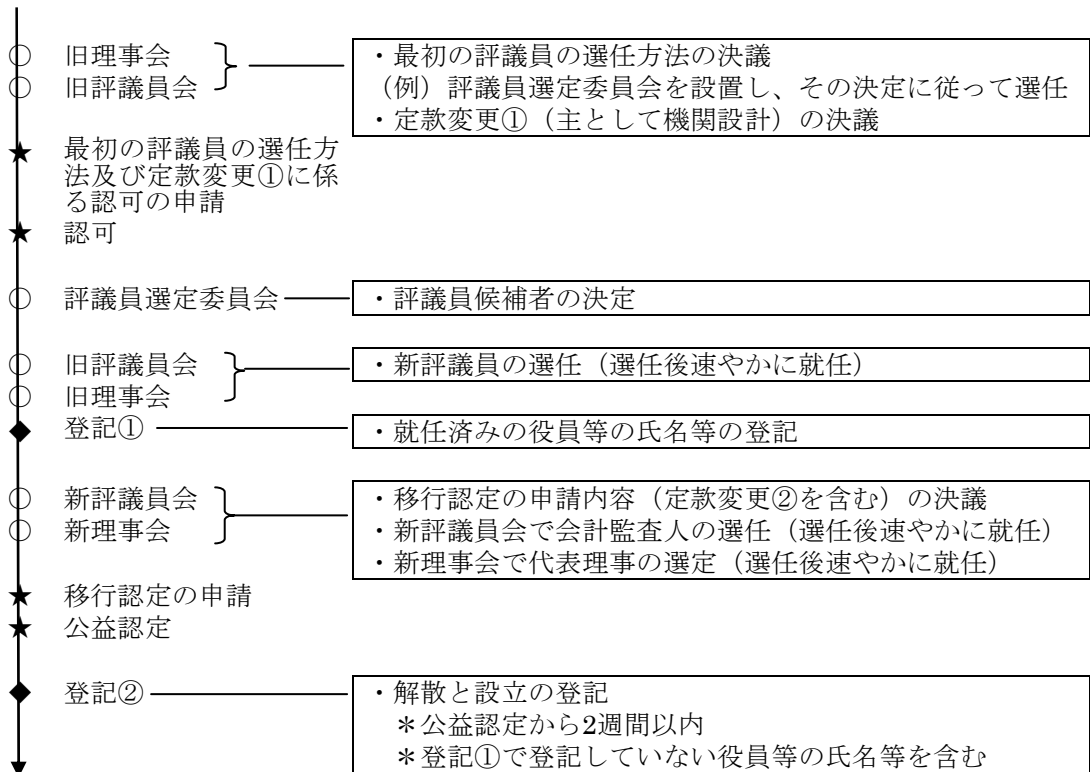
※特徴：移行認定の申請内容（定款変更②を含む）は社員総会及び新理事会で決議

ウ 公益財団法人へ移行する場合（定款変更1回）



※特徴：移行認定の申請内容（新定款を含む）は旧評議員会及び旧理事会で決議

エ 公益財団法人へ移行する場合（定款変更2回）



※特徴：移行認定の申請内容（定款②を含む）は新評議員会及び新理事会で決議

4 議決権の代理行使等の制限

民法法人における理事会・評議員会では、理事・評議員が書面表決や表決の委任を行うことが可能であったため、理事・評議員が理事会・評議員会へ実際に出席していなくても会の運営自体に支障はなかった。

これに対して、一般法においては、これらの議決権の代理行使等は大幅に制限されていることに留意が必要である。

議決には定足数が必要であり、また、議決権の代理行使等に制限があることを考慮すると、新法に基づく理事・評議員の選任に当たっては、理事会・評議員会に出席できる者を選任することが必要になる。

新法における議決権の代理行使等に関する制限等は、次のとおりである。

	表決の方法
理事会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 代理人による表決は不可 ○ 一部の理事の書面又は電磁的記録による表決は不可 ○ (実際に理事会は開催されなくとも) 理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす(一般法第96条、第197条) [ただし、定款でこの旨を規定する必要がある]
評議員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 代理人による表決は不可 ○ 一部の評議員の書面又は電磁的記録による表決は不可 ○ (実際に評議員会は開催されなくとも) 評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす(一般法第194条第1項)
社員総会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議決権の代理行使は可能(一般法第50条第1項) ○ 書面による議決権の行使は可能(一般法第51条) ○ 電磁的方法による議決権の行使は可能(一般法第52条) ○ (実際に社員総会は開催されなくとも) 社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす(一般法第58条)

5 役員等の損害賠償責任の強化

新たな公益法人制度改革の特徴の一つに役員等の損害賠償責任の強化を挙げることができる。従来の委任に基づく損害賠償責任に加えて、様々な役員等の損害賠償責任が法定されている。

したがって、一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人の役員等に就任予定の者に対しては、事前にその責任を十分に説明し、納得してもらった上で就任してもらう必要がある。

(1) 役員等の損害賠償責任の概要

新たな公益法人制度での役員等¹⁹の損害賠償責任は次のとおり整理できる。

	責任の内容
委任に基づく責任	○ 法人と役員等との関係は、委任に関する規定に従う（一般法第64条、第172条）ので、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う（民法第644条）。 → 役員等がこれに違反して法人に損害を与えた場合には、民法上の債務不履行（民法第415条）によって損害賠償責任を負うことになる。
任務懈怠責任	○ 役員等は、その任務を怠ったときは、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う（一般法第111条第1項、第198条）。
競業取引・利益相反取引に関する責任	○ 「競業及び利益相反取引の制限」 ²⁰ に反して法人に損害が生じたときは、任務懈怠と推定され、取引をした理事だけでなくそれを決定した理事や承認決議に賛成した理事もその責任が問われる（一般法第111条第2項、第3項、第198条）。
第三者に対する責任	○ 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、その役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う（一般法第117条第1項、第198条）。 ○ 理事が虚偽の登記をした場合等、監事又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告に虚偽の記載をした場合等の一定の行為をしたときは、その役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う（一般法第117条第2項、第198条）。
役員等の連帯責任	○ 役員等が法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等もその損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯債務者とする（一般法第118条、第198条）。

(2) 損害賠償責任の免除

(1)に挙げた責任は、次の方法により免除することができる。

- ① 総社員・総評議員の同意による免除（一般法第112条、第198条）
- ② 社員総会・評議員会の決議による免除（一般法第113条第1項、第198条）

社員総会・評議員会の決議により、賠償責任額から最低責任限度額²¹を控除

¹⁹ 理事、監事、会計監査人又は評議員を指す。

²⁰ 理事は、次に掲げる場合は、社員総会（又は理事会）において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない（一般法第84条、第197条）。

① 理事が自己又は第三者のために一般社団・財団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき
② 理事が自己又は第三者のために一般社団・財団法人と取引をしようとするとき
③ 一般社団・財団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団・財団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

²¹ 最低責任限度額＝年間役員報酬等の額×乗率

※ 乗率は、①代表理事6、②外部理事（業務執行に理事又は使用人として関与したことの無い理事）以外の理事4、③外部理事、監事、会計監査人2となっている。

した額を限度として免除することができる。

- ③ 理事（理事会）の決議による免除に関する定款規定がある場合（一般法第114条第1項、第198条）

②と同様の趣旨及び計算による免除が、理事又は理事会で決議できる旨を定款で規定している場合には、理事会等で役員等の責任の免除を決議することができる。

- ④ 責任限定契約による免除（一般法第115条第1項、第198条）

外部理事²²、外部監事²³、会計監査人は定款で規定する額と最低責任限度額のいずれか高い額を損害賠償責任額とする契約を法人と締結することができる旨を定款で定めることができる。

【コラム10】 地方自治体職員の役員等への就任

- 指導監督基準等においても、「現職公務員については、公益法人に対する指導監督等を行うという本来の職務を考えると、公益法人の理事に就任することは望ましくない」とされてはいるものの、地方自治体が主導的に設立した民法法人の役員等の職に、所管部局の幹部職員が就任しているケースが少なくない。
- 民法には役員等の法人に対する責任は明示されていなかったのに対して、一般法では、前述のように株式会社における役員等の損害賠償責任（会社法第423条第1項）と同様の極めて重い責任が規定されている。
- このことから、地方自治体の職員が一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人の役員等に就任するに当たっては、従前に増して慎重になるべきである。
- なお、本県においては、第三セクター等の法人役員への県職員の就任について、原則としてすべて廃止する見直し方針を定めている。²⁴

²² 外部理事とは、一般社団法人又は一般財団法人の理事であって、その一般社団法人若しくは一般財団法人又はその子法人の業務執行理事（代表理事（一般法第90条第3項）、代表理事以外の理事であって理事会の決議によって一般社団法人又は一般財団法人の業務を執行する理事として選定されたもの（一般法第91条第1項第2号）及びその一般社団法人又は一般財団法人の業務を執行したその他の理事をいう。）又は使用人ではなく、かつ、過去にその一般社団法人若しくは一般財団法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人になったことがないものをいう。

²³ 外部監事とは、法人の監事であって、過去にその法人又はその子法人の理事又は使用人になったことがないものをいう。

²⁴ 神奈川県行政システム改革推進本部「平成19年度及び20年度の行政システム改革基本方針の取組状況」（平成21年2月）22頁

第9章 申請

- 本章では、一般社団・財団法人への移行認可及び公益社団・財団法人への移行認定を申請する際に、行政庁へ提出する申請書類・添付書類について整理する。

第1節 一般社団・財団法人への移行認可申請の際の申請書類・添付書類

1 申請書類

移行認可に際しては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則に定める様式集」様式第3号により申請を行う（整備法規則第27条）。

様式第三号（第二十七条関係）	
	年 月 日
殿	
	法人の名称
	代表者の氏名 印
移行認可申請書	
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第45条の規定による認可を受けたいので、同法第120条の規定に基づき、下記のとおり申請します。	
記	
1	主たる事務所の所在場所
2	従たる事務所の所在場所
3	認可を受けた後の法人の名称
4	旧主務官庁の名称
(備考)	
1	用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2	3には、一般社団法人又は一般財団法人の区別を含めて記載すること。
3	旧主務官庁が複数ある場合にあつては、すべての旧主務官庁を記載すること。

2 添付書類

- 1の申請書類には次の書類を添付しなければならない（整備法第120条第2項、整備法規則第27条）。

No	添付書類	備考
1	現行の定款（整備法第120条第2項第1号）	
2	定款の変更の案（整備法第120条第2項第2号）	定款の変更について必要な手続を経ているもの
3	公益目的財産額（整備法第120条第2項第3号、整備法規則第29条第1号）	
4	算定日における貸借対照表の純資産額の部に計上すべき額（整備法第120条第2項第3号、整備法規則第29条第2号）	
5	各時価評価資産の算定日における帳簿価額並びに時価及びその算定方法（整備法第120条第2項第3号、整備法規則第29条第3号）	
6	算定日における引当金並びに賞与引当金及び退職給付引当金の明細（整備法第120条第2項第3号、整備法規則第29条第4号）	
7	算定日における財産目録並びに貸借対照表及びその附属明細書（整備法第120条第2項第4号、整備法規則第30条第1項第1号）	
8	申請直前事業年度の損益計算書及びその附属明細書（整備法第120条第2項第4号、整備法規則第30条第1項第2号）	
9	公益目的支出計画を記載した書類（整備法第120条第2項第5号）	公益目的支出計画を作成しなければならない認可申請法人の場合のみ
10	登記事項証明書（整備法第120条第2項第6号、整備法規則第31条第1号）	
11	時価評価資産の算定日における時価の算定の根拠を明らかにする書類（整備法第120条第2項第6号、整備法規則第31条第2号）	
12	申請直前事業年度の事業報告及びその附属明細書（整備法第120条第2項第6号、整備法規則第31条第3号）	
13	認可申請法人において定款の変更につ	

No	添付書類	備考
	いて必要な手続を経ていることを証する書類（整備法第120条第2項第6号、整備法規則第31条第4号）	
14	事業計画書及び収支予算書（整備法第120条第2項第6号、整備法規則第31条第5号）	
15	整備法第124条の確認を受けるまでの間の収支の見込みを記載した書類（整備法第120条第2項第6号、整備法規則第31条第6号）	整備法第124条の確認とは、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認（公益目的財産残額が0となった確認）を指す。
16	14、15に掲げるもののほか、整備法第117条第2号に掲げる基準に適合することを説明した書類（整備法第120条第2項第6号、整備法規則第31条第7号）	整備法第117条第2号に掲げる基準とは、公益目的支出計画が適正であり、かつ、認可申請法人が公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれるものであることを指す。
17	行政庁が必要と認める書類（整備法第120条第2項第6号、整備法規則第31条第8号）	

- 以上のように、添付書類は詳細かつ膨大なものとなるので、計画的に作成することが必要になる。
 - また、申請書類・添付書類は、少なくとも理事会での承認手続をとることが必要と考えられるが、公益目的支出計画等の今後の経営計画を示す重要な基本文書も含まれていることから、特例民法法人によっては、社員総会や評議員会での承認手続が必要となる場合があることに留意が必要である。
- ※ 以上の添付書類の様式、記載要領等の詳細は、「申請の手引き 移行認可編」を参照のこと。

第2節 公益社団・財団法人への移行認定申請の際の申請書類・添付書類

1 申請書類

移行認定に際しては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則に定める様式集」様式第1号により申請を行う（整備法規則第11条第1項）。

様式第一号（第十一条第一項関係）	
	年 月 日
殿	
	法人の名称 代表者の氏名
	印
移行認定申請書	
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第44条の規定による認定を受けたいので、同法第103条の規定に基づき、下記のとおり申請します。	
記	
1	主たる事務所の所在場所
2	従たる事務所の所在場所
3	公益目的事業を行う都道府県の区域
4	公益目的事業の種類及び内容
5	収益事業等の内容
6	認定を受けた後の法人の名称
7	旧主務官庁の名称
(備考)	
1	用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2	3には、定款に定めがある場合にのみ記載すること。
3	6には、公益社団法人・公益財団法人の別を含めて記載すること。
4	旧主務官庁が複数ある場合にあつては、すべての旧主務官庁を記載すること。

2 添付書類

- 1の申請書類には次の書類を添付しなければならない（整備法第103条第2項、整備法規則第11条第1項）。

No	添付書類	備考
1	現行の定款（整備法第103条第2項第1号、認定法第7条第2項第1号）	
2	事業計画書及び収支予算書（整備法第103条第2項第1号、認定法第7条第2項第2号）	
3	事業を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合においては、当該許認可等があったこと又はこれを受けることができることを証する書類（整備法第103条第2項第1号、認定法第7条第2項第3号）	該当する場合のみ添付
4	公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする財産目録、貸借対照表及び附属明細書（整備法第103条第2項第1号、認定法第7条第2項第4号、認定法規則第5条第2項第2号）	財産目録は、(a)認定法規則第31条第1項～第3項までの規定の例により作成したものであって、(b)整備法第44条の認定の申請をする日の属する事業年度の前事業年度の末日におけるもの（整備法規則第11条第2項）
5	事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類（整備法第103条第2項第1号、認定法第7条第2項第4号、認定法規則第5条第2項第3号）	
6	No.4・5に掲げるもののほか、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類（整備法第103条第2項第1号、認定法第7条第2項第4号、認定法規則第5条第2項第4号）	
7	認定法第5条第13号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類（整備法第103条第2項第1号、認定法第7条第2項第5号）	
8	定款の変更の案（整備法第103条第2項第2号）	定款の変更について必要な手続を経ているもの
9	登記事項証明書（整備法第103条第2項第3号、整備法規則第11条第3項第1号、認定法規則第5条第3項第1号）	

No	添付書類	備考
10	認定法第5条各号に掲げる基準に適合することを説明した書類（整備法第103条第2項第3号、整備法規則第11条第3項第1号、認定法規則第5条第3項第3号）	
11	滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書（整備法第103条第2項第3号、整備法規則第11条第3項第1号、認定法規則第5条第3項第6号）	
12	設立登記において登記する予定の理事、監事及び評議員（役員等就任予定者）の氏名、生年月日及び住所を記載した書類（整備法第103条第2項第3号、整備法規則第11条第3項第2号）	
13	役員等就任予定者が認定法第6条第1号ロ～ニのいずれにも該当しないことを説明した書類（整備法第103条第2項第3号、整備法規則第11条第3項第3号）	
14	認定法第6条第3号、第4号及び第6号のいずれにも該当しないことを説明した書類（整備法第103条第2項第3号、整備法規則第11条第3項第4号）	
15	旧主務官庁の監督上の命令に違反している法人ではないことを説明した書類（整備法第103条第2項第3号、整備法規則第11条第3項第5号）	
16	定款の変更について必要な手続を経ていることを証する書類（整備法第103条第2項第3号、整備法規則第11条第3項第6号）	
17	申請する日の属する事業年度の前事業年度の事業報告及びその附属明細書（整備法第103条第2項第3号、整備法規則第11条第3項第7号）	合併をする特例民法法人にあっては、一般法第306条第1項の登記をする日の属する事業年度以後のものに限る。
18	認定法規則附則第2項の規定による財産の明細を記載した書類（整備法第103条第2項第3号、整備法規則第11条第3項第8号）	No.19に掲げるものを除く。
19	認定法規則附則第7項に規定する共用財産の明細及び当該財産に係る同項に規	

No	添付書類	備考
	定する割合の算定の根拠を記載した書類 (整備法第103条第2項第3号、整備法規則第11条第3項第9号)	
20	行政庁が必要と認める書類 (整備法第103条第2項第3号、整備法規則第11条第3項第10号)	

- 以上のように、添付書類は詳細かつ膨大なものとなるので、計画的に作成することが必要になる。
- また、申請書類・添付書類は、少なくとも理事会での承認手続きをとることが必要と考えられるが、事業計画、予算書等の今後の経営計画を示す重要な基本文書も含まれていることから、特例民法法人によっては、社員総会や評議員会での承認手続きが必要となる場合があることに留意が必要である。
- ※ 以上の添付書類の様式、記載要領等の詳細は、「申請の手引き 移行認定編」を参照のこと。

第10章 登記

- 行政庁への申請の結果、認可・認定を受けた後に、法人は登記を行わなければならない。
- 一般社団・財団法人及び公益社団・財団法人は、認可・認定を受けた日から、その主たる事務所の所在地においては2週間以内に、その従たる事務所の所在地においては3週間以内に設立の登記をした上で（整備法第106条第1項、第121条第1項）¹、遅滞なく、行政庁及び旧主務官庁にその旨届出をしなければならない（整備法第106条第2項、第121条第1項）。
 なお、一般社団・財団法人及び公益社団・財団法人は、この届出をしないときには、認可・認定が取り消される（整備法第109条第1項、第131条第2項）。
- 本章では、新たな公益法人制度の登記に関する事項を整理する。まず登記事項等を確認した上で（第1節参照）、次に登記に関する留意事項を述べていく（第2節参照）。

第1節 登記事項等

1 主たる事務所の所在地における登記

一般社団・財団法人及び公益社団・財団法人の主たる事務所の所在地における登記事項は次のとおりである。

一般社団法人及び公益社団法人 (一般法第301条第2項)	一般財団法人及び公益財団法人 (一般法第302条第2項)
① 目的	
② 名称	
③ 主たる事務所及び従たる事務所の所在場所	
④ 存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め	
⑤ 理事の氏名	⑤' 評議員、理事及び監事の氏名
⑥ 代表理事の氏名及び住所	
⑦ 理事会設置法人であるときは、その旨	/
⑧ 監事設置法人であるときは、その旨及び監事の氏名	
⑨ 会計監査人設置法人であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称	
⑩ 一時会計監査人（一般法第75条第4項、第177条）を置いたときは、その氏名又は名称	
⑪ 役員等の責任の免除についての定款の定め（一般法第114条第1項、第198条）があるときは、その定め	
⑫ 外部役員等が負う責任の限度に関する契約の締結について定款の定め（一般法第115条第1項、第198条）があるときは、その定め	

¹ この登記と同時に、特例民法法人の解散の登記も行わなければならない（整備法第159条第1項）。なお、設立の登記においては、特例民法法人の成立の年月日、特例民法法人の名称並びに名称を変更した旨及びその年月日を登記しなければならない（整備法第157条）。

一般社団法人及び公益社団法人 (一般法第301条第2項)	一般財団法人及び公益財団法人 (一般法第302条第2項)
⑬ ⑫の定款の定めが外部理事に関するものであるときは、理事のうち外部理事であるものについて、外部理事である旨	
⑭ ⑫の定款の定めが外部監事に関するものであるときは、監事のうち外部監事であるものについて、外部監事である旨	
⑮ 計算書類を電磁的記録をもって作成するときは(一般法第128条第3項、第199条)、貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項	
⑯ 公告方法	
⑰ ⑯の公告方法が電子公告(一般法第331条第1項第3号)であるときは、電子公告に関する一定の事項	

また、登記に際しては、次の添付書類が必要になる(整備法第158条)。

- 行政庁からの認可・認定を受けたことを証する書面
- 定款
- 新たに選任する評議員がいる場合は、旧主務官庁の認可(整備法第92条)を受けたことを証する書面及びその者が就任を承諾したことを証する書面
- 新たに選任する理事、代表理事又は監事がいる場合は、その者が就任を承諾したことを証する書面
- 新たに選任する会計監査人がいるときは、①社団法人の場合には、(a)就任を承諾したことを証する書面、(b)会計監査人が法人のときにはその監査法人の登記事項証明書、(c)会計監査人が個人の場合にはその者が公認会計士であることを証する書面、②財団法人の場合には、(a)会計監査人の選任に関する書面、(b)就任を承諾したことを証する書面、(c)会計監査人が法人のときにはその監査法人の登記事項証明書、(d)会計監査人が個人の場合にはその者が公認会計士であることを証する書面

2 従たる事務所の所在地における登記

一般社団・財団法人及び公益社団・財団法人の従たる事務所の所在地における登記事項は次のとおりである。

一般社団法人及び公益社団法人 (一般法第312条第2項)	一般財団法人及び公益財団法人 (一般法第312条第2項)
① 名称	
② 主たる事務所の所在場所	
③ 従たる事務所(その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。)の所在場所	

第2節 登記に関する留意事項

ここでは、登記に関する留意事項として、①従前と新たな公益法人制度との登記事項の相違点、②特例民法法人の登記に関する経過措置について述べていく。

1 従前と新たな公益法人制度との相違点

民法法人の登記事項と一般社団・財団法人及び公益社団・財団法人の登記事項とは、次の点に違いがあるので留意が必要である。

(1) 登記事項から外されたもの

民法法人の登記事項のうち次の事項は、登記事項から外されたり、登記対象が縮小されたりしている。

民法法人の登記事項	新たな公益法人制度での登記事項
設立許可の年月日、資産の総額、出資の方法	登記事項の対象から外れた。 ²
理事の氏名及び住所	理事の氏名のみとなった。 (代表理事のみ氏名及び住所を登記)

(2) 新たに登記事項に加えられたもの

民法法人の登記事項ではなかったが、新たな公益法人制度では登記事項となっているものは次のとおりである。

一般社団法人及び公益社団法人	一般財団法人及び公益財団法人
理事会、監事を設置している旨等	評議員及び監事の氏名
<ul style="list-style-type: none">・会計監査人、一時会計監査人を設置している旨等・役員等の責任の免除についての定款の定め・外部役員等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定め並びにその外部理事及び外部監事である旨・貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項・公告方法等	

2 特例民法法人の登記に関する経過措置

改革3法施行から一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人への移行までの間、民法法人は特例民法法人として存続することになる。

特例民法法人の登記に関しては経過措置が設けられているため（整備法第77条第1項）、改革3法施行に伴う登記の必要はない。

² 資産の総額及び出資の方法については、一般法施行後に登記官が職権で抹消する。（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係省令の整備及び経過措置に関する省令第9条第1項第5号及び第6号）

第11章 合併

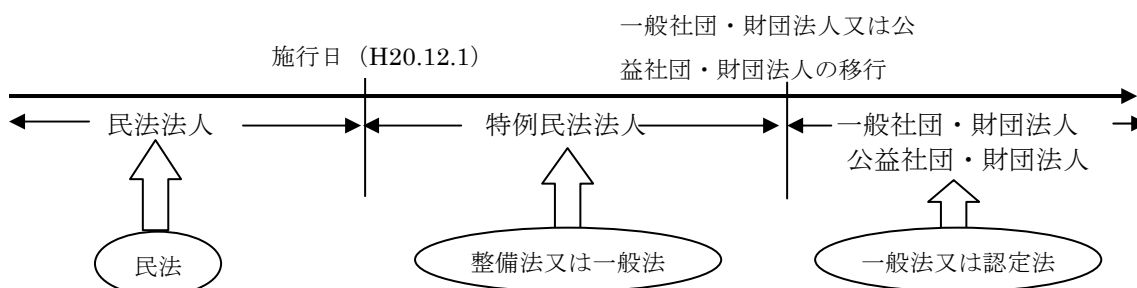
- 特例民法法人は、選択した法人形態に応じて、第5章～第7章までに記載した様々な基準への適合等を確認し、不適合箇所の改善を図る必要がある。
- この改善によっても基準をクリアできない場合には、当該特例民法法人単体での一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人への移行が困難なため、他の特例民法法人と合併した上で、一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人へ移行することが考えられる。
- 本章では、まず合併手続を規律する法令等を確認した上で（第1節参照）、特例民法法人の合併（第2節参照）について述べていく。

第1節 合併手続を規律する法令等

合併をいつ実施するかにより、その手続を規律する法令等が異なる。

- ① 改革3法の施行日以前は、民法の規定に従う。
- ② 改革3法の施行日から一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人への移行までの間（この間、民法法人は特例民法法人として存続（整備法第40条））は、整備法又は一般法の規定に従う。
- ③ 一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人への移行後は、一般法又は認定法の規定に従う。

以上をまとめると次のような図を描くことができる。



第2節 特例民法法人の合併

特例民法法人の合併について、整備法に吸収合併手続が定められている¹。ただし、この新たな手続では、特例民法法人と特例民法法人との合併（吸収合併に限る）のみが認められており、特例民法法人と一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人との合併は認められていない。

¹ この新たな手続には、①合併消滅特例民法法人の清算手続が不要、②合併消滅特例民法法人が保有する権利義務（財産、契約等）を合併存続特例民法法人に包括的に承継させることが可能、③事前開示・債権者保護手続等の明確化により円滑に合併できるなどのメリットがある。

1 特例民法法人の合併手続のフロー²

合併存続特例民法法人 ³ における手続	合併消滅特例民法法人 ⁴ における手続
① 吸収合併契約の締結 ↓	① 吸収合併契約の締結 ↓
② 吸収合併契約関連書類の備置き、閲覧 ↓	② 吸収合併契約関連書類の備置き、閲覧 ↓
③ 吸収合併契約の承認 ↓	③ 吸収合併契約の承認 ↓
④ 合併の申請 ↓	④ 合併の申請 ↓
⑤ 合併後旧主務官庁による認可 ↓	⑤ 合併後旧主務官庁による認可 ↓
⑥ 債権者保護手続 ↓	⑥ 債権者保護手続 ↓
⑦ 変更登記 ↓	⑦ 解散登記
⑧ 届出 ↓	
⑨ 合併関連書類の備置き、閲覧 ↓	
⋮ ↓	
一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人 への移行	

① 吸収合併契約の締結（整備法第66条第2項）

理事等が吸収合併契約を締結する。

吸収合併契約の内容については後述2参照

② 吸収合併契約関連書類の備置き、閲覧（一般法第246条第1項、第250条第1項）

社員総会、評議員会等による吸収合併契約の承認の2週間前⁵から一定の期間⁶、関連書類を備え置き、社員、評議員に対する閲覧等を実施する必要がある。

③ 吸収合併契約の承認（整備法第67条）

吸収合併契約は、社員総会又は評議員会の決議によって承認する必要がある。

評議員会を置かない財団においては、定款の変更を議決する機関等において吸収合併契約を承認することが可能である。

² 行政改革推進本部事務局「特例民法法人の合併のポイント」（平成18年9月）を基に作成

³ 合併後も存続する特例民法法人

⁴ 合併により消滅する特例民法法人

⁵ 債権者に対しては、債権者保護手続開始後

⁶ 合併存続特例民法法人は吸収合併の登記の日後6箇月を経過する日まで、合併消滅特例民法法人は吸収合併の登記の日まで

④ 合併の申請（整備法第69条第2項、第3項）

旧主務官庁あてに申請書等を提出する⁷。

申請書類⁸には次の書類を添付しなければならない。

- 吸収合併契約書
- 吸収合併契約の承認を受けたことを証する書類
- 合併をする特例民法法人の定款
- 合併存続特例民法法人の定款の案
- 政令で定める書類⁹

⑤ 合併後旧主務官庁による認可（整備法第69条第1項）

特例民法法人の合併は、合併存続特例民法法人の当該合併後の業務の監督を行う旧主務官庁の認可を受けなければその効力を生じない。

⑥ 債権者保護手続（整備法第70条）

合併する両法人の債権者保護のために、合併存続特例民法法人・合併消滅特例民法法人のいずれも、次の事項を行わなければならない。

- 認可の通知のあった日から、2週間以内に財産目録、貸借対照表を作成し、主たる事務所に備え置く。
- 同期間内に合併に関する事項を官報に公告し、債権者に個別に催告する。
（債権者の異議申立期間は、公告又は催告のいずれか早い日から2箇月以上を設定する。）
- 同期間に債権者は財産目録等の閲覧等を請求することができる。
- 同期間に債権者が異議を述べた場合には、当該債権者に対する弁済か相当の担保を提供するか、又は当該債権者のため信託会社等へ相当の財産を信託する。

⑦ 登記（整備法第72条第1項、一般法第306条第1項）

債権者保護手続を終えてから2週間以内に、主たる事務所の所在地において¹⁰、変更又は解散の登記をする必要がある。

⑧ 届出（整備法第72条第2項）

合併存続特例民法法人は、登記後遅滞なく、登記事項証明書を添付して合併前旧主務官庁と合併後旧主務官庁に登記したことを届け出る必要がある。

⁷ 合併前旧主務官庁と合併後旧主務官庁が異なる場合には、申請書等は合併前旧主務官庁を経由して提出

⁸ 申請書類には、①申請をする特例民法法人の代表者の氏名、②合併をする特例民法法人の名称及び主たる事業所の所在場所、③合併存続特例民法法人が名称又は主たる事務所の所在場所を変更する場合にあっては、変更後のこれらの事項を記載する（整備法第69条第2項）。

⁹ 政令で定める書類は、①合併の直前及び直後に合併存続特例民法法人の貸借対照表を作成したとするならば当該貸借対照表の資産の部及び負債の部に計上すべきそれぞれの額を記載した書類、②合併後の事業活動の内容を記載した書類、③合併後旧主務官庁が別に定める書類

¹⁰ 従たる事務所の所在地においても、登記から3週間以内に変更の登記をしなければならない。

⑨ 合併関連書類の備置き、閲覧（一般法第253条）

吸収合併の登記の日から6箇月間、合併関連書類を備え置き、社員、評議員、債権者に対する閲覧等を実施する必要がある。

2 吸収合併契約書

特例民法法人の吸収合併契約書には、合併存続法人と合併消滅法人の名称及び住所を定めなければならない（一般法第244条第1号）。これ以外に吸収合併契約書に定める事項は各特例民法法人の状況により異なると思われるが、ここでは、社会福祉法人の合併契約書を基に作成した吸収合併契約書を例として挙げる。

【例】

吸 収 合 併 契 約 書

〇〇財団（以下「甲」という。）と△△財団（以下「乙」という。）との間に、両法人の合併に関し次の契約を締結する。

第1条 甲は、乙を合併して存続し、乙はこれにより解散するものとする。

第2条 甲は、乙の平成〇〇年×月◇日現在の貸借対照表及び財産目録を基礎とし、以後合併期日までの間における収入支出を加除し、合併期日における乙の権利義務一切を承継するものとする。

第3条 合併期日は平成〇×年◇月△日とする。ただし、期日において合併に必要な手続を行うことが困難な場合においては、甲乙両法人の代表者の協定によってこれを延長できるものとする。

第4条 甲及び乙は本契約締結後その所有に係る一切の財産を最善の注意をもって管理し、新たな義務等の負担その他重要な取引については、予め、相手方の承認を受けるものとする。

第5条 合併後乙の解散に要する費用は甲において負担するものとする。

第6条 合併の際における乙の従業員は、甲においてすべてこれを引き継ぎ、雇用するものとする。

第7条 本契約に規定する事項以外に、合併に関して必要な事項があるときは、合併条件に反しない限り、甲乙両法人の代表者においてこれを協力し、執行することができるものとする。

第8条 甲及び乙は、本契約の承認並びに実行に関して必要な議決を経るため、平成〇〇年△月×日を期し、理事会及び評議員会を招集するものとする。

2 前項の議決があったときは、本契約書をもって正式契約書とする。

第9条 本契約締結の日から合併成立までの間に、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産に重大なる変化を来したときは、甲又は乙は本契約を解除することができるものとする。

第10条 本契約は、甲乙両法人において第9条に定めるところによる承認議決を経た後、所轄庁の合併認可の日から効力を生ずるものとする。

上記契約締結の証として本書2通を作り、甲乙両法人において1通を保有するものとする。

平成〇〇年▽月▲日

甲

住所

〇〇財団

理事長 〇〇 太郎

印

乙

住所

△△財団

理事長 □□ 一郎

印

第12章 解散・清算

- 特例民法法人単体で第5章～第7章までに記載した様々な基準等をクリアできず、また、他の特例民法法人と合併することもできない場合には、解散・清算¹することが考えられる。
- 本章では、まず解散・清算手続を規律する法令等を確認した上で（第1節参照）、解散・清算の手続（第2節参照）について述べていく。

第1節 解散・清算の手続を規律する法令等

第11章第1節で述べたのと同様、解散・清算をいつ実施するかによりその手続を規律する法令等が異なり、①民法法人が解散・清算する場合（平成20年11月30日までに解散・清算を実施する場合）には民法第68条以下、②特例民法法人が解散・清算する場合（平成20年12月1日～一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人へ移行するまでの間に解散・清算を実施する場合）には整備法が、それぞれ解散・清算手続を規律している。

しかしながら、整備法第95条に特例民法法人の解散・清算は「従前の例による」とされていることから、②の場合も原則として民法第68条以下の手続に従うことになる²。

なお、移行期間内（平成20年12月1日～平成25年11月30日）に移行認可・認定を受けなかった特例民法法人は、移行期間満了の日に解散したものとみなされる（整備法第46条）³。

第2節 解散・清算の手続

1 解散の手続

- 特例民法法人の解散は、民法第68条以下の規定に従い実施する必要がある。民法第68条には、次のような解散事由が規定されている。

<社団法人と財団法人に共通する解散事由（民法第68条第1項）>

- ① 定款又は寄附行為で定めた解散事由の発生
- ② 法人の目的である事業の成功又はその成功の不能
- ③ 破産手続開始の決定
- ④ 設立許可の取消

<社団法人に特有の解散事由（民法第68条第2項）>

- ⑤ 総会の決議
- ⑥ 社員が欠けたこと

¹ 清算とは、解散した法人の財産関係を整理し、最後の残余財産を一定の者に帰属させる手続その他既存の法律関係の後始末をすることである。民法に定める清算手続規定は、強行規定であり、定款若しくは寄附行為の規定又は社員総会の決議によりこれと異なる手続を定めることはできない（以上は、神奈川県総務部文書課『新公益法人事務の手引』（1989）・280頁）。

² ただし、解散・清算に関する登記事項（整備法第77条第6項）等の一定の事項については、一般法の規定に従う。

³ ただし、例外的なケースとして、移行期間内に移行の認可・認定の申請をしたが、行政庁において審査中のまま移行期間の満了日が到来した場合には、満了日後、その申請に対して認可・不認可等がなされるまでは法人として存続し、認可・認定が得られなかった時点で解散したものとみなされる（整備法第110条、第121条第2項）。

- 以上の解散事由のうち、公益法人制度改革を機に解散するケースに適用できるものは、①又は⑤と考えられる⁴。
- ①を適用するためには、定款又は寄附行為で解散事由をどのように定めているかを確認する必要がある。定款又は寄附行為での解散についての典型的な規定は次のとおりである。

解散の規定（典型例）	
社団法人（定款）	総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得なければならない ⁵ 。
財団法人（寄附行為）	この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定による他、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認があったときは解散する ⁶ 。

- また、⑤は社団法人のみに適用できる解散事由である。
- したがって、解散手続は次のように整理できる。

社団法人		財団法人（次頁【注意】も参照のこと）	
定款に解散の規定がない場合	定款に解散の規定がある場合（典型例）	寄附行為に解散の規定がない場合	寄附行為に解散の規定がある場合（典型例）
総会の決議 （総社員の3/4以上の賛成（民法第68条第2項第1号及び第69条）） * 上記解散事由⑤を適用	正会員の3/4以上の同意 ↓ 主務官庁の承認	寄附行為の変更 ^(※) ↓ 変更によって定められた手続	理事会での理事の3/4以上の同意 ↓ 主務官庁の承認
解散等の登記 ^(※※)			

(※) ・ なお、財団法人のうち「寄附行為に解散の規定がない場合」には、①解散事由を定めるために寄附行為を変更した上で、②その解散事由に従って解散を行うことになる。①の寄附行為の変更については、寄附行為に(a)「寄附行為の変更に関する定めがある場合」と(b)「寄附行為の変更に関する定めがない場合」とで手続が異なる（第8章第1節1(2)ウ参照）。

- ・ (a)の「寄附行為の変更に関する定めがある場合」には、次のような手続を採る必要がある。

- (i) 寄附行為に定めている手続に従い、寄附行為を変更し（整備法第94条第2項）、解散事由を定める。
- (ii) (i)の寄附行為の変更について主務官庁の認可を得る（整備法第94条第6項）。
- (iii) (i)で定めた解散事由に従い、解散事由を発生させる。

⁴ 場合によっては、②法人の目的である事業の成功又はその成功の不能を適用できるケースもあると思われるが、②は「理事会等の機関の判断のみでは足りず、客観的に成功不能であると認むべき事情があることを必要とする」（昭和37年11月8日東京高裁判決）と解されていることから、②の適用に当たっては理事会等の機関の判断のみで解散することができないことに留意が必要である。

⁵ 神奈川県総務部文書課『新公益法人事務の手引』（1989）・60頁

⁶ 前掲注5・90頁

- ・ また、(b)の「寄附行為の変更に関する定めがない場合」には、次のような手続を採る必要がある。

- (i) 理事の定めるところにより、「寄附行為の変更に関する定め」を設けるために寄附行為の変更をする（整備法第94条第3項）。
- (ii) (i)の寄附行為の変更について主務官庁の許可を得る（整備法第94条第6項）。
- (iii) (i)の「寄附行為の変更に関する定め」の手続に従い、寄附行為を再度変更し、解散事由を定める（整備法第94条第2項）。
- (iv) (iii)の寄附行為の変更について、主務官庁の許可を得る（整備法第94条第6項）。
- (v) (iii)で定めた解散事由に従い、解散事由を発生させる。

(※※) 特例民法法人の解散・清算に係る登記は一般法の定めによるとされており（整備法第77条第6項）、定款で定めた解散事由等の発生を証する書面を添付して解散の登記を行うとともに（一般法第324条）、清算人の登記を行わなければならない（一般法第326条）。

- 以上のように、新たな公益法人制度への対応を機に解散を検討する場合には、各特例民法法人は、自らの定款又は寄附行為の解散についての規定を再確認した上で、社員総会決議等の団体内部の意思決定や主務官庁の承認等の解散事由を充足する必要がある。

なお、各手続を始める前に、主務官庁及び所管の法務局に相談するのが望ましい。

【注意】特例財団法人の解散の考え方について

特例財団法人の解散については、上記の考え方のほかに、内閣府より下記のような考え方も示されている⁷ので、解散手続を開始する前に主務官庁及び所管の法務局に相談し、解散登記に至るまでの手続について方針を定めておくことが望ましい。

- 特例財団法人の解散事由については、整備法第63条の特則（解散命令）及び第64条に定められている適用除外規定等を除いて、一般法第202条が適用される。
- 一般法第202条の解釈については、一般財団法人は、設立者の定めた目的を実現すべき法人であり、一般社団法人の場合とは異なり、設立後に評議員会の決議などの法人の機関の意思決定によって自主的に解散することはできないと考えられることから、特例財団法人の解散事由についても、これと同様に取り扱われる。
- このため、特例財団法人において、整備法の施行日以降は、従来の寄附行為の定めが無効と解され、これに基づいて自主解散をすることはできないものとなるとの考え方もあり得る。
- 仮に、従来の寄附行為の定めに基づいて自主解散をしたとしても、例えば、解散の登記の申請の際、各法務局において、解散の登記の申請が受理されないなどの事態が発生する可能性もある。
- なお、この場合であっても、特例財団法人がまったく解散できなくなるわけではなく、特例財団法人の存続期間を定める寄附行為の変更を行うことで解散は可能である。

⁷ 「特例財団法人の解散について」（内閣府大臣官房新公益法人行政準備室 平成20年11月21日付け各府省及び各都道府県公益法人担当課あて事務連絡）

2 清算の手続

清算に係る手続は、民法に法定されている。

清算は、①清算人の就任→②登記及び届出→③現務の完了→④債権の取立・債務の弁済→⑤残余財産の引渡し→⑥清算終了の登記→⑦清算終了の届出という手続を経る必要がある⁸。

(1) 清算人の就任

清算人は⁹、理事と同様に執行機関であると同時に代表機関であり、清算の目的の範囲に属する事項については、内部の事務を執行するとともに、外部に対しては清算法人¹⁰を代表する。

清算人の就任については次の①～④の場合がある。

- ① 定款又は寄付行為に清算人になる者の定めがある場合（民法第74条ただし書）
- ② 社員総会において理事以外の者を選任した場合（民法第74条ただし書）
- ③ 理事が清算人となる場合（民法第74条）
- ④ 裁判所が選任する場合（民法第75条）

(2) 登記及び届出

特例民法法人の解散に係る登記は一般法の定めによるとされており（整備法第77条第6項）、定款で定めた解散事由等の発生を証する書面を添付して解散の登記を行うとともに（一般法第324条）、清算人の登記を行わなければならない（一般法第326条）。

解散の登記及び清算人就任の登記を完了したときは、清算人は、その旨を主務官庁に届け出なければならない（民法第77条第1項及び第2項）。

(3) 現務の完了

現務の完了とは、法人が解散した時点において現に継続している事務を完結させることをいう。

(4) 債権の取立・債務の弁済

債権の取立とは、清算法人の有する債権の弁済を受けることである。債権の中に弁済期に達していない債権や条件付債権がある場合には、破産の場合を除き、清算手続を速やかに行うためにこれを換価処分することも清算人の権限としてできるが、清算法人の債務が少ないなど、あえて換価処分する必要がなければ残余財産として残すこともできる。

債務の弁済は、法人が負担していた債務を履行することである。債務の弁済につい

⁸ 以下の(1)～(5)及び(7)は、前掲注5・280～288頁

⁹ 特例民法法人が解散しても機関（社員総会、理事、監事等）は存続するが、解散によりその目的事業を遂行する能力を失った法人においては、理事は、解散前の法人の目的事業を遂行するための機関であるため、当然にその職務権限を失い、その代わりに清算人という機関を設ける必要がある（前掲注5・281頁）。

¹⁰ 解散した法人は、清算終了までの間は、清算の目的の範囲内で存続するが、この法人を清算法人という（前掲注5・280頁）。

ては次の手続に従う必要がある。

① 除斥公告（民法第79条第1項及び第2項）

清算人は、就任の日から2箇月以内に少なくとも3回、一般債権者に対し、公告の日から2箇月以上の期間を定めてその期間内に債権の申出をすべき旨及びもし申出をしないときは清算から除斥する旨の除斥公告をしなければならない。

除斥公告の方法は、一般的には官報で行う。

② 催告（民法第79条第3項）

清算法人の側に知っている債権者には、除斥公告とは別に、各別に債権の申出を催告しなければならない。この催告は、1回だけすればよい。しかし、この催告に対して申出をしなかったからといって除斥することはできない（民法第79条第2項ただし書）。

(5) 残余財産の引渡し

債務の弁済の手続が終わった後に、なお積極財産が残存する場合があります、この残余財産は、次の方法により処分する¹¹。

① 定款又は寄付行為をもって指定した者に帰属させる方法（民法第72条第1項）

② 主務官庁の許可を得てその法人の目的に類似する目的のために処分する方法（民法第72条第2項）

③ 国庫に帰属させる方法（民法第72条第3項）

(6) 清算終了の登記

特例民法法人の清算に関する登記については一般法の定めによるとされており（整備法第77条第6項）、決算報告の承認があったことを証する書面を添付して、清算終了の登記を行わなければならない（一般法第328条）。

(7) 清算終了の届出

清算が終了したときは、清算人は、これを主務官庁に届け出なければならない（民法第83条）。

¹¹ なお、民法法人の中には地方自治体から出捐金を受けている法人があり、出捐に応じた残余財産を地方自治体に返還すべきか否かが問題となる場合がある。

地方自治体が民法法人へ出捐する際には、条例又は議会の議決を要し（地方自治法第237条第2項）、また、この出捐金は、出資による権利（地方自治法第238条第1項第7号）として公有財産として扱う必要があるものの、出資による権利には返還請求できるような具体的な権利性はないことから、民法法人が出捐金を返還する義務はないと解されている（渋谷幸夫「公益法人管理運営Q&A 解散に伴う出捐金の自治体返還請求権」非営利法人735号（2006号）・37頁）。

3 まとめ

以上の解散・清算の手続をフロー図に整理すると次のようになる。

	社団法人		財団法人 (149頁【注意】も参照のこと)	
	定款に解散の規定がない場合	定款に解散の規定がある場合 (典型例)	寄附行為に解散の規定がない場合	寄附行為に解散の規定がある場合 (典型例)
解散手続	①総会の決議 (総社員の3/4以上の賛成)	①正会員の3/4以上の同意 ↓ ①'主務官庁の承認	①寄附行為の変更 ↓ ①'変更によって定められた手続	①理事会での理事の3/4以上の同意 ↓ ①'主務官庁の承認
	①” 解散等の登記			
清算手続	↓ ②清算人の就任 ↓ ③登記及び届出 ↓ ④現務の完了 ↓ ⑤債権の取立・債務の弁済 ↓ ⑥残余財産の引渡し ↓ ⑦清算終了の登記 ↓ ⑧清算終了の届出			

研究員名簿等

○ 平成 19 年度研究員名簿

所 属	職 名	氏 名
総務部行政システム改革推進課	主 幹	舘 聡彦 (チームリーダー)
環境農政部環境農政総務課	副主幹	城野 浩児
保健福祉部福祉監査指導課	主 事	栗田 康弘
商工労働部商業観光流通課	主 事	多嶋 芙紗子
教育局総務課	主 事	岸岡 真人
(財) 神奈川中小企業センター総務部経理課	課長補佐	志澤 淑行
(財) 神奈川県都市整備技術センター総務課	主 査	長岡 和幸
自治総合研究センター研修研究部研究課	主 幹	山本 洋一 (2007年5月まで)
	主 査	桜井 嘉郎
	主 査	秋田 芳巳 (2007年6月から)

○ 平成 20 年度研究員名簿

所 属	職 名	氏 名
自治総合研究センター研究課	主 査	小川 恵美
	主 査	秋田 芳巳

○ 助言をいただいた方々

平成 19 年度

所 属	職 名	氏名
公益法人運営コンサルタント		渋谷 幸夫
(財) 日本経済研究所調査局	副局長	五十嵐 誠
	調査第三部長	吉田 育代
みずほ総合研究所(株) 研究開発部	上席主任研究員	福田 裕之
	主任研究員	中澤 豊
	調査役	阿部 純哉
大光監査法人	理事長 公認会計士	亀岡 保夫

平成 20 年度

所 属	職 名	氏名
公益法人運営コンサルタント		渋谷 幸夫

(敬称略)

報告書名 公益法人制度改革に向けた法人の取組【増補改訂版】
(平成20年度部局共同研究報告書)

発行日 2009(平成21)年3月

編集・発行 神奈川県自治総合研究センター
〒247-0007
横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1-3
電話 (045) 896-2932 (研究課直通)
FAX (045) 896-2928

印刷 株式会社トーカイ
